

第五章 幕末の社会



屏写真 開港風景 (『イラストレイテッド・ロンドン・ニューズ』)

- 第一節 幕末期の兵庫
- 第二節 村落社会の趨勢
- 第三節 幕末期の農業と鉱工業
- 第四節 幕末期の酒造業
- 第五節 幕末期の海運
- 第六節 陸上交通の変貌
- 第七節 幕末から維新へ

第一節 幕末期の兵庫

1 幕末期の兵庫津商業

株仲間再興令

興令

天保十三年（一八四二）の株仲間停止令で、流通統制が緩められると、勢い商人はその商品や大坂に商品が集中するということにはならず、価格も下がらなかった。幕府は、ついに嘉永四年（一八五二）かえって不融通な株仲間停止令を廃し、仲間の再興を命じたが、冥加金上納は免じ、仲間の人数も制限しないこととした。株仲間再興後、嘉永五年の調査と推定される兵庫津の株仲間は表183の通りである。

この再興令は、新規商人の活動を制限するものではなかったから、株仲間の再興後も取引をめぐる新旧商人の対立混乱は続いた。たとえば仲間停止期の新規商

表 183 株仲間再興後の兵庫津の株仲間

種 類	人 数
酒 造 屋	37 ^人
諸 問 屋	94
穀 物 仲 買	122
米 市 場 仲 買	(記載なし)
干 鰯 仲 買	70
塩 魚 干 魚 仲 買	64
生 炮 仲 買	19
た ば こ 仲 買	34
素 麵 屋 仲 間	18
湯 屋	29
定 芝 居	1

(注) 酒造石高は19,375石529。

資料:『大阪市史史料』6

人である油屋仁兵衛の諸問屋加入申請をめぐる対立もその一例であろう。讃岐の油屋仁兵衛は、兵庫津の淡路屋庄三郎に入家し、仲間停止時より讃岐の産物とくに和製砂糖を取り扱ったので、讃岐からの船もこの仁兵衛と取引するようになり、旧仲間のうちには取引に影響を受ける者もあった。その後株仲間が再興されるようになってからの嘉永五年、仁兵衛が、仲間に入っている淡路屋庄三郎と結んで、諸問屋仲間への加入を申請した時、旧来からの仲間で取引商船を奪われた米屋利兵衛、新屋清右衛門、鍋屋八兵衛、網屋吉治郎らは、これに反発し、庄三郎・仁兵衛の結んだ商取引を禁止するよう仲間年寄りに願ひ出ている。

また肥前美々津の井手善兵衛の手船は、仲間停止後備前屋治郎兵衛から塩屋安兵衛に取引先を変えていたが、金銭上の紛争もあって嘉永五年一月、さらに松屋治郎兵衛と取引を始めた。そこで塩屋安兵衛は、善兵衛への融資の件をもって取引先を変更しないよう、諸問屋仲間に出願したが、松屋は元々の取引先備前屋から引き受けたとしてこれに対立した。仲間では、再興後は元来の取引先備前屋の意向しだいとして、備前屋へ熟談するよう指示している。

同五年二月、車屋五兵衛の客である尾張知多郡小野浦の前野定次郎手船が、関東の干鰯やしめ粕を積んできて柴屋伊左衛門と取引をした時も、車屋は諸問屋仲間の年寄・年行司に訴え、仲間では旧慣を守るよう指示したが、今回は荷主である江戸の水戸屋の指図によるものとして特別に扱い、以後柴屋は車屋の客を取らないようにすることで決着させている。

さらに同五年八月には、干鰯屋仲間の年寄が、東出町の浜で夜毎に肥料を水揚げする船があるという風聞を調べたところ、水揚げしていたのは小宿の煎屋与右衛門の荷物であり、干鰯仲間外の近江屋新助が灘目・

西宮・尼崎辺へ販売していることが判明したとして、その取締りを諸問屋会所に申し入れている。

こうして株仲間再興令以後は、新規営業や商船と問屋との新規取引の影響が残ったが、従来の取引関係を維持しようとする問屋を中心に、仲間の共同体的規制を図ろうとする動きも強まった。

大坂と兵庫との関係でも、大坂問屋が従来の優先的権利を主張し始めた。兵庫津では元来和製砂糖を売買することは許されていなかったが、仲間停止後は和製砂糖を売買し始めていた。これも再興令後の嘉永五年秋、大坂の唐砂糖・紅毛砂糖（以上中国・オランダからの輸入砂糖）・和製砂糖を取り扱う三組の商人から、砂糖を売買していた兵庫の網屋三太夫が訴えられている。諸問屋仲間も大坂商人のやり方に抗議しようとして名主網屋新九郎にはかったところ、新九郎は、そうした場で元来兵庫は砂糖を売買することは許されていなかったと抗議することはかえって不利を招くと論したので、兵庫側は大坂商人に謝罪することに決した。このように兵庫商人は再度大坂商人の優位を認めざるを得なかった。

箱館産物

開国後の安政二年（一八五五）幕府は、再び東西蝦夷地を直轄領とし、同五年には箱館産物会所

会所

を大坂と兵庫に置き、蝦夷地産物の専売による利益を得ようとした。兵庫津では用達を命ぜられた北風荘右衛門が、その所有する屋敷と建家一カ所を仮会所に、さらに他の一カ所を定役人の宿所に提供し、雑費なども負担して発足している。また蝦夷地産物の俵物を取り扱うことになる干鰯仲買・塩魚干魚仲買や新仲買などの仲間も、同年六月規定書を作り、抜買いの禁止、口銭の一分五厘減額、産物買請代銀の期月完納などを申し合わせた。

その後入船数も次第に増加したが、この蝦夷地産物取扱は兵庫商人にとって、有利な取引ではなかったよ

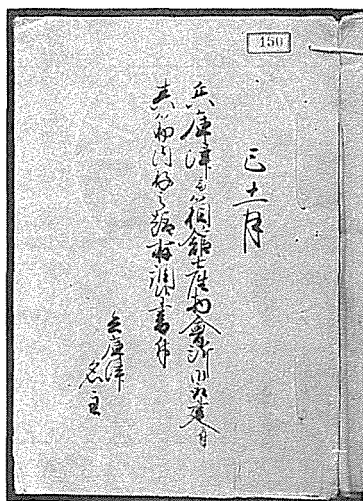


写真 152 兵庫津箱館産物会所設立
につき内存取調書 (表紙)

うである。口銭は会所開設以前には干魚塩魚の類は問屋・仲買両方合わせて七分六厘、干鰯などの肥料は六分六厘の定めであったが、開設後はこのうち二分六厘ずつを会所に上納することとしたので、問屋・仲買の収入減は免れなかった。

万延元年（一八六〇）幕府は永続仕法を定めるため、新藤鉛蔵を大坂及び兵庫に派遣し、兵庫会所に諮問させたが、兵庫では用達兼会所付仲買北風荘右衛門が答申書をまとめ、会所付仲買である干鰯仲買仲間・塩魚干魚仲買仲間も同意していることを付記して、同年十一月提出した。その内容は、会所は新築せず当分従来どおりとする、ただ北風家で負担している会所での筆墨などの事務費は今後給付されること、問屋・仲買口銭からの上納金は四厘引き下げられたいことなどである。

幕府は今までの北風家の出費に対する手当として金一〇〇両を交付し、口銭については、肥料の場合はこれを認め、残る四分四厘のうち問屋に一分三厘、仲買に二分三厘を分配し、残額八厘は用達に渡して仕切金支払いの繰替え費用に充てさせた。干魚塩魚の場合は肥料に比べて問屋の所得は一分多かった。

翌文久元年（一八六二）の兵庫での仕切高は、一万二七八貫七〇〇匁九分四厘で、そのうち下半期の分一万七八二貫九八匁五厘を前年下半年分と比較すれば、一四七〇貫二六匁四分五厘の増加となつて

表 184 蝦夷地産「鯨」の価格上昇

年 代	10貫当たり価格(銀)
安政 5 (1858)	約35 ^匁
" 6 (1859)	36~37
万延 1 (1860)	38~39
文久 1 (1861)	43~44
" 2 (1862)	47~48
" 3 (1863)	66~67

資料：『神戸市史』資料 2

いる。

しかし会所での取引には、煩雑な手続きなどもあり、商人船の場合は次第に会所以外の諸港で積荷を売りさばくようになった。安政六年には、これまで干鰯仲買の売り込み先であった播磨の二見・室津・飾磨・和泉佐野・貝塚・堺などの浦々でも、前年から直接の売り込みがあつて、産物会所から干鰯を送つても返品されてくるようになったという。ついに万延元年会所からこのことを大坂町奉行所に訴え、その禁止を嘆願した

が採り上げられなかった。例えば播磨室津の間屋は、備前・備後辺まで引船という小船を出して商船を誘引し、万延元年七月下旬から九月末までの間にその数は四、五〇艘に及び、その荷高も羽鯨約二二〜二三万束、鯨しめ粕類約二万俵に達したという。

永統仕法の制定の際にも、北風荘右衛門からこの禁制を厳しくするよう出願していたが、効果はなくむしろ蝦夷地産物の価格は上昇していった。安政五年三五匁であつた鯨一〇貫匁の代銀は、文久三年には六六〜六七匁にまで達している(表184)。

兵庫の干鰯仲買仲間では、肥料の高騰は米作に悪影響を及ぼすとして、会所のない諸港での売買を厳禁するよう大坂町奉行所に再願したが、説得されて願書を取り下げている。このように、幕府のための箱館産物会所の設置は、兵庫津商業にとってあまり有利なものではなかったが、以後幕末まで継続された。

2 物価の騰貴と打ちこわし

困窮人の 救済 この時期は世情不安なうえ、物価上昇も顕著であった。特に米価が上昇すると生活不安が高まり、打ちこわしが起こることもあった。そこで町民にも救助がしばしば行われている。

兵庫では、嘉永三年（一八五〇）七月下旬から米・麦価ともに騰貴し、同年十二月粥の施行を思い立った北宮内町の伊勢屋藤兵衛以下二六名が世話人となって、有力者から寄付を募った。この時は一五八人から白米二〇石九斗四升と、金五六両二朱・錢三五貫・銀札一六匁の三口合計銀換算で三貫八九四匁七分四厘が集まった。これに白米一一石二斗を助成世話方が融通し、銀二貫八四匁で白米一八石を買い足して白米五〇石一斗四升を施行した。しかし白米買い足し分や薪代、炊き出し手伝いの雇い賃、施行場修繕費、油代、蠟燭代、施行場として借りた七宮前と関屋町二カ所の借り家礼銀など合計三貫九〇一匁二分を支払うと、差引六匁四分六厘の赤字となっている。

万延元年（一八六〇）になると、米価のみならず他の物価も高騰した。新穀収穫期になっても、兵庫津への米の入荷量は少なく、九月下旬から米価は急上昇した。この時は三方名主が助成方世話人を樽屋五兵衛以下一三名に申し付け、いわば町ぐるみで助成にあたっている。寄付は、諸問屋仲間の金三〇〇両、北風荘右衛門の金三〇〇両を筆頭に四四六人から合計金二九六九兩三分二朱・銀四二貫五八〇匁・錢七八貫文が集められた。これで米八一四石四斗六升二合を購入し（平均米価は一石につき二〇二匁八分七厘四毛）、そのうち八〇〇

表 185 万延元年(1860)11月
14日の兵庫津米相場

米の種類	1石当たり 価格(銀)
肥前米	165~177 ^匁
同新米	156~158
備前下米	151
備中米	153

資料:『神戸市史』資料2

石八斗六升二合は施行米として直接町々へ渡し、さらに四石四斗は安売り米とし、残った米九石二斗は売り払っている。残銀八〇貫六二匁八分三厘のうち、五二貫一九二匁余は酒造仲間に貸し付け、残る二七貫八七〇匁余もそれぞれ貸し付けるなどして、後の助成に充てるための利殖をしている。

また同年十一月大坂町奉行は、兵庫津穀物仲買仲間に米価の差し出しを命じ、その価格を基準として、困窮者に施行米を与えるため、玄米買入方ならびに白米仕立て代として金三六兩三分を穀物仲買仲間に交付した。この時仲間から提出された兵庫津の同月十四日の米相場は、まだ一石一五〇匁〇一七〇匁台であるが(表185)、これはもちろん小売価格ではない。仲間ではこの交付金によって白米を仕入れ、七石九斗八升九合を岡方会所に、二石二斗六升八合を北浜会所に、四石三斗八升三合を南浜会所に渡し、残銀二七二匁四分一厘を三方助成方に引き継いだ。こうして大坂町奉行も兵庫津の難渋人の救助を考えているが、施行米・安売り米などは兵庫津町人の寄付による所が多かったのである。

翌文久元年(一八六二)十月、および元治元年(一八六四)九月の米価上昇時には、穀物仲買仲間は、三方名主へ白米小売価格を報告するとともに、出来る限り安値に売ることを約束している。しかし米価は元治元年九月三日の二一六匁から月末の二四五匁まで、高値のままさらに上昇傾向を示していた。

慶応二年 翌慶応元年(一八六五)一月には、ついに兵庫津や伊丹町で打ちこわしが起こった。その年の後半も米価は追々騰貴し、翌二年四月一日、大坂では肥後米一石七〇〇匁、筑前米六八八匁とな



写真 153 兵庫のコボチ（「記憶之友」）

った。五月八日には兵庫津で、湊川に集まった群衆（千人とも二千人ともいう）が、夜になって湊町から押し入り、町々の米屋・酒屋など四一戸を打ちこわした。兵庫警衛の越前丸岡藩・明石藩のほか勤番所の役方も出て、実弾を撃って取り鎮めに当たり、群衆に負傷者や逮捕される者もあって暁前ようやく散会したという。兵庫のほか同日には伊丹町、翌九日には西宮町や灘でも打ちこわしが起こり、十一日には池田町で米屋一八戸が壊され、十三日には大坂で八八五戸が被害をうけた。

同年五月には兵庫津で難渋者に対する助成の寄付を、前例によって募った。そして七二六人から金三二七〇両一分一朱・銀五九貫六九八匁・錢五七貫文を集め、遅ればせながら八王寺で施行している。寄付はただちに集まるものではないので、その間、干鰯屋仲間は八王寺の施行で白米四斗入り三俵を寄付した。同年十二月には佐比江町の難渋人に助成金一両をあたえている。この年、寄付による兵庫津中への施行米と安売り米の銀高は五一〇貫一七五匁七分、近村への施行米は三〇貫五七二匁五分二厘、近村への施銀は二二貫九三九匁六分七厘となった。

翌慶応三年二月には、兵庫津では早くから難渋人への米の施行が企画され、干鰯屋仲間は銀八貫六〇〇匁を岡方会所に拠金した。この年も施行米が実施され、三月までこうした寄付による施行が続けられたのである。

賃銀値上 物価が上昇すると、日雇いなどで生計を立てている人々の生活は苦しくなる。幕末期の物価上げ運動 昇のもとで、兵庫では仲仕たちの賃銀値上げの動きがみられた。

港で荷揚げ作業などに従事するのは主に日雇いの仲士である。彼らの賃金は低かったため、ついに文久三年賃金値上げを願い出た。諸問屋・穀物仲買・干鰯仲買の仲間の年寄・年行司らは増賃を与えることとした。しかし翌元治元年秋以来、米穀はいうに及ばず、その他諸物価が暴騰したため、その増額分では間にあわなくなつて、再び増賃を願い出たのである。

諸問屋の水揚げ荷物については、前年定めた俵物荷揚げで一文半、肥料で三文の値上げ、穀物仲買の荷については俵物一文半、直積みの分二文ずつ、干鰯屋仲間の荷については三文ずつ、それぞれ賃金の値上げを仲士総名代から願い出た。このため三仲間は三カ年の間の増賃金を次のように定めた。三斗俵一〇俵の水揚げは昨年二四文だが、当年二割増で二九文に改め、四斗俵一〇俵の水揚げは昨年二八文、当年三四文というように改め、増額したのである。

慶応二年、諸浜で荷揚げなどをする仲士の住む出在家町・新在家町・関屋町・浜新町・船大工町・島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・宮内町・北宮内町・川崎町・西出町・東出町・網浜・東川崎町など一七浜の仲士頭たちは、仲士賃金も次第に上げて貰っているとはいへ、物価上昇特に米価上昇に堪りかねて、三仲間に賃金倍増の申立てを行い、仲士は銘々寄場で張り紙をして交渉した。この団体交渉には港に來た諸国廻船も驚いたようだが、当時の三仲間は容易ならぬがさつな仕方と驚いている。しかし三仲間も乗り出さざるをえず、同年中に四割五分の増賃金を出すこととした。仲士頭は今後このようながさつな事はしないと誓

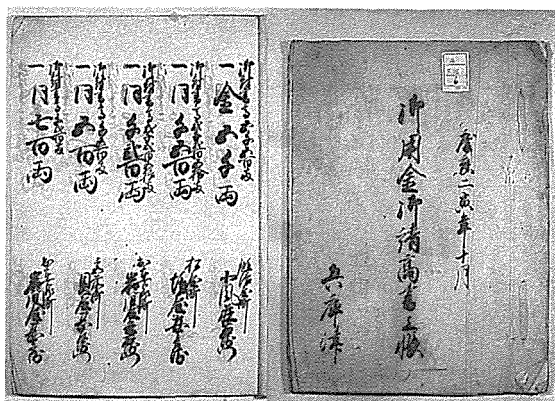


写真 154 慶応2年「御用金御請高書上帳」(部分)

約して団体交渉は決着をみたのである。

こうした例は他にもあったと考えられる。こうして三仲間の経営は次第に苦しくなった。

3 幕末の兵庫情勢

御用金の 発展しつつある兵庫商業は、幕府に利用された。幕

賦課 府は財政難になると、しばしば商人に御用金を賦課

している。天明五年(二七八五)・寛政十二年(二八〇〇)・文化三年(二八〇六)・同十年・天保九年(一八三八)には御用金を大坂商人などに命じており、天保十四年には堺・兵庫町人にも御用金を命じている。

兵庫町人の場合は、天保十四年には一七〇六貫二五〇匁の御用金を三五カ年賦払い渡しとし、いまだその年賦が続いているうちに、さらに万延年間・元治年間の二回御用金を命じている。そのうへ慶応二年(一八六六)四月、将軍の上洛など引き続き臨時の出費が多いとしてまた用金令を出した。それは大坂・兵庫・西宮町人中資産ある者を選び、格別の御用金としたものである。兵庫の

北風荘右衛門はこの時五〇〇〇兩銀六〇〇貫目余を月割りで納めるようになった。更に幕府は翌三年も御用金を命じ、北風は金三〇〇〇兩を献納とし、四〇〇〇兩を御用金として出す請け書を提出している。このため幕府は帯刀と永代三人扶持を与えた。

幕府の費用で築造することになった御台場については、その完成時の元治元年（一八六四）、干鰯仲買仲間・穀物仲買仲間・諸問屋仲間はその費用のうちにと銀一〇貫目の献納を申し出ている。この時は献納を賞して、將軍は北風荘右衛門に銀五枚、神田兵右衛門にも同様、諸問屋仲間の者に錢二〇貫文を与えた。また大坂町奉行が着任したときは金品を献上などしたようで、慶応元年十月の奉行交代のとき、干鰯屋仲間は扇子料として金五百疋の献上を申し出ている。

兵庫町人の 幕末期ともなると、豪商のみならず町人全体に掛かる負担も増加した。兵庫の負担は西国街道宿駅としての諸役、幕府役人大名らの休泊の宿提供、人足継立の役があり、浦役は代米九

三石五斗の上納のほか、勤番役人の月々の交代時に役船を提供し、なお江戸からの指令でも役船の提供をしたが、その役は少ないので、地子米は年貢率が高く、一カ年八五〇石余上納していた。

しかし、幕末期には幕府役人はもちろん諸大名らの通行は多く、人馬継立の使用は増加し、第一に駅方が難渋した。安政年間外国船が渡来して以来様相は一変し、海岸防備のために役人の海岸巡視は増加し、台場の築造・御用宿など町人の負担は増加した。こうした臨時の費用は、兵庫津中の富裕な者が負担し、あるいは借銀等をして支出したのである。こうした負担はますます増加したが、幕府役人・大名らは江戸からの上京・上坂や帰府等も船路をとるようになり、また江戸大坂からの御用荷物も兵庫津が移し替えの場所となっ

て、二重三重の臨時御用が掛かってきた。そこで家持町人の高役諸掛かり銀を募ったところ、財産のほとんどない町人などは家屋敷をそのまま出した者もあった。しかし当時は家を質などにとって金を貸す者もないので、融通の道もなく、地子も不納、津内の費用も出さない者が増加した。

ロシア軍艦の来

嘉永七年（一八五四）九月十八日、ロシア軍艦が大阪湾に進入してきたことは、幕府に撰

航と摂海防衛

海警備を促すことになり、紀州・徳島・明石などの諸藩に沿岸警備、砲台の築造が命ぜ

られた。明石藩では、その後舞子浜など四カ所に台場を設定することになる。この異国船騒ぎのあと十一月四日の朝、今度は地震が人々を驚かした。安政（この月二十七日改元される）の大地震である。地元では大きな被害はなかったが、揺れの大きさと翌五日夕方の再震・津波とで不安が募り、兵庫では神社の境内や湊川弁天口などに避難する者もあったという。さらに安政二年（一八五五）三月伊勢大神宮の御祓や御幣が降り、「おかげ」参りのような雰囲気醸されたともいう。他所ではこんな噂を聞いたことがないとこの記録者も書き添えている。幕末世情騒然のはしりである。

安政四年五月二十六日、日米修好通商条約に調印した幕府は、改めて沿岸警備の処置を講じ、市域東部一帯の幕府領沿岸（東は尼崎藩領武庫郡平左衛門新田境から西は明石藩領に接する摂播境川まで）の警備は、安政五年六月二十一日長州藩に命ぜられた。長州藩では、浜本陣である兵庫の絵屋右近右衛門を当面の拠点とし、打出村（芦屋市）・篠原村・筒井村・奥平野村・東須磨村の五カ所に陣屋を設ける計画をたてて、幕府に申請したが、結局は打出村・東須磨村の二カ所が引き渡され、陣屋が設営された。そのほか後には、五毛村に「若殿様御出張仮陣屋」が置かれている。長州藩ではこれら持場を兵庫御備場と称し、惣奉行・大組頭・番頭以下

総勢およそ三〇〇人、砲一〇〇挺という編成をたてたが、惣奉行はほとんど現地へは出張せず、藩士の交替制などもあって、人数・砲ともに実際にはこれより少なかったとみられる。兵庫には銃器の置き場が設けられ、和田岬付近を訓練場としていた。

安政六年三月十八日、東上途中の長州藩主は和田岬の海岸を巡見し、兵庫在陣藩士の剣槍試合稽古を親しく見て、その夜は本陣右近右衛門に宿泊、主だった藩士役付を引見して諸士に取着一種を振る舞っている。

そして政治情勢が攘夷論に傾き、勅使にこたえて將軍家茂が上洛することになった文久二年（一八六二）、上洛に先立って、老中格小笠原長行が摂海防備のための検分を命ぜられ、来坂して来たのはその年も暮れに迫った十二月のことであった。

この頃にはすでに幕府も西洋型の艦船を所有しており、軍艦奉行並となった勝海舟の指揮する順動丸が、小笠原ら一行の乗艦となった。来坂した小笠原らは、十二月二十九日夕刻兵庫に到着、翌文久三年一月一日朝、和田崎から検分を始めた。予定では二日へかけて東須磨村の長州藩陣屋・明石台場などを回ることになっていて、二日再び兵庫に宿泊している。一行の宿には浜本陣が多く用いられ、名主・惣代が見回って、道筋に突き出たり目障りとなるものは取り除くよう指示したという。三日は楠木正成碑に立ち寄って帰坂した。暮れも正月もない幕府高官の動きは、幕府の置かれた状況の厳しさの反映でもあったろう。こうして大阪湾をめぐる海防計画が練られ、和田崎・湊川・西宮などでの砲台建設が決定された。

そして四月二十三日昼ごろ、摂海巡見中の將軍家茂は順動丸で兵庫に入津、和田崎へ上陸、憐松院で休憩したうえ再び乗艦して神戸村へ向かっている。この時神戸海軍操練所設置の構想が固められた。

ついで四月二十五日には、勅使姉小路公知が同じく摂海を巡視し、艦から新在家町の浜に上陸、宿本陣に一泊した。この時は道筋にあたる町は二階窓閉め切り、町役人は羽織袴で辻固めをするほか、季節がらの五月幟も止められている。

同じころ明石藩は、幕府から播淡海峡に面する砲台の堅牢化を指示され、そのため一万両の資金が貸し付けられるということで、舞子砲台の強化策が計画された。その直後の五月四日、將軍家茂が舞子砲台を訪れている。在国中の藩主松平慶憲は、午前一〇時過ぎごろ艦から上陸する將軍を迎えて、大砲の試射を実施した。

次にみる仮台場の建設費用を、兵庫津中の町人が申請して拠出しているのも、あるいはこうした慌ただしき動きが、人々に対外関係における緊張の高まりを感じさせたせいかもしれない。

台場の建設

幕府のこの時の台場計画では、大阪湾から紀淡・播淡海峡に及ぶ一帯に二〇カ所の砲台を設置するというもので、大砲は一部輸入、他は鑄造することになっていた。このなかに市域の和田崎・川崎も含まれており、まず西宮・和田崎・川崎の砲台工事から着手することが決められた。砲台は円筒形の石造砲塔とするが、これには日数を要するので、近くに掻き上げ仮台場を設けるという構想であった。担当は大坂町奉行で、奉行配下の与力・同心が現地に出張して、工事の進行を検分しているが、実際の工事には請け負った嘉納治郎作が差配方として当たった。そのもとで石工・大工・手伝いなどの職方常時およそ百六、七十人が工事に従事した。

砲台の建設は文久三年四月に着工したが、一度に大石取扱いの石工を各現場に配置できるほど集めること

表 186 和田岬砲台の仕様

内 容	寸 法
	尺 寸
石造門筒形	
内法径	40
高さ	35
入口 1 カ所	高さ 6
	幅 4.2
中央井戸	径 6.1
	深さ 17.2.5
砲門 11 カ所	高さ 3.5
	幅 4.2
窓 1 カ所	高さ 3.3
	幅 3

資料:『神戸市史』資料 3

は困難であつたうえ、外傷人も出たりして工事が延引したため、和田崎から重点的に進行させる方法が採られ、ようやく翌元治元年十二月に和田崎の本体工事が完成した。川崎・西宮などではこれより遅れたことはいうまでもない。石は備前・備中の島石、用材は付近幕府領の林からも伐り出して用いられた。内部に設けられた二階床面に大砲を据える構造で、火薬置き場と井戸が付設されていた(表186)。

掻き上げ仮台場の方は、土塁とし、高さ約二間、大砲を据える上部の煩座こうざの幅三間半、長さおよそ一二間という露天の台場である。その設計図では和田崎の方は矩形、川崎の方はゆるやかな円弧形となっている。文久三年四月台場掛り与力から、西宮・兵庫の町役人が呼び出され、この仮台場の築造費用の見積もり提出を求められるとともに、町役人で仕事を請け負うように勧められた。そして月末にはは又大砲四門が到着している。和田崎の方へは六〇斤砲と一八斤砲の二門、川崎の方は一二斤砲二門が、それぞれ付属品とともに陸揚げされた。兵庫では南浜惣代が中心となって台場工事を請け負うことになり、付近の土砂を使用することにして工事に掛かった。盛り土の表面には切り芝を埋め、海寄り三方には裾に波除けの船板を張りめぐらせた仕上げであつた。

元治元年五月には完成、総工費銀三一貫四九七匁余であつたが、これは兵庫の諸間屋仲間・穀物仲間・干鰯仲間買仲間(一〇貫匁)と北浜名主北風荘右衛門(一七貫匁)、南浜名主岩間屋兵右衛門(四貫五百匁)が献納

第一節 幕末期の兵庫

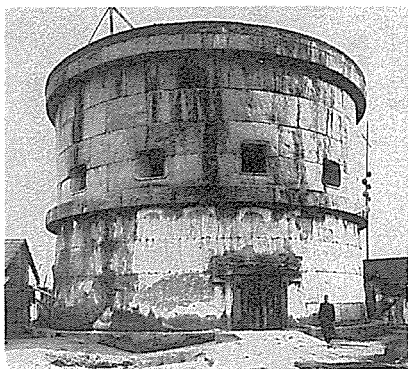


写真 155 大正期の和田岬砲台 (三菱重工業㈱神戸造船所構内)

している。

これら台場工事を目当てに人々が集まり、外傷人が戸板で運ばれる目撃談や、「お台場の土固め、向こうでママ食て二百と五十」という俗謡が伝えられている。昼食付きで日当二五〇文というのが、人気の的であった様子がうかがえる。

兵庫御備場の長州藩は、本拠地での攘夷専念の請願によって、文久三年その任を解かれ、替わって久留米藩有馬氏(武庫川・横川)・津山藩松平氏(横川・味泥川)・豊後岡藩中川氏(味泥川・湊川)・高松藩松平氏(湊川・境川)が四地区に分割してそれぞれ担当した。この高松藩が大砲を引いて町中を巡行したとき、その槍持ちや大砲引きが、いも屋・どろやき屋・七味とうがらし屋などであったというのも、臨時には違いないが、

幕末世情多端の一面であったろう。

この台場では、後慶応元年一月二十七・二十八日の両日にわたって、高松藩に替わって当時警衛に当たっていた大和郡山藩が、幕府の据えた大砲のほかに、藩独自に持ち込んだ一八斤砲以下小型砲まで八挺を含めて、実弾の試射を行っている。

さて文久四(元治元)年一月上洛していた將軍家茂が、砲台巡見のため再び兵庫に立ち寄ったのは、五月十一日のことであった。その日昼前、將軍座乗の鯉魚門ほか老中方の長崎丸、供回り方の朝陽丸の三隻が入津したとき、停泊中の軍艦からは礼砲が発射さ

れるというもののしきであった。家茂は島上町へ上陸し、造成中の川崎砲台へ向かった。その後和田崎砲台へ回るといふ予定は変更され、艦に戻って一泊、翌朝和田崎を迂回するようにして出航していったという。今回も町筋の出っ張り物の取り扱いは指示されていたが、見物については「拝見に罷り出候者は心妙に致すべき事」というだけで禁止令でなかったせいも、見物に加わった者もあって、後の話に將軍一行はいずれも陣笠・陣羽織の同じ装束だったからわかりにくかったが、紐が紫で「草鞋」の紐の色も異なっていたのが將軍で、松屋町魚問屋の信吉にちよつと似ていたという評判だったという。二〇歳前の若い將軍に対する市井の一挿話にすぎないが、これもまた幕末兵庫の町の風景であった。

幕長の対

立と兵庫

長州藩が禁門の変（元治元年七月十九日）で敗退したとき、幕府は西国への街道沿いの警戒を強めたため、兵庫でも緊張した空気に包まれた。まず「京都大混雑、淀宿より往来不通」の報が大坂人足方より届いたのは、二十日の暁であった。その日勤番所からも津中役人へ呼出しがあつて、当津警備の高松藩と長州藩士との衝突があつたら津中の混乱は避けられないとして、その対策を諮問されている。

兵庫三方名主・惣代は会合して、万一非常の際の処置として、困窮者は会下山^{えげやま}辺へ避難させ食料を補給する、壮健なる者は残つてそれぞれ火の元ほか町の取締りに当たる、津中の米の確保を図る、盗賊その他治安については津中滞在の相撲取りや素人で相撲取る者などに依頼する、勤番所へはかねて決めてあるように非常詰め人足を分担町から出す、などをまとめて答申している。

しかし、危惧されたような衝突はなかった。それでも実際には逃れて来た長州藩士が渡海船などで国へ向かつたらしく、二十三日には勤番所よりその聞こえありとして船貸しを差し止める指示があり、翌二十四日

付で渡海船・人乗り船・廻船持ちからは請書が提出されている。

二十二日夜勤番所は米搗き水車持ち五名を指名して、京都変事で火災もあり難波人救助のため買上げ米一〇〇石ほどを、明後日船積みの予定で手配するように命ぜられている。

こうした状況はやはり津中にも不安を呼び、一部には家財の持ち出しや米の買いだめがみられたらしく、二十四日には、ようやく京大坂も平穩につき浮説を禁じ落ち着くよう各町へ伝えられた。

一方この日から兵庫非常警備のため臨時ながらまず紀州藩士が到着、ついで薩摩藩・明石藩も加わった。とくに薩摩藩では長州藩士の乗船東上を警戒し、情報収集のため津中の茶船・漁船が動員された。

八月に入って、祭礼・鳴物を慎むように各町へ通達されているが、同月六日付の、「御所乱入の長州藩士大方討ち取り禁裏親王無事のこと江戸より仰せ渡される」という、大坂町奉行から兵庫津名主・庄屋あての触れ書が届いた頃は、ようやくこの一件も平靜に帰っていた。

しかし続く長州征討の触出しとともに糧秣の確保に関する指示が出され、九月には御用材木の買上げ、大坂城二万量の畳床藁の割賦と立て続けに「御用」が課されたうえ、十月ころより下向する軍兵が次第に増え、十一月十一日には征長総督徳川慶勝が兵庫に止宿している。この頃連日千五百ないし二千人が宿泊あるいは休息して通過する繁忙が続いた。甲冑に身を固め、旗差し物を立て、槍組・鉄砲組、それに大砲を引いて通る隊列を、子供たちは湊川の川原で見物したという。翌元治二年（慶応と改元）一、二月には今度は帰還する軍隊の通行で混雑した。なおこの年九月条約勅許などを求めてイギリス・アメリカ・フランス・オランダ四カ国公使らは八隻の艦隊を連ねて兵庫に停泊し、幕府と交渉を重ねている。九月二十三日昼前、船で老中・

外国奉行らが来津し、急に上陸したことが北浜会所の記録にみえる。

そして慶応二年二月からは第二次征長軍の通過が増え始めた。その多くは幕府軍で、編成も歩兵組・持小筒組・大砲組・騎兵組などとなっており、兵庫から艦船に乗る隊が増加して、乗船待ちで滞在することもしばしばあり、従来の通過地とは異なった集結地の様相を呈するようになっている。

こうした征長軍で混雑するさなか、五月八日兵庫で打ちこわしが起こり、西宮・大坂でも相次いだ。その後將軍の死亡を契機にした停戦によって、征長軍が撤退する頃は、世情の空気も大きく変化し始めた。「世の中はなんとなく穏やかでなく、長州は強いが公儀（幕府）は弱いという人気で、唐人（外国人）に交易することが悪い」（記憶之友）といったことが噂されたという。

居留地の造成

慶応三年五月二十四日の兵庫開港勅許に先立つ十三日、外国奉行兼帯で大坂町奉行に任せと柴田剛中

られ、あわせて大坂・兵庫外国人居留地取扱を命ぜられた柴田剛中は、開港場に付随する旅宿・と畜場・遊所をはじめ、運上所・波止場・荷改め所・貸蔵・牢屋敷・関門番所から西国往還付替えまでの諸処置について幕閣に上申、あらましの指示を受けたうえ、六月二十六日江戸を出発した。

七月八日京着、翌九日二条城でさらに兵庫奉行兼帯を命ぜられている。こうして神戸へ到着したのは八月三日のことで善福寺を宿所とした。そして五日から早速居留地普請場を検分している。居留地造成工事は地盤整備から始められ、まず八月二十一日より、(1)居留地地ならし、(2)海岸石垣、(3)波除け築き出しの仕様帳を見せ入札させ、同二十九日開札、結局三口とも(1)六万九八五〇両、(2)八二〇〇両、(3)九〇〇〇両で地元神戸村庄屋四郎大夫が落札した。九月一日から工事が始まっている。九月二十日柴田は寺から旧操練所に移っ

ているが、会所への出勤は欠かしていない。ついで付属建物の工事入札が行われた。同二十六日の運上所の入札では一万一九八五両で大坂島屋久次郎が落札し、さらに十月四日には貸蔵三棟・税署一棟も同じく島屋久次郎が一万一二〇〇両で落札している。

十一月十七日イギリス外交官サトウとミットフォードが来て柴田に会っているが、この時柴田が、居留地ならしの砂持ちが緋縮緬の装いでにぎわしく行われたと語ったことをサトウは記録している。同十九日運上所の棟上げが挙行され、翌日上棟の餅が柴田の家来まで届けられているところからすれば、当日祝いの餅がまかれたのかもしれない。

十一月三十日、長州藩士千人程が蒸気船から上陸し、打出村元同藩陣屋に入ったという情報を得た柴田は、直ちに「京坂御軍艦」に通報している。しかし柴田の方は開港日を目前にして多忙だった。十二月一日にはイギリスのウィルソンと同道外国人墓所を検分、途中アメリカ公使と出会い、その後はイギリス公使と会談のため入港中のイギリス艦に赴き、十二月六日には運上所・貸蔵・内堀の浚渫などのため、夜も松明を焚いて作業を指揮している。

十二月七日は開港の当日である。柴田はこの日朝、運上所を開いた。イギリス領事とアメリカ領事が祝賀に来て、柴田も答礼のため両領事を訪問し名刺を渡したという。正午イギリス・アメリカ両国軍艦では祝砲の式が挙行された。これに対して停泊中の幕府方軍艦開陽丸・富士山丸・蟠龍丸の三艦も応砲を放っている。おかげ踊り さて、この年の夏は日照りが続き、兵庫津では八月十一、二日に雨乞いが行われた。暮れ方の乱舞 から松明に鉦・太鼓の行列が湊川の池へ向かい、街なかでも緋縮緬の装いで雨乞い踊りを行

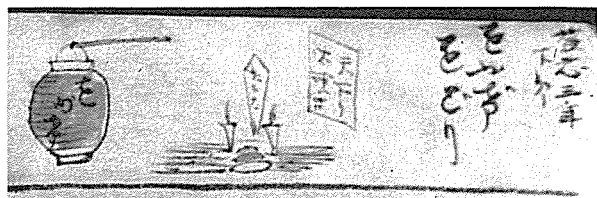


写真 156 おかげ提灯 (「記憶之友」)

ったという。そして十一月十日ごろより、有馬郡吉尾村・道場川原村で御破いの札が降ったとして、おかげ踊りが始まったと伝えられる。「ヨイジャナイカ、ヨイジャナイカ」とはやしたてるこのおかげ踊りは、京大坂をはじめ伊丹・西宮・兵庫・明石・加古川方面にも流行した。

兵庫では十一月十五日ごろからお札が降ったといって店先に張り出し、酒を出したり、でんがくや餅を与えたり、近所からも酒や餅が届けられるという具合で、手拭い・提灯には「おかげ」と書いて、「おかげじゃ、おかげじゃ、おかげじゃ、おかげ踊りをせぬ者は」にはじまって、途中は例えば「唐人屋敷を打ち払い、跡は菜種の花盛り」などといった替え言葉があつて「ヨイジャナイカ、ヨイジャナイカ、ヨイジャナイカ」とはやしたてたようで、三味線太鼓で踊りまわった。「市中降らざる処なき有り様にて、宅にも天照皇太神宮のお札がしゆる竹の葉にお降りありて、朝これを発見してから、近所より祝いの御酒またはお供えとして鏡餅の到来あり、その儘にできず、荒狐(酒)を買って来て店先へ奉る、それより提灯を注文する、店先へ張り出す、ふつふつ踊り始まる、平氣の沙汰の限りにあらず」(「記憶之友」といった状況であつたらしい。これには「天子のお差し図に従う者は長州で、八百万神がお手伝いを下され、かくの如き神々天下りあり」といった解釈がなされたという。

こうして年があけても、三味線太鼓で歩く人々があつて、世情の騒がしさが続くうち、大坂の方で二、三



写真 157 大坂炎上の遠望（「記憶の友」）

日も煙が見えて、内戦の起こったことを知った時、人々は「長州さんはえらい」「会津一ツ橋はわるい」といった噂話が交わされたともいう。おかげ踊りの乱舞のうちに京・大坂の幕府方は敗退した。

「もはや外国公使を警護することはできないから、公使は各自の国旗を守るために適切な方策を講ずる必要がある」と幕府から通告された外国公使らは、難を避けて開港後間もない神戸へ移って来た。

一月二日いったん兵庫に入っていた幕府軍撤兵方・砲兵方も六日には撤退し、兵庫奉行柴田剛中は配下とともに大坂丸に投じて東帰するといった状況で、空家となった運上所には、アメリカ・フランス・オランダなど五国の代表が入り、イギリスの代表は柴田のいた旧操練所を利用した。なお柴田は「日載」と題する日記を残している。細字の簡潔な文体で丁寧に書き込まれており、嘉永二年から明治六年にまで及んでいる（口絵6）。

兵庫北風家の記録にも「当津勤番ならびに地付同心一統離散致され候につき、市中甚だ不穩」「御支配向き御役々も何方へか御退散」「世情の風評にては容易ならざる御儀のみ区々に候て、取り止め候儀は御座なく候」と、この時期の様子を伝えている。

第二節 村落社会の趨勢

1 幕末における村々の動向

安政の綿国訴 嘉永七（安政元）年（一八五四）六月、大坂町奉行より三郷隣接村々に、仲間外の者が綿を取り扱うため綿屋仲間が衰微、難渋しているとして今後、兼業の者でもかならず綿屋仲間にと西摂の村々

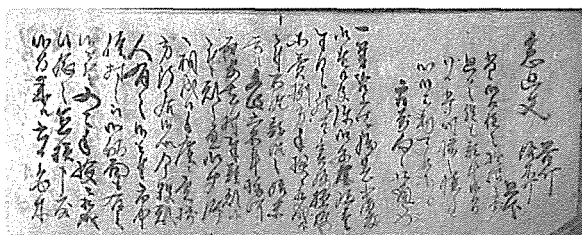
加入することを命じる旨が触れ出された。文政六年（一八二三）の大国訴と天保十三年（一八四二）の株仲間停止令によって後退を余儀なくされた市中綿問屋たちが、嘉永四年の株仲間再興令を機に、再びその宿願を果たそうと動いたのである。これでは文政国訴によって確保した農民の販売権が、台なしになってしまうことは目に見えている。農民が即座に、対応したのは当然であった。

同年閏七月二日、谷町・鈴木町兩代官所の郡中惣代六名の連名で、「急談」を告げる廻状が各地の組合村に発せられた。いまでもその急廻状は南河内や西摂の農村に広く書き留められており、花熊村でも写し取られている。文政六年の一〇〇七村訴願によって実綿・繰綿販売の自由を実現させたのに、このたび願人があり、認められればまたまた手狭になるとして六日の参会を呼びかけるものであった。果たして六日、大坂の郷宿

亀屋喜兵衛方にて撰河兩國の「大参会」が開かれ、難渋の始末を嘆願することに一決、すぐに訴願組織作りに取り掛かった。例えば河内錦部郡では、当日大坂に出動した同郡の西代村庄屋仁兵衛のもと、郡中一円に廻状が廻され、十三日の郡中会合が計画された。もちろんそこで郡中村々の参加意思が確かめられるのだが、その折実綿・繰綿のみならず、菜種販売や肥料価格高騰についても協議することが触れられている。参加意思の確認された同郡では、西代村庄屋仁兵衛を惣代にきめ、彼との間で「頼み証文」を交わしている。このように「頼み証文」を媒介とすることによって閏七月中旬、河内や北撰の村々では訴願の組織作りは大きく進んだ。

ところが市域を含む西撰の武庫・菟原・八部の三郡村々では、事情が大きく違っていた。三郡からも惣代が六日の大坂での参会に加わり、それを受けさらに十日、三郡の御料・私領惣代が河原村魚屋新七方に集まり協議している。そこでの結論は、八部・菟原二郡は「当時差し支えも無い」ため不参加、武庫郡は再度協議の上参加の可否を返答することだった。おそらく八部・菟原二郡は菜種作地帯であって、綿作や繰り綿加工はほとんど行われていなかったために、このような回答になったのであろう。いふなれば地域事情の違いが浮かび上がっているのである。

しかし驚いたのは谷町郡中惣代で彼らは十三日、再考を促す廻状を送っている。それには、(1)現状ではさして故障なくとも、七年六月の奉行所触れ書の文面から考えれば、問屋は「一本二本の綿にても無株の取り遣わし」と申し立てるだろうから、百姓の難渋は目に見えている、(2)文政国訴の折、今後問題が起これば天王寺・今宮・勝間三カ村より駆け引きするよう一〇〇七村より「頼み一札」を差し入れた事情がある、(3)も



より の 急 廻 文 写

し両郡が不参加であれば、谷町代官所村々はじめ「諸方請持之向き」より不人情と申し立てられ、他郡に対しても不都合なことだ、だからいま一度再考してほしい、(4)また綿だけでなく菜種・肥料の項目もあるが、これについては返答がないのであわせて回答を求め、と述べられていた。それを受けて両郡では十六日再会、協議しているが、結論は変更されなかったようである。

このように西撰の諸郡を欠いたまま実綿・繰綿販売に関する訴願は、閏七月二十七日西町奉行所へ出願された。彼らの主張は株仲間再興令によって綿屋仲間が再興されたとしても、その活動は市中に限られ、在方にあつては文政度の趣旨に変更はないとするものであった。結局この主張は容れられ、仲間再興にかかわらず在方には綿屋株はなく、以後農民や在方商人が遠近他国の綿買い客へ、直売り・直船積みすることはもちろん、大坂市中の水陸路を通じて直船積みしても勝手次第であることが再確認された。文政大国訴の成果は堅持されたのである。こうして嘉永七年の綿国訴は、八月十三日、惣代らが出願を取り下げて終わった。

慶応元年の
菜種国訴

ところで菜種と油についていえば天保三年の仕法改正によって、油を在地の油屋から直接購入することが認められ、種物についても若干販路は広がっていたが、絞り油屋との対立は依然続いていた。そこで綿訴願にひきつづいて菜種訴願が起こされることとなった。しかしこの間日本全

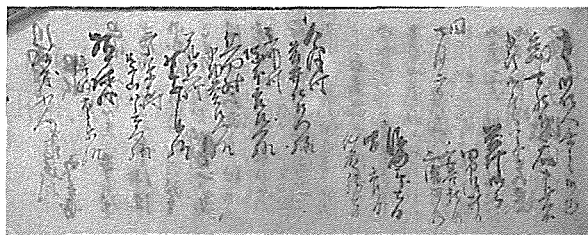


写真 158 国訴惣代

土を揺るがしたベリーの来航と日米和親条約の締結（嘉永七年三月）があり、出訴に及んだのは翌安政二年である。同年六月二日、摂河二国一〇八六村を代表して惣代四五人が、大坂町奉行所に出訴したが、この時の訴願は与力随一の敏腕家内山彦次郎の前に脅しつかされて竜頭蛇尾に終わった。再起を期した農民たちは一年後の慶応元年（一八六五）、摂河一二六三カ村を集めて再度菜種訴願を起こしている。安政二年の訴願には菟原・八部二郡の名が見えないが、この時は名を連ねている。

この訴願に農民たちは「何国までも出願し、願意を貫きたい」との強い決意を示しているが、訴状では絞り油屋が江戸への供給油である「御用油調達」を盾に、菜種の買入価格や買い場を協定する現状を農民困窮の根因として批判し、その改変のために御用油を農民が請け負うことを主張している。いいかえれば在地の絞り油屋の果たす役割を自分たちが代わって実行することによって、種物流通に有利な条件を築こうというのであり、前貸し銀の形での販売や、販路の拡大を願っていたこれまでの要求と比べると、今回の主張の画期的であることがわかる。もちろんこの主張は認められなかったが、最終的にほぼ農民の主張を採りいれた形で示談が成立している。その主な点を拾えば、(1)摂河在々から産出される菜種は時々の景況、豊凶の区別にしたがい、出合い相場で売買すること、(2)「御用油」の名目はないのだから、菜種値段の買入協定はしない、(3)油屋が自分の居村を中心に独占的営

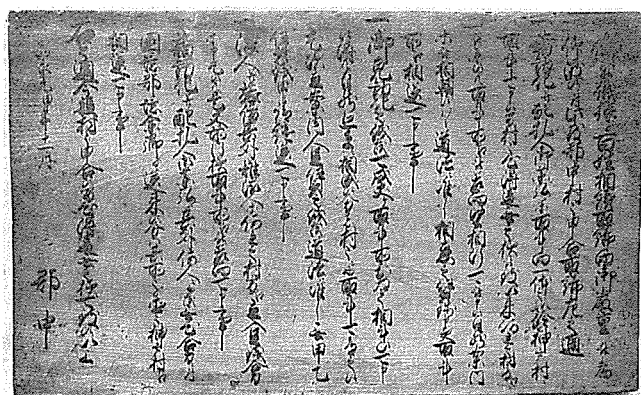


写真 159 八部郡中諸勸化取締り掛札

業園を設けることは販路を狭めるのでしない、(4)油粕も量目・品質を公正にし、値段に法外な違いのないようにする、(5)油稼ぎに余分な負担が掛かったときは、菜種値段に響くだろうから、農民惣代を通じて摂河一同へ披露する、(6)油屋が便利のため通路所や年行事を置くのは菜種の売れ行きに関係するので、農民からも代表を出す、などといった内容である。農民は大きく前進している。

地域管理 地域を巡る人々について村々は、共同で対処するよする村々 うになっていたことはすでにみたが、天保十年四月、八部郡山田庄一三カ村では兵庫の座元鷲の市との間で、「このほど双方が相対して、山田庄内の諸祝儀として座頭仲間に、一ヶ年に銀百匁を渡す」との規定を取り交わしている。座頭が村の中を廻り家ごとに祝儀を取り集めるのをやめて、一括納入しようというのである。

とところが十三年八月には八部郡全村が、つぎのように申し合わせている。近年、諸国の村々を廻在する勸化や配札人、公家に伝わる秘伝などとする葉弘め人、座頭、浪人などへの応対に手間取り、いつも農業や役向きに支障が生じているばかりか、自然と村の経費も多くかかり、郡中不取締りのもとであるとして、今後幕府公認の御免勸化を除き、その他の廻在者を幕府領私領の別なく

第二節 村落社会の趨勢

表 187 八部郡の諸勸化取締費
(嘉永3年(1850))

費 目	銀 額	比 率
諸勸化・配札・薬弘 めほかへに渡す	408.8	%
勸化人泊り宿料	1.65	
小 計	410.45	34.6
郡中取締書	36.0	
勸化取締り出願	254.57	
三郡参会入用 (菟原・武庫・八部)	117.0	
郡中参会入用	153.09	
小 計	560.66	47.2
世話料	200.0	
雑 費	15.82	
小 計	215.82	18.2
合 計	1,186.93	100.0

資料：「村上家文書」(神戸大学所蔵)

また表188はその経費の負担方法を示しており、同郡では石高・家・村に三区分し、それぞれの金額を石高・軒数・村数に応じ

作られているのである。先に中灘組としてみたシステムが、領主関係の異同を越えて八部郡全体で祝儀錢、宿泊料と世話料が勸化の経費であるが、この年は勸化に対する取締りの出願が行われたために、それに要した経費が加わっている。先に中灘組としてみたシステムが、領主関係の異同を越えて八部郡全体で作られているのである。

表187は神戸村で一手に取り扱うことになった後の八部郡の勸化取締費の明細である。このうち廻在者への月付でその旨を板に書きつけたものが、播磨美濃郡に通じる街道の入口にあたる下衝原に残されていた。郡中あげて神戸村にて取り扱うと決めている。いうなれば地域で管理しようというもののだが、嘉永元年十一月付でその旨を板に書きつけたものが、播磨美濃郡に通じる街道の入口にあたる下衝原に残されていた。

表 188 郡中取締費の割賦仕法

区 分	銀 額	備 考
総 額	1,562.7	
高割り分	520.9	郡の高合計 15,180石236 高100石当たり 3匁432
家割り分	520.9	郡の家数 4,060軒 1軒当たり 0.1283匁
村割り分	520.9	郡の村数 42村 1村当たり 12匁4

(注) 追加経費を含むため、表187と総額は異なる。

資料：「村上家文書」(神戸大学所蔵)

て割り掛けている。従って各村には、村割り分に村高・家数を勘案したものが掛かってくることとなる。北野村を例にとると高割りが八匁二分九厘、家割りが九匁三分七厘、村割りが一二匁四分合わせて三〇匁六厘である。本来このような廻在は、家ごとに門付けして行われることを考えると、様相は一変している。当然祝儀銭は減り、また応対する手間も省略されることになっただろう。

このように村を巡る人々に関して地域的な管理制が発達したのであるが、ただ一つ御免勸化だけが、この対象外であった。したがって、村々が次にその打開を図るのはある意味で当然であった。同郡では嘉永七年二月、京都の桂姫役人の廻村を控えて、これまで通り郡中挙げて対処するとして神戸村に振り向ける用意をしていたが、その後この件については、「幕領六分」という当時の六つの代官所支配の村々が連合して当てることになり、大坂で桂姫の役人と六分惣代との間で話がついた。六分といえば谷町・鈴木町代官所をはじめ摂津・河内・和泉の幕府領すべてであるから、八部郡より広域的な対応が廻在者に対して行われることとなったのである。惣代たちの手紙の中で「それが実現すれば利分にもなる」といっているが、経費と手間の節約がその狙いであっただろう。

この措置を踏まえて、もっとも手強い御免勸化についても六分一括の取扱いが実現する。同年五月のことである。それを受けて村々には、次の廻状が回されている。

このほど御免勸化について六分一手に引き合い取り扱うことになった。ついではその旨をよく御承知されて、もし廻村するものがいれば断ってほしい。また心得違いがないように「頼み一札」を回すのでそれに調印してほしい。

第二節 村落社会の趨勢

表 189 八部郡における労賃の協定
(天保13年(1842)) (単位: 匁)

職 種	賃 銀
下 男 上 (男子奉公人)中 下	150~160 120~140 100~50
下 女 上 (女子奉公人)中 下	70~ 40~ 20~
男 日 雇 同自分賄い	1.0 1.5
女 日 雇 同自分賄い	0.7 1.0
手 伝 い 同自分賄い	1.0 1.7

(注) 奉公人は半期の賃銀。他は1日分。
自分賄いは食事が付かないもの。

資料: 「山田家文書」

この後すぐに今度は寺社の名目貸付金の取扱いについて不正があるとして西撰の三郡は代官所に願い出、さらに摂河村々に広げる計画を立てているが、このように農民は、利害関係の一致する諸問題を手がかりに地域的な連合を広げていたのである。

地域社会に

働く人々

みよう。

このような村々の連合が地域的に規制、管理していこうとしたものに農民以外のさまざまな職種の人々がいた。次に菟原・八部郡の協定書を通じて、地域社会に働く人々の姿を眺めて

八部郡では天保十三年八月、ちょうど幕府の天保改革のさなかであるが、幕府の諸物価二割引下げ令を受けて、次のように職人、奉公人などの労賃引下げを決めている。

まず奉公人については近年給銀が上昇する一方、勤務状態が良くないので、今後郡中で奉公人の口入れ屋を人選した上で置き、奉公人の雇用はそこを通すこととするとして給銀を三段階で決めている。当然口入れ屋への世話料が要ることとなるがそれは雇用主から二匁、奉公人から一匁合わせて三匁とする。また下女は洗濯休み、出代わりなどといってよく休むが、今後は半期(半年)に五日かぎりとする。つぎに田植え・収穫などの繁忙時に使われる日雇いの労賃も

定められているが、その他賃金の定められているものを拾うと表189の通りである。

奉公人の場合、この頃の大坂市中肥後米価格が一石八〇匁であるから、高賃金の上級者で半年分の賃銀がほぼ二石分、下級者では一石程度に相当するところである。女子は上級者で男子の四四〇四七％、中級者では二九〇三三％で、半分にも満たない。それに比べると日雇いの場合、男女格差は小さい。女日雇いには洗濯、草引きなどと書かれているように、男子が農作業に本格的にかかわるのに比べ、女子は主に家事労働であったことがこのような格差を生んでいるのであろう。また手伝いは家普請の時大工、左官を手伝う労働者のことであるが、これについては賃金のほか勤務時間を大工並みにすると決めている。

その大工や左官・石工などの職人については、作料・賃金を二割下げにされては困るという職人の嘆願が容れられ、その代わり二割増し働くようにしている。つまり朝は六つ半（午前七）時に仕事にかかり、昼食時に小休憩し、九つ半（午後一）時より暮れ六つ（午後六）時まで精を出す。またこれまで四つ時（午前一〇時）、七つ時（午後四時）に煙草休みをしていたがそれをやめ、喫煙したまますぐに仕事に取り掛かる。もちろん職人の棟梁は常に現場に出向き、弟子や下職の者が怠らないように監督する。またこれまでであった職人と施主との得意先関係もなくし、これからは施主の判断によって職人を変えても文句をいわない。屋根葺き・畳屋職・鍛冶・黒鍬の賃金、紺屋・張り屋の値段、綿打ち賃も二割下げとする。

このほか市域農村の重要産業である酒造業や水車業、素麺業で働く労働者についても厳しい規制が示されている。共通して近年、労働者の賃金が上昇し、また賃金は先取りしながら途中で勝手にやめ、他所で働くなど不作法が目には余ると指摘され、とくにひどい者は郡中では働かせないこととし、非人番に預けるとされ

ている。

また素麵屋の下で働く労働者については対策として、今後新たに口入れ屋を設け、必ずそこを通して雇うこととするとしているが、三年後の弘化二年（一八四五）には武庫・菟原・八部三郡が共同して、素麵屋の下職・労働者の勤務状態について協定している。労働者の地域管理も、廻在者と同様に拡大されているのである。

このほか八部郡の協定書では草履商いや雪駄直しをする皮多については、今後決して家々の門より内に入れない、酒造場や水車場にも近づかせない、また山林に立ち入り木を伐っているのを見付ければ訴え出るとしている。ここまでくると村々の地域管理は、きわめて排他的で差別的な性質を露呈しているといえよう。

後述のように市域には、酒造業や素麵業といった産業がめざましく発展した。それに連れて労働市場も拡大され、また労働者の賃金も全体に上昇したことによって、地域社会に新たな矛盾が生じているのである。

農村自体も好景気であれば矛盾は顕在化しないのだが、飢饉などによって農村の状態が悪化すれば、それは直ちに地域に働く人々への圧力、規制強化となって現れている。したがって協定書は有効期間何年と決めていなくとも、再び同様な事態になるとそれは繰り返される。嘉永三年同郡では再び協定書が作られるが、天保十三年に立てたものが年とともに忘れ去られたので再度決めるとして、天保期の同額を定めている。

防長戦争

と村々

近世は、對外戦争がなかったという意味において、平和な時代であった。もちろん戦士身分として武士が体制的に存在し、時折軍事訓練も行われた。また文化期以降アメリカやイギリス・ロシアの船が日本と接触するようになり、ようやく海防の必要が叫ばれるようになったが、それでも世の

第二節 村落社会の趨勢

表 190 板宿村の献金

金 額	人 数
両 分	人
6.2	1
5.2	1
4.2	1
3.2	1
3	1
2	5
1.2	8

資料:「武井報效会文書」

一貫二四匁(二匁一〇二分四厘)を渡している。合わせて二〇両になるが、一〇両は幕府から支給される正規の給金(年間)で、残る一〇両は村方からの増給金であろう。所によつては五〇両、八〇両といった増給金を出している地方もあるが、給金を上乗せしないと兵賦人の確保は難しかったということであろう。もちろんその増給分は、村人が割

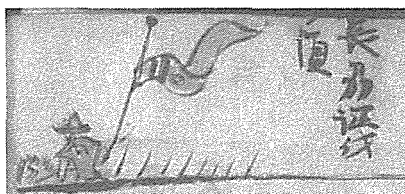


写真 161 征長軍 (「記憶之友」)

となつて、助郷五八カ村、加助郷九カ村あわせて六七カ村に七〇〇〇人の正人足の提供を申し出ている。正人足とは金銭で納めて人足を雇うのではなく、村々から直接人足を出すことをいうが、七〇〇〇人とは当時の兵庫津の人口が約二万人であつたことからして、その三五%に当たる数字である。いかに多数の軍団が通過しようとしていたかがわかる。「松の木の間から幟やら赤色其外いろいろの衣服きらきらと光る甲冑も見へ」祭礼のようで、昔の太閤記の軍装と少しも変らなかつた。「記憶之友」の作者は少年の頃の印象を記している。

防長戦争に伴つて求められた人足は、宿駅のそれだけではなかつた。「兵賦」とよばれる現地派遣の歩兵人足が、幕府領では一〇〇〇石に一人を基準に割り当てられた。もちろん強壮な男子が求められたが、これも正人足であり、高給で日雇などを雇つて村人に代えるわけにはいかなかった。坂本村では百姓勘藏の倅銀藏(二二歳)と、徳右衛門倅善之助の二人が選ばれ、善之助でいえば慶応二年一月に長州へ向けて出立している。彼に対し村では前年十一月四日一〇両を払い、出発当日さらに銀

り合って負担することになる。

あわせて村々には軍資金の献金が求められた。慶応二年五月幕府は、第二次征長を控えて江戸・大坂・兵庫の豪商と並んで幕府領の農民に対しても征長費の献金を命じているが、八部郡板宿村が差し出した献金額は四五両で、その内訳は表10の通りである。同年より五年賦で納めることになっているが、二年目の慶応三年末には幕府はもはやない。

2 近世後期の人口動態

村の人口と 人口の変動は、その基盤となる地域の経済的環境や住民の生活意識などによって影響を受けると考えられる。近世後半期における市域農村では、商業的農業が進展し、とくに灘地域で

は醸造業・絞油業などの工業も興って、その経済的環境もかなり変貌した。ここではそうした環境をふまえて各村々の人口変動をみてみよう。

まず各村々の人口を、農業生産高とりわけ主食である米の収穫高から考えてみようとしたのが表11である。一村の米産高がわかる史料に乏しいので、年による差も生じるが、便宜的に村の石高をもって人口と対比してみたもので、一人当たりの石高を縦軸にとっている。もっとも、村高が実際の収穫高を示しているわけでもなく、さらに年貢納付などのこともあって単純には結びつけられないが、農業生産と人口を大まかに把握する方法として利用したい。

第二節 村落社会の趨勢

表 191 1人当たり石高からみた村の配置

	明 石 郡	美 濃 郡	八 部 郡	菟 原 郡	有 馬 郡	
石					・ 南中大沢3.11 ・ 上津上2.40 ・ 下小名田2.32	
2.0		・ 東下2.10	・ 東尻池1.86 ・ 西代1.81 ・ 板宿1.78 ・ 大手1.68		・ 北中大沢1.85 ・ 結場1.67 ・ 中村1.61 ・ 日下部1.60 ・ 生野1.58	農 業 型
	・ 繁田1.81 ・ 大畑1.79 ・ 押部1.71 ・ 大野1.61	・ 南僧尾1.81 ・ 西下1.70		・ 平野1.60 ・ 生田1.51 ・ 高羽1.44		
1.5	・ 向井1.46 ・ 田井1.41		・ 西小部1.47			
		・ 淡河町1.28 ・ 北僧尾1.23				
	・ 高和1.21		・ 奥平野1.13	・ 北畑1.21 ・ 上野1.20		農 ・ 余 業 型
1.0	・ 木津1.10		・ 花熊0.92 ・ 白川0.81 ・ 西須磨0.65	・ 熊内0.91 ・ 稗田0.86 ・ 岡本0.81 ・ 郡家0.72		
	・ 和田0.83 ・ 木見0.69					
0.5			・ 神戸0.21 ・ ニツ茶屋0.05	・ 脇浜0.53 ・ 魚崎0.25 ・ 大石0.22 ・ 御影0.12		商 工 業 型

いま一人年間消費量一石という基準を取って、それより石高の大きい村は農業生産だけで人口支持力がある、つまりそれだけの人々の食糧が賄えるとし、逆に一より小さい村はその支持力がないと考えてみる。これで見ると、明石郡の繁田・大畑村、有馬郡の南中大沢・上津上村、美濃郡の東下・南僧尾村など、この三郡では大部分の村が一より大きく、農業生産地域であることを示している。いわば「農業型」である。

一方、八部郡・菟原郡では村による差が大きく、二石近い東尻池・西代村などから、〇・二石以下の二ツ茶屋・御影村まで、その中間を含めて幅広く分布している。このうち石高の方が小さい村は、ほかに大石・魚崎・神戸村などがあり、いずれも酒造業や海運業の盛んな村で、こうした農業以外の産業が支持力となっており、社会的分業の進んだ「商工業型」といえる。

そして、これら両型の中間に当たる一人一石という基準に近い村々の場合は、農業を主たる生業としながらも、なおかつ何らかの余業をも必要とする「農・余業型」の村とみてよい。以下順にその変動をみることにしよう。

各村の人

まず農業型の村の幕末期にいたる人口の動きをみると、時期によって若干の起伏を示しながら口変動も、全体としては停滞傾向をたどっている。この型の例として八部郡板宿村をとって、その変

遷の要因を探ってみよう（表四）。まず出生数・死亡数ともに年による偏りがかなりあって、出生率では一四・六％、死亡率では一・五・三％の幅がある。したがって、自然増減も年によって変動し、二％程度増加の年もあれば、三・九％も減少する年もあるといった状況である。ただ文化期から幕末期へかけての時期を全体としてみれば、不安定ながらも出生数が上回っており自然増の型といえる。もっとも農業を基本

第二節 村落社会の趨勢

表 192 板宿村の人口動態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文化 4(1807)	311	7 (2.3)	3 (1.0)	+4 (1.3)	0	3 (1.0)	-3 (1.0)	+1 (0.3)
〃 7(1810)	299	3 (1.0)	7 (2.3)	-4 (1.3)	3 (1.0)	2 (0.7)	+1 (0.3)	-3 (1.0)
〃 11(1814)	299	10 (3.3)	4 (1.3)	+6 (2.0)	1 (0.3)	2 (0.7)	-1 (0.3)	+5 (1.7)
〃 15(1815)	285	4 (1.4)	15 (5.3)	-11 (3.9)	2 (0.7)	0	+2 (0.7)	-9 (3.2)
文政 2(1819)	287	8 (2.8)	8 (2.8)	0	3 (1.0)	1 (0.3)	+2 (0.7)	+2 (0.7)
〃 5(1822)	282	8 (2.8)	3 (1.1)	+5 (1.8)	1 (0.4)	5 (1.8)	-4 (1.4)	+1 (0.4)
〃 8(1825)	280	8 (2.9)	5 (1.8)	+3 (1.1)	4 (1.4)	2 (0.7)	+2 (0.7)	+5 (1.8)
嘉永 6(1853)	283	13 (4.6)	12 (4.2)	+1 (0.4)	5 (1.8)	0	+5 (1.8)	+6 (2.1)
安政 4(1857)	292	7 (2.4)	5 (1.7)	+2 (0.7)	1 (0.3)	5 (1.7)	-4 (1.4)	-2 (0.7)
〃 6(1859)	299	10 (3.3)	10 (3.3)	0	2 (0.7)	0	+2 (0.7)	+2 (0.7)
文久 2(1862)	300	7 (2.3)	10 (3.3)	-3 (1.0)	0	2 (0.7)	-2 (0.7)	-5 (1.7)

(注) ()は比率%。

資料:「武井報效会文書」

とする社会では飢饉・伝染病などの影響を除けば、一般的には自然増の傾向をたどるとされるが、この場合は母集団も小さく小幅ながら変動の多い推移となっている。一方社会的増減の方は、転出入ともに一%を超える年は一一例のうちの三、四例で低く、小幅の変動を繰り返しており、この時期全体としては差引き変化なく、社会的増減が人口に及ぼす影響は少ないという状態である。こうして村人口は小幅の増減を繰り返しながら停滞状態で推移している。

ところが同じ農業型の有馬郡結場村の場合は、文化末年(一八一八)から天保期に増大局面があり、以後幕末までその状態が続いている。この

表 193 結 場 村 の 人 口 動 態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文政 9 (1826)	102	3 (2. 9)	1 (1. 0)	+2 (2. 0)	8[6] (7. 8)	6[6] (5. 9)	+2 (2. 0)	+4 (3. 9)
天保 2 (1831)	123	4 (3. 3)	2 (1. 6)	+2 (1. 6)	12[11] (9. 8)	10[9] (8. 1)	+2 (1. 6)	+4 (3. 3)
〃 5 (1834)	123	3 (2. 4)	2 (1. 6)	+1 (0. 8)	13[10] (10. 6)	8[6] (6. 5)	+5 (4. 1)	+6 (4. 9)
弘化 4 (1847)	120	4 (3. 3)	2 (1. 7)	+2 (1. 7)	8[7] (6. 7)	9[7] (7. 5)	-1 (0. 8)	+1 (0. 8)

(注) []はうち奉公人数。

()は比率%。

変動の原因をみようとしたのが表193である。ここにみられる文政九年(一八二六)から弘化四年(一八四七)のそれぞれの場合とも自然増加・社会増加が確認できる。しかし問題は社会増加の方で、人口母体に比して転入・転出ともに著しく数量が多い。これは史料に奉公人として注記されている人数の多さによっており、村内にある一軒の人力絞油業への就労者であるとみられる。こうした農村工業のような農外産業が存在する場合は、その間、流入人口による社会増があつて人口の増大局面が現れる。これとよく似た人口傾向を示しているのが上津上村で、化政期の停滞傾向から天保末年(一八四四)以後に増大局面がみられる。

それでは、社会的分業の進んだ商工業型の場合を、菟原郡魚崎村の例でみてみよう。魚崎村では、文化期以後幕末期にかけて、人口は増大傾向を示している。この時期はなお同村酒造業の発展期に当たつており、そのことが人口増大の背景になっているとみてよいであろう。

表194によって、その増大の特質を探ってみよう。まず社会的増減をみると、天保末期以後転入率はほとんどの年で転出率を上まわっており、社会増の傾向が明瞭に読みとれる。また自然増減の方も、この時

第二節 村落社会の趨勢

表 194 魚崎村の人口動態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
天保13(1842)	918	28 (3.1)	28 (3.1)	0	16 (1.7)	10 (1.1)	+6 (0.7)	+6 (0.7)
〃 15(1844)	954	23 (2.4)	13 (1.4)	+10 (1.0)	8 (0.8)	8 (0.8)	0	+10 (1.0)
弘化 2(1845)	964	30 (3.1)	21 (2.2)	+9 (0.9)	13 (1.3)	5 (0.5)	+8 (0.8)	+17 (1.8)
〃 4(1847)	993	32 (3.2)	30 (3.0)	+2 (0.2)	11 (1.1)	10 (1.0)	+1 (0.1)	+3 (0.3)
嘉永 2(1849)	1,006	29 (2.9)	28 (2.8)	+1 (0.1)	12 (1.2)	8 (0.8)	+4 (0.4)	+5 (0.5)
〃 4(1851)	1,019	18 (1.8)	28 (2.7)	-10 (1.0)	18 (1.8)	12 (1.2)	+6 (0.6)	-4 (0.4)
〃 6(1853)	1,007	37 (3.7)	15 (1.5)	+22 (2.2)	14 (1.4)	8 (0.8)	+6 (0.6)	+28 (2.8)
〃 7(1854)	1,035	24 (2.3)	19 (1.8)	+5 (0.5)	19 (1.8)	9 (0.9)	+10 (1.0)	+15 (1.4)

(注) ()は比率%。

資料:「魚崎財産区文書」

期は出生率が二%に達しない年は一例だけで、逆に三%を超える例が半分あって、その率は高く、死亡率も一・四〜三・一%と高いが、二例を除いて他の年はいずれも自然増となっている。したがって全期間を総合すると年平均約一%の人口増加となっている。商工業活動の上昇期は、人口のうえからみると自然増型・流入型といえることができる。

次に同じ商工業型の八部郡神戸村の場合を検討してみたい。表195は神戸村の人口変遷をまとめたものである。村人口は天保前期に一時増大しているが、以後は概して緩やかな減少増大の波状を示している。神戸村は海運業・酒造業などの進んだ村であるが、この時期は両業とも上灘に押される傾向にあって、その停滞がこうした緩やかな動きに反映されているとみられる。同村の嘉永七年(一八五四)の出生率は二・〇%、死亡率は一・五%でやはり自然増型を示し、転入率は一・三%、転出率は一・一%でこれも

表 195 神戸村の人口変遷 (単位: 人)

年 代	人 口	男	女
天和～貞享(1681～8)	1, 293	706	587
元禄 3(1690)	1, 382	764	618
〃 14(1701)	1, 621	884	737
宝暦10(1760)	1, 985		
文政13(1830)	2, 637	1, 349	1, 288
天保 3(1832)	2, 640	1, 357	1, 283
〃 4(1833)	2, 666	1, 370	1, 296
〃 5(1834)	2, 670	1, 361	1, 309
〃 8(1837)	2, 624	1, 337	1, 287
〃 10(1839)	2, 541	1, 293	1, 248
〃 11(1840)	2, 442	1, 240	1, 202
弘化 2(1845)	2, 558	1, 297	1, 261
嘉永 3(1850)	2, 547	1, 270	1, 277
〃 5(1852)	2, 522	1, 257	1, 265
〃 6(1853)	2, 533	1, 261	1, 272
安政 5(1858)	2, 605	1, 305	1, 300

資料: 神戸市立中央図書館所蔵文書

流入型となって、商工業型の特徴をもっているが、その幅はいずれも〇・五〇・二%とかなりの小幅に止まり、結果としては停滞的ともいえる微増局面となっている。

さらに、この兩型の中間にあたる農・余業型の動態を探ってみよう。まず例として菟原郡上野村をとりあげる(表196)。村人口は、文政期以後幕末期にかけて漸減傾向を示しているのが注目される。この期間の出生率は〇・四〇三・六%の間を、また死亡率は一・三〇

五・二%の間を上下し、年によって一・八%ほど増加したり、あるいは二・九%も減少したりすることがあり、先の農業型と基本的に一致する。しかし全体としてみればやはり死亡がやや上回り、自然減型を示している。

しかし社会増減の方は、転入率〇・四〇一・八%、転出率〇・八〇二・二%で、商工業型に比べて低く、むしろこれも農業型に近い。ただ農業型と違うのは、わずか〇・四〇〇・八%という小幅ではあるが、連年のように転出率が上回っており、人口流出型となっていることである。

同じ農・余業型の八部郡花熊村の場合も、出入りはあるが村人口は減少傾向をたどっている。この両村は

第二節 村落社会の趨勢

表 196 上野村の人口動態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文政12(1829)	249	9 (3.6)	13 (5.2)	-4 (1.6)	1 (0.4)	2 (0.8)	-1 (0.4)	-5 (2.0)
〃 13(1830)	241	3 (1.2)	10 (4.1)	-7 (2.9)	1 (0.4)	2 (0.8)	-1 (0.4)	-8 (3.3)
天保 2(1831)	240	1 (0.4)	5 (2.1)	-4 (1.7)	2 (0.8)	4 (1.7)	-2 (0.8)	-6 (2.5)
嘉永 2(1849)	226	4 (1.8)	6 (2.7)	-2 (0.9)	3 (1.3)	5 (2.2)	-2 (0.9)	-4 (1.8)
〃 5(1852)	227	7 (3.1)	3 (1.3)	+4 (1.8)	1 (0.4)	2 (0.9)	-1 (0.4)	+3 (1.3)
〃 6(1853)	225	4 (1.8)	5 (2.2)	-1 (0.4)	4 (1.8)	4 (1.8)	0	-1 (0.4)
〃 7(1854)	227	6 (2.6)	3 (1.3)	+3 (1.3)	4 (1.8)	5 (2.2)	-1 (0.4)	+2 (0.9)

(注) ()は比率%。

資料:「坂本家文書」

六甲南麓の灘目地域に属し、農業を主としているが、付近には水車絞油業・酒造業ほか各種商工業が展開し、労働需要を擁していることが、両村の人口流出の背景として想定される。

なお、明石郡の村々は多く農業型に属しているが、史料に恵まれず、ただ木見村については、人口動態がうかがえるので、とくにとりあげてみよう。木見村は村高からみると、農・余業型に近い。村人口は、概して停滞傾向を示すが(表197)、天保期後半は減少局面があり、安政〜文久期には逆に増大局面に転じている。これを自然増減からみると、出生率は〇〜五・二%、死亡率は一〜四・二%で同型の村と大差はないが、死亡率の上回る時期と出生率の上回る時期がやや継起している傾向があるため、そのような変遷を示すものとみられる。天保期の不作など農業生産との関連も想定されるが、今のところ断定はできない。

一方、転入率は〇〜二・〇%、転出率〇〜四%と、こ

表 197 木見村の人口動態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
天保 6(1835)	202	3 (1.5)	4 (2.0)	-1 (0.5)	0	4 (2.0)	-4 (2.0)	-5 (2.5)
〃 11(1840)	189	3 (1.6)	8 (4.2)	-5 (2.6)	2 (1.1)	2 (1.1)	0	-5 (2.6)
〃 13(1842)	186	0	6 (3.2)	-6 (3.2)	0	1 (0.5)	-1 (0.5)	-7 (3.8)
〃 15(1844)	192	8 (4.2)	2 (1.0)	+6 (3.1)	0	0	0	+6 (3.1)
弘化 2(1845)	198	1 (0.5)	3 (1.5)	-2 (1.0)	2 (1.0)	3 (1.5)	-1 (0.5)	-3 (1.5)
〃 4(1847)	193	4 (2.1)	7 (3.6)	-3 (1.6)	1 (0.5)	2 (1.0)	-1 (0.5)	-4 (2.1)
嘉永 4(1851)	200	6 (3.0)	3 (1.5)	+3 (1.5)	4 (2.0)	8 (4.0)	-4 (2.0)	-1 (0.5)
〃 7(1854)	207	8 (3.9)	4 (1.9)	+4 (1.9)	2 (1.0)	2 (1.0)	0	+4 (1.9)
安政 5(1858)	231	12 (5.2)	3 (1.3)	+9 (3.9)	3 (1.3)	4 (1.7)	-1 (0.4)	+8 (3.5)
文久 1(1861)	246	7 (2.8)	4 (1.6)	+3 (1.2)	1 (0.4)	7 (2.8)	-6 (2.4)	-3 (1.2)

(注) ()は比率%。

資料: 神戸市立中央図書館所蔵文書

れも同型と大差なく、かつ全体としては転出数が上回って流出型であるのも、農業・余業型の特徴をしめしている。このような同型・同傾向からみて、おそらく明石郡の農業型も他郡の場合と似た傾向をもっているであろう。

世帯規模の縮小化 次に世帯規模の状況を取りあげてみよう。まず農業型

の例として板宿村の世帯規模をまとめたのが表198である。一世帯平均五人台でほとんど変化がない。しかも貞享三年(一六八六)当時の一世帯平均人数が五・五人であったことからすると、近世を通じて世帯規模は五人台で目立った変化がなかったということになる。これは、水田農業経営の維持には一定の労働力を確保する必要があったといった生産構造との関連

第二節 村落社会の趨勢

表 198 板宿村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 たり人数
貞享 3(1686)	327 ^人	59 ^戸	5.5 ^人
文化 4(1807)	311	56	5.5
〃 7(1810)	299	55	5.4
〃 11(1814)	299	53	5.6
文政 2(1819)	287	53	5.4
〃 8(1825)	280	53	5.2
嘉永 6(1853)	283	57	4.9
安政 4(1857)	292	55	5.3
〃 6(1859)	299	55	5.4
文久 2(1862)	300	58	5.1

資料：「武井報效会文書」，「秋宗家文書」

表 199 上野村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 たり人数
寛文10(1670)	191 ^人	35 ^戸	5.4 ^人
天明 8(1788)	239	53	4.5
文政12(1829)	249	57	4.3
〃 13(1830)	241	57	4.2
天保 2(1831)	240	57	4.2
嘉永 2(1849)	226	54	4.1
〃 5(1852)	227	57	3.9
〃 6(1853)	225	57	3.9
〃 7(1854)	227	57	3.9

資料：「坂本家文書」

を想起させ、単婚家族を基本にした家族構成が安定的に維持されるというのが、この農業に立脚する型の特徴として考えられる。

それでは、農・余業型の場合はどうか。その例に上野村の世帯人数を表199でみてみよう。文政十二年の平均四・三人は、嘉永ころには三人台になって、幕末にかけてわずかながらも減少傾向にあることがうかがえる。この村の場合、寛文十年（一六七〇）ころには、一戸の平均が五・四人を数え、さらに下って天明八年（二七八八）では平均四・五人であったことがわかるから、近世前期は農業型と同じ五人台であったものが、次第に減少してきた事例であるといえる。

この一八世紀に入る元禄期から宝暦期にかけては、灘目での在方商工業の進展がみられた時期にあたるが、

表 200 神戸村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 たり人数
元禄14(1701)	1,621	291	5.5
宝暦10(1760)	1,985	531	3.7
文政13(1830)	2,637	732	3.6
天保 3(1832)	2,640	735	3.5
〃 5(1834)	2,670	744	3.5
〃 10(1839)	2,541	679	3.7
弘化 2(1845)	2,558	699	3.6
嘉永 3(1850)	2,547	706	3.6
〃 6(1853)	2,533	691	3.6
安政 5(1858)	2,605	703	3.7

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

上野村では人口の増加と、特に戸数の増加が著しく進んでいる。そして、幕末期には前述のように、戸数にはほとんど変化はないが、村外への人口流出がみられ、世帯規模の縮小がゆるやかに進行してゆくという状態となっている。これが農・余業型の特徴といえる。

次に、農業以外の産業が進んだ商工業型の場合を神戸村の例でみてみよう(表200)。神戸村では史料で確かめられる宝暦十年(一七六〇)に、すでに一世帯平均人数は三・七人であり、以後幕末まで三・六人前後で推移している。水田農業に比べて、商

工業の場合は、労働編成に家族の大きさが影響することは少なく、単身者を含む出稼ぎ人口を抱えて、世帯規模の縮小化が進んだものとみられる。

さてこうした平均値に表れた世帯規模の変動、とくにその縮小化の実態を考えてみるために、次に世帯規模別構成比をとってみよう。

図50Aはまず農業型の板宿村の場合である。六人家族がもっとも多く全戸数の約二八%、四分の一以上を占めている。そして人数が増えるに従って戸数は減り、最大は九人家族で三%となり、逆に家族数が減るに従って同様に戸数は減り、一人世帯も二%程度は存在している。型としてはもっとも標準的な姿といえる。

次に図50Bは農・余業型の上野村の例である。家族数三～六人の戸数がいずれも二〇%程度ずつあり、こ

第二節 村落社会の趨勢

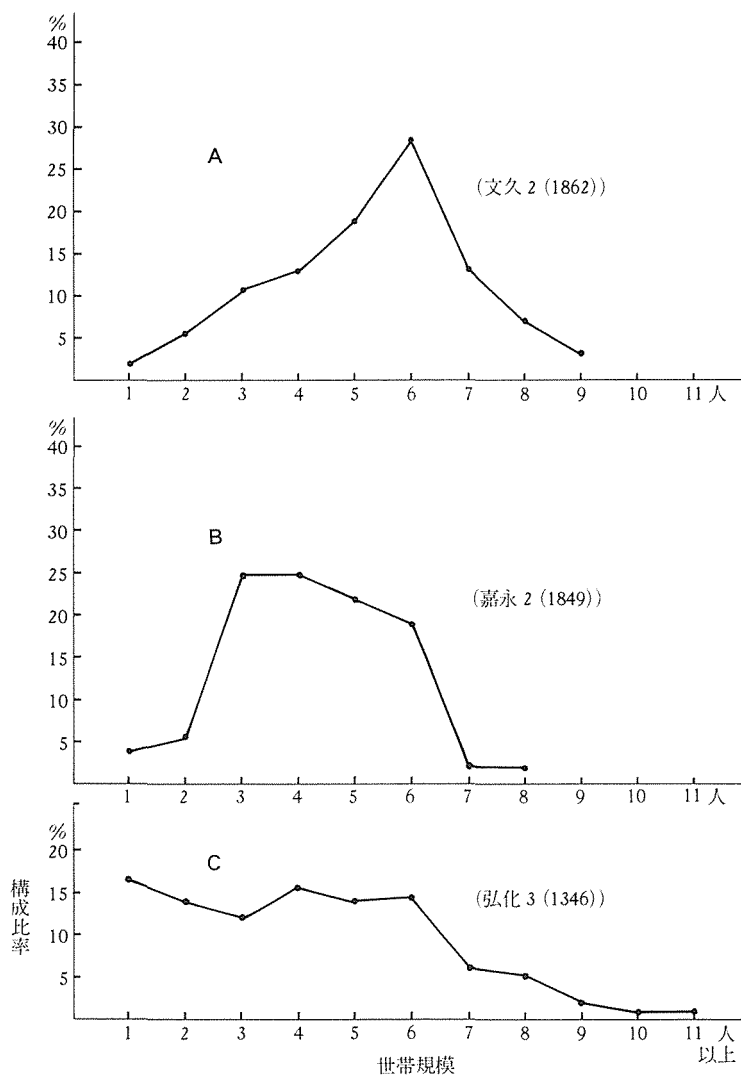


図 50 各村の世帯規模別構成

れより家族数が多い場合は戸数が少なくなるが、八人家族までは存在し、また人数が少ない場合も戸数は減るが、一人世帯もみられる。この型は標準的な農業型と同質の「家」そのものはなお存在しながら、家族のうちから単身で離れて行く出稼ぎの姿を描くことができる。

そして図50Cが商工業型の魚崎村の世帯構成である。一人世帯が全体の一七％、二人世帯も一三％という高率を占めていることがもともと大きな特徴である。次いで戸数としては少ないが一〇人・一一人家族が存在しているのも他の型ではみられないところである。この一人世帯の多さは、農業型とは質の異なる「家」構成であることの端的な表れであろう。これもまた、出稼ぎの流入人口を抱える場合の典型的な型として指定できる。

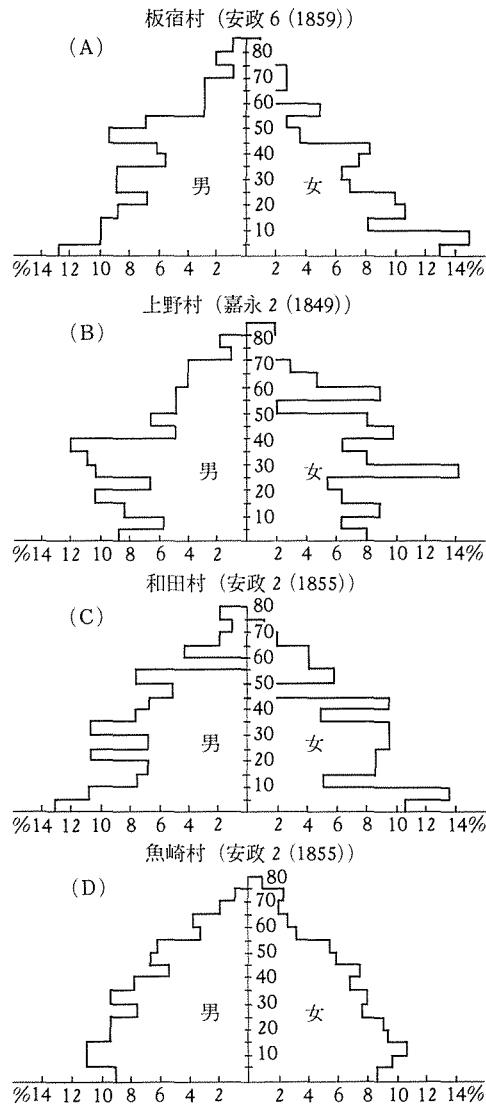
年齢別人口構成の三タイプ 次にこれら三型の年齢別人口構成を採りあげてみよう。まず農業型の板宿村が図51Aである。資料としている母集団が小さいため、部分の偏りがやや極端に表れている（これは他の

場合も同じである）が、低年齢層が多く、年齢が進むに従って次第に減少するという、最も標準的な富士山型に通ずる型とみることができる。

それに対し、農・余業型である上野村の年齢別構成（図51B）では若年層が少なく、特に女子にそれが顕著である。ただ一〇歳以下層の少なさ（八％以下）は、過去一〇年間ほどの出生率の低下によるとみられるが、理由にははっきりしない。同じ農・余業型に属する明石郡の木見村や和田村では、一〇歳以下層が一二％前後を占めており、この方（図51B）は全体として流出する若年労働層がくびれた形の星型に比定できる。

最後に、商工業型の魚崎村の場合が図51Cである。労働力流入型として一〇歳以上五五歳までの年齢層が厚い型をよく示している。前述のように単身者の世帯が多いこの型では、人口総数に対する出生数の比率が

第二節 村落社会の趨勢



相対的に小さくなるとみえ、五歳以下層の切れ込んだ型となっている。

図 51 各村の年齢別人口構成

第三節 幕末期の農業と鉱工業

1 農民の階層構成と地主小作関係

南部諸村の 商業的農業が進展した近世後期から末期にかけて、農民の階層構成にも変化が生じていた。階層構成 まず階層構成の状況をみてみよう。表201は花熊村農民の持高別構成を示したものである。文

政七年（一八二四）では持高三石未満の零細規模層が五四％に達していて最も厚い。この層の農民も、裏作に販売用の菜種を栽培するがその量は少なく、農業はむしろ自給用であり、酒造稼ぎ・日傭稼ぎもしくは小商売などによって生計をたてていたとみられる。

これに対し持高五石以上という層は二八％を占め、一部には駄賃稼ぎなども兼ねたが、農業を生活の基盤にした層で、代表的な商品作物である菜種作をも積極的に推進し、一〇石を超える中農以上の場合は雇用者を抱えていることもあった。この五石以上層の農民は、天保期の米・菜種価の上昇期には、三九％を超えるまでに増加傾向をみせており、持高を増やして二〇石以上を所有する農民まで生み出している。この時期の農業前進の担い手になっていたといえるであろう。しかし、このうち五〜一〇石層は、天保期を過ぎるとわ

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 201 花熊村の持高構成

持高	年代		文政 7 (1824)		天保15(1844)		安政 2 (1855)	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
20石以上			1	1.6	1	1.7		
15～20			1	1.6	1	1.7		
10～15	3	4.4	2	3.2	3	5.1		
5～10	16	23.5	21	33.3	19	32.2		
3～5	11	16.2	10	15.9	8	13.5		
3石未満	37	54.4	27	42.8	22	37.3		
無 高	1	1.5	1	1.6	5	8.5		
合 計	68	100.0	63	100.0	59	100.0		

資料：新保 博『封建的小農民の分解過程』

表 202 板宿村の持高構成

持高	年代		文政 3 (1820)		文久 2 (1862)	
	戸	%	戸	%	戸	%
30石以上			2	3.5		
20～30	4	7.5	2	3.5		
15～20	3	5.7	5	8.6		
10～15	8	15.1	10	17.2		
5～10	20	37.7	10	17.2		
3～5	2	3.8	3	5.2		
3石未満	9	17.0	26	44.8		
無 高	7	13.2	—	—		
合 計	53	100.0	58	100.0		

資料：「武井報效会文書」

ずかながら減少傾向に転じてゆくのに対し、一〇石以上層ではむしろ増加している。

一方、五石未満層の場合は、天保期以降に減少傾向をみせ、とくに五〇％を超えていた三石未満層は、天保十五年（一八四四）に四二・八％、安政二年（一八五五）には三七・三％にまで減少している。その反面無高層が増え、わずかではあるが村外へ転出する場合もあったとみえ総戸数も減少している。こうして幕末期の花熊村では零細規模層に変動が大きく、土地を手放し、脱農化してゆく傾向を示している。

また板宿村の場合は（表202）、文政三年当時持高五〇一〇石未満の中間層は全体の約三七・七％を占め最も多かったが、天保期を過ぎた文久二年（一八六二）には一七・二％にまで減少しており、

表 203 上大沢村の持高構成

持高	寛政12(1800)		天保 4 (1833)	
	戸	%	戸	%
30石以上	1	1.6		
20～30	4	6.6	3	4.8
15～20	2	3.3	3	4.8
10～15	6	9.8	13	20.6
5～10	20	32.8	28	44.4
3～ 5	15	24.6	9	14.3
3石未満	13	21.3	7	11.1
合 計	61	100.0	63	100.0

(注) 無高戸数は不詳。
資料:「榎本文書」

逆に三〇石以上の以前みられなかった上位層が現れるとともに、五石未満の零細層が五〇%にまで増大しているのである。ここでは幕末期に中間層の両極分解が進んでいる。

北部諸村の 一方米以外には商品作物が乏しく、かつ灘目地域階層構成 のように社会的分業も進んでいなかった北部諸

村の場合をみてみよう。

史料の制約でやや断片的にはなるが、まず三田藩領の有馬郡上大沢村では

(表203)、天保期に持高五〇一〇石未満の中間層が増大している様子が読みとれる。これは南部地域と同じ傾向である。また六甲山地西部の山間に位置する西小部村では(表204)、文化十一年(一八一四)にも最も厚い層であった五〇一〇石のやはり中間層が、弘化四年(一八四七)には減少して、その上位層と無高層が増加しており、これも中間層の両極分解とみることができるであろう。

しかし関東に本拠を置く飯野藩領の上二郎村では、村規模も小さいが、寛政以後も一貫して大高持の農民と零細高持の農民とに分裂

表 204 西小部村の持高構成

持高	享和 3 (1803)		文化11(1814)		弘化 4 (1847)	
	戸	%	戸	%	戸	%
15石以上	1	2.1				
10～15	1	2.1	2	4.2	7	14.6
5～10	23	47.9	27	56.3	20	41.7
3～ 5	11	22.9	6	12.5	6	12.5
3石未満	12	25.0	13	27.0	11	22.9
無 高	—	—	—	—	4	8.3
合 計	48	100.0	48	100.0	48	100.0

資料:「内田家文書」

したままである。この大高持農民の場合は、以前から藩用にもかかわってきた村方の役人という特別の例とすべきであろう。

幕末期の地主

こうみると幕末期には市域においても、農民階層の両極分解が、かなり進行していたことがわかる。するとこの新しい動きから、当然一方に所有地を拡大した農民が、その一部を貸し付けて地主化し、そして他方所有地を減少させた農民は、脱農化か小作人化する傾向が強まったのではないかと推量される。

前記花熊村の場合では、持高五石未満の零細層に変動が大きく、無高すなわち耕地を持たない層の増大とともに脱農化の傾向がみられたが、村内での農業経営の様相を探るため、この村の地主・小作関係を考えてみよう。ただ史料の制約で年貢の納付状況を手掛かりとする。

表28は、弘化二年の年貢納付者のうち、本人の納付高のなかに別の農民からの納入高が含まれている一五名の一覧である。例えば五右衛門の場合は、納付高一四石余のうちに藤次郎ら五名から納入された六石余（約四三％）が含まれている。この五名は、五右衛門の所有地を小作しており、その小作料の一部を直接五右衛門の貢租として納付したものと考えられる。

同年この村には持高一〇石以上の農民は五名いるが、その全員がこの表にみえ、所有地の一部を小作に出していることが分かる。しかし小作地以外になおかなりの部分を残しており、先の五右衛門の場合も貢租高八石余分を自から納付しているから、基本的には家族労働を主とし、場合によっては雇用労働を援用する自作経営を行っていて、その余を小作に出すという富農的地主とみることができる。ただ五石未満の高持で小

表 205 花熊村農民のうち他農民からの貢租納入分をもつ例
(弘化2年(1845))

(単位: 石)

農民名	持高	貢納額	他農民より 納入分合計	同内訳	納入農民名	同持高
五右衛門	20.750	14.511	6.200	1.500	藤次郎	
				0.500	長兵衛	5.205
				2.500	八兵衛	4.692
				0.700	与次兵衛	0.608
				1.000	市左衛門	5.094
五郎兵衛	17.166	12.0162	6.000	2.000	利左衛門	4.295
				2.500	徳左衛門	2.601
				1.500	新兵衛	2.116
長左衛門	13.242	9.2694	0.900	0.900	伊右衛門	2.414
弥右衛門	12.689	8.8823	5.900	3.500	与次兵衛	
				1.500	茂左衛門	3.332
七兵衛	11.342	7.9394	2.000	0.500	茂左衛門	
				1.500	儀右衛門	0.670
八左衛門	7.690	5.369	1.500	1.500	儀右衛門	
弥次右衛門	6.710	4.697	1.500	1.500	平野忠右衛門	
清右衛門	6.702	4.6914	1.000	1.000	定右衛門	0.360
卯兵衛	6.441	4.5087	2.800	1.000	徳左衛門	
				0.800	定右衛門	
				1.000	新兵衛	
幸右衛門	5.413	3.7891	1.400	1.400	利左衛門	
源右衛門	3.539	2.4773	0.500	0.500	利左衛門	
安右衛門	3.365	2.3555	0.400	0.400	八左衛門	7.690
安兵衛	3.291	2.3037	2.500	1.500	茂左衛門	
				1.000	喜左衛門	4.358
弥兵衛	2.568	1.7976	2.000	2.000	仁兵衛	4.858
清左衛門	0.875	0.6125	0.500	0.500	平野久左衛門	

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 206 花熊村農民のうち他農民
の貢租を納入する例
(弘化2年(1845)) (単位: 石)

農 民 名	持 高	他農民分貢 租納入高
八左衛門	7.690	0.400
長兵衛	5.205	0.500
市左衛門	5.094	1.000
仁兵衛	4.858	2.000
八兵衛	4.692	2.500
喜左衛門	4.358	1.000
利左衛門	4.295	3.900
茂左衛門	3.332	3.500
徳左衛門	2.601	3.500
伊右衛門	2.414	0.900
新兵衛	2.116	2.500
儀右衛門	0.670	3.000
与次兵衛	0.608	4.200
定右衛門	0.360	1.800

資料: 新保 博『封建的小農民の分解
過程』

作に出している場合は農業以外に職業を持っているなどの理由があるものと考えられる。

一方他人の貢租を納入している農民をまとめたのが表206である。この一四名は村内の農民で、このほかに三名の村外からの農民がいる。さてこの小作人と推量される一四名のうちには、八石以上の高持農民と無高の者は含まれていない。しかし持高では七石台以下五石台、四石台から一石未満の層まであって、特に零細層に集中するというのではないが、持高の少ない層は概して借受地の大きい場合が多い。従ってこの七石台以下の小作地を借り受けている農民も、その経営規模は五〇一〇石程度となり、やはり家族労働に依拠した小規模経営という形が想定できる。

このようにかなり商業的農業が進展し、地主・小作関係も存在していた幕末の花熊村で、最大の高持農民が二〇石台と大規模化せず、たしかに持高の多い農民はその所有地の一部を小作地に貸し付けてはいるが、

なお一〇石前後の自作経営を維持しているし、他方小高持の農民も小作地を借り受けることによって、やはり小農経営を維持するという傾向にあって、地主・小作関係がより一層深化するというような状況ではなかった。この傾向は市域ではむしろ一般的であったようにみうけられる。

ただ有馬郡の結場村・二郎村など一部の村

で五〇石を超える大高持がみられたが、これは、商品作物としては酒造米の需要を有する米以外にはとくにない米主作地において、いずれも遠隔地領主の領地に属し、藩用をも勤めてきたという家の特異な例であろう。

さて、当時の地主・小作関係を考えるため、小作証文を例にとってみよう。残されている小作証文は質地にかかわる場合が多い。例えば、馬場村における安政六年の田五反七畝余を年期質地として、銀一三貫五〇〇匁を兵庫の北風家から借用し、その田地を小作するという事例の場合は、その期間毎年作徳米代として借用銀の利息八一〇匁を渡し、なお貢租諸役掛りは小作人が負担すると定めている。質地のときは、小作料は利息相当額、年貢諸役掛りは小作人負担という形が多かった。質地でない場合の小作料は、石盛一石三斗の上田で一石四斗、同一石一斗の中田で一石一斗五升という記録もあるが、村によって差が大きい。

しかし当時の小作慣行を示す史料は概して乏しく、時代は下るが明治十年（一八七七）代に調査された慣行なども援用して類推すると、次のような状況であったとみられる。

小作証文は必ずしも差し入れるとは限らず、口約束の場合も多かった。小作料は予め定めておくというのがもちろん多いが、収穫高をみて定める場合もあり、予め定めてあっても、水干害不作の時は減額されるのがむしろ一般的で、地域によってはその翌年は肥料を貸与する慣行もあったという。したがって小作料には高低があり、普通は正米納めで反当たり一石から一石八斗まで、地域によっては麦作にも若干の小作料が課されているところもある。村役・夫役を小作人が勤めるところもあった。小作期限は概して短く、一〇五年を区切りとしていたようで永小作はほとんどなかったとみられるが、小作料不納などのない限り継続される

のが慣例で、小作人は耕地の保全に注意し、小作米の納入は、地主の指示によって地主方か村の年貢を保管する郷藏へ直接運んだという。いずれにしても定まった型はなかったようで、個々の事例によってかなりの差異があった。

2 近世後期の諸産業と仲間組織

樽屋職仲間の結成

それでは農業以外の諸産業の様子はどうか。前章で一八世紀後半の社会的分業の展開をみてきたが、ここではそれ以後の推移をたどってみよう。魚崎村には、「冥加銀上納帳」と題する一群の史料があり、これによって、近世後期の魚崎村の産業について、まず酒造業と最も関係の深かった樽屋職からみてみよう。

表207は、文化三年（一八〇六）以後の状況をまとめたもので、この表によれば、魚崎村の樽屋職人は一六〇二軒であった。天保十三年（一八四二）八月の「諸御連上・御冥加銀上納巨細書上帳」によれば、享和三年（一八〇三）から冥加金を毎年一軒につき銀一〇匁ずつ納入するようになったことがわかる。後述する他の職種の冥加金に比べ、高額であった。つまり、他の職種より比較的経営規模が大きく、安定していたと推測される。またこれが、樽屋職の変遷に余り変化がなかった一因であったと思われる。樽の最大の需要者は酒造業であったから、酒造業者はその外業部として樽屋を支配し、このため、酒造仲間に対応して、各郷ごとに樽屋仲間が結成されていた。そして、天保期以降の一般物価体系の破綻のなかで、酒造業も酒造米をはじめ

表 207 魚崎村における樽屋職の変遷

年 代	軒数	前記職年以後の変動		冥 加 金
		廃業	創業	
文化 3(1806)	16	軒	軒	銀 160
〃 9(1812)	18	1	3	180
〃 11(1814)	19		1	190
〃 12(1815)	19			190
〃 14(1817)	21		2	210
〃 15(1818)	21			210
文政 2(1819)	21			210
弘化 2(1845)	19	7	5	190
〃 3(1846)	19	1	1	190
〃 4(1847)	18	2	1	180
〃 5(1848)	20		2	200
嘉永 2(1849)	20			200
〃 3(1850)	20			200
〃 4(1851)	20			200
〃 5(1852)	20			200
〃 7(1854)	20			200
安政 2(1855)	20			200
〃 3(1856)	20			200
文久 2(1862)	20	3	3	200
明治 3(1870)	17	5	2	{金 2 兩 3 分 1 朱と永20文半}

資料:「松尾家文書」

蔵人賃金や樽代などが騰貴した。そのため、酒造家は、酒造下職への賃金規制を強化していく状況にあった。天保十五年九月に樽屋も、十二郷酒樽屋仲間を結成している。

十二郷酒 十二郷酒樽屋
樽屋仲間 仲間は、安政

三年（一八五六）に仲間規制を強化しているが、この時

の「規定書」によって樽屋職の分布を示すと、表208のようになる。この表には、撰泉十二郷のうち大坂と北在の二郷分が抜けているが、北在郷には樽屋職がなく、大坂は別に大坂三郷樽屋職仲間を結成し、この時の規定書には大坂行事二軒の名前が記されている。この表によると、灘目地方に二七四軒と全体の六三・三％、神戸市域の兵庫津の二八軒を加えると、市域の樽屋職は全体の六九・七％となる。その中で最も多いのは御影村で、七八軒（全体の一八・〇％）を占めている。大行事という仲間の世話役三人も、御影村二人・住吉村一人とこの地域が占めている。御影村は、灘目地方の酒樽生産の中心であった。

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 208 安政 3 年 (1856) 摂泉十二郷の酒樽屋数
(単位: 軒)

地 域				軒数
上灘	東組	魚崎村	23	
		青木村	23	
	中組	御影西ノ町	30	
		〃 中ノ町	10	
		〃 弓場町	16	
		〃 東ノ町	22	
		住吉村	11	
		呉田村	18	
		東明村	9	
	西組	石屋村	23	
		新在家村	21	
		大石村	7	
		河原屋村	8	
下灘	脇小下	浜野村	22	
		灘郷	8	
			23	
灘 目 小 計			274	
今西伊池尼伝兵堺	津宮郷	村郷	18	
		五組	27	
		郷	41	
		田郷	10	
	崎法庫	組	18	
		村	9	
		津郷	28	
		郷	8	
合 計			433	

資料: 柚木学「近世十二郷酒樽屋仲間の成立とその動態」(『経済学論究』38—3)

- (7) 樽値段は、得意先の思召によるが、樽一〇駄につき銀九五匁以下では売らないこと。
- (6) 印札のない弟子・手間取職を使わないこと。また、手間取職に借金がある場合には、新しく使う親方から差引勘定すること。
- (5) 原料その他すべて出所不明の品物は買い取らないこと。
- (4) 着衣類も木綿島紬にかぎり、万一祝事があっても新規に作らないこと。
- (3) 原料の高騰のため得意先に嘆願したが、このたびは各々が質素検約を守ること。
- (2) 天保十五年九月に仲間の取締りを行ったが、年々材料が不足し、高値になり、各々の手元が逼迫してきたので、再度取締りを行うこと。
- (1) 幕府の法令を堅く守ること。
- 次に、この時の「規定書」の概略についてみてみよう。

表 209 安政2年(1855)
御影村の諸職

項 目	数 量	冥加銀
廻 船	4艘	1,280石積 204.8
石 船	15	241 168.7
小 船	53	248 173.6
酒 樽	職 63人	630
輪 竹	職 4	11.2
素 麵	職 9	38.7
左 官	職 3	
疊 屋	職 1	

(注) 冥加銀を上納している諸職。
資料：「御影村文書」(神戸大学文学部)

このように七カ条の取決めを行い、諸物価の高騰、酒造家による樽の買いたたきに対処していたことが知られる。

なお、安政二年に、御影村で酒樽職の冥加金を納めた稼行業者は六三軒で、先の安政三年の仲間に加加入している七八軒より少ない(表209)。

紀州藩専売 灘目地方に酒造業が隆盛してくると、当然酒の制の影響 輸送に必要な酒樽の需要が高まってくる。酒樽

応三年(一八六七)に紀州藩は、産物の炭・薪、樽丸桶、椎茸、棕呂皮、材木・丸太・板類・小割物等を西宮で売りさばくこととなり、西宮町・住吉村・魚崎村の人々が紀州藩の御用達商人となっている。御用達商人となったのは、西宮町の播磨屋平八郎・雑喉屋久左衛門・辰屋悦造・麻屋市右衛門・小西屋惣兵衛、住吉村の善左衛門・吉田喜平次等と魚崎村の松尾仁兵衛であった。仁兵衛が紀州藩の御産物御取捌所の御用達商人となった理由として、二つ考えられる。一つは、幕末期に魚崎村において酒造業はじめ諸産業の発達が著しかったこと、二つは、その魚崎村において松尾家は、土着酒造家として慶応二年に一六〇〇石と文久二年(一八六二)の四倍の株高を有し、一方、土地所持高も慶応三年には二一石余と村内最高高持者となっていることである。幕末期における松尾家の隆盛が、紀州藩の御用達商人に登用される一因となったのであろう。

次に、紀州藩の御産物御取捌所の運営についてみてみよう。

- (1) 荷物受取の時に、代銀の六歩を船頭に支払う。
残金は六〇日限に仕切を行う。
- (2) 荷物は入札・市建にて売り払う。しかし藩の差
値以下の場合には、役所の指示を受ける。
- (3) 荷物代銀の五分を冥加銀とする。そのうち二分
五厘を冥加銀として上納し、残りの二分五厘は御
用所と諸雑用の費用に充当する。
- (4) 急入用の品物があるときには、和歌山表の間屋に直接注文し、その取扱いは前文同様とする。
- (5) 尼崎から兵庫津の間には、国表から直接販売しない。
等の運営方法を決定している。

松尾家には、慶応三年八月二十日から翌年三月八日までの勘定帳が残されている。例えば、同年八月二十日入津の荷物は、杉が二六二本、一三貫一八九匁一分五厘、樽丸桶が一四七丸、九貫五一六匁九分五厘の二口で、銀高の合計は二二貫七〇六匁一分で、そのうち口銭が六六七匁三分九厘であった。

この御産物御取捌所のその後の動きについては不明であるが、魚崎村の幕末期における繁栄の一端を物語る事例であったと思われる。

魚崎村の 兵庫県内の素麺といえは、現在では「播州素麺」として全国的にも奈良県の「三輪素麺」とと素麺業 もに有名である。この播州素麺は、『魚崎町誌』によれば魚崎や横屋に出稼ぎに来ていた人々

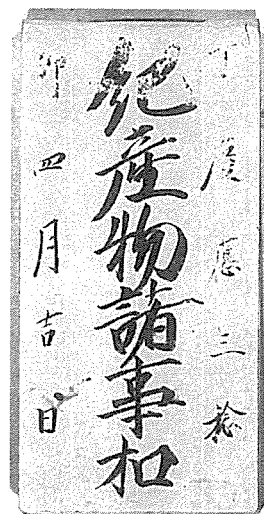


写真 162 「紀産物諸事扣」
(表紙)

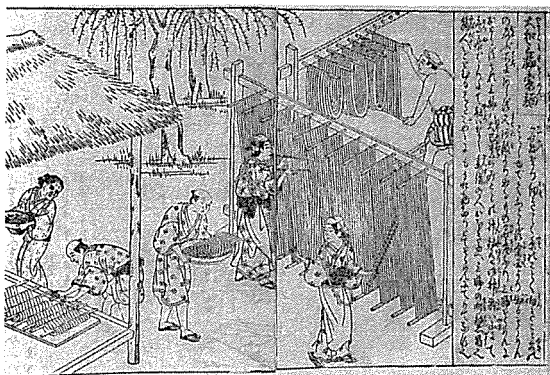


写真 163 そうめん干し(大和国三輪『日本山海名物図会』)

が技術習得の後帰郷し、揖保郡内で生産するようになったといわれている。そして明治三十年代には揖保郡内の生産額が、兵庫県下の総生産額の七〇%台にまで達している。このため、魚崎・横屋の素麺業は衰退してしまった。

ところが近世においては、西撰の今津・鳴尾から兵庫にかけての六甲山の南麓一帯が一大生産地で、「灘目素麺」「上方素麺」として江戸にまで廻送されたという。原料の小麦粉は、同地域の水車によって生産されていた。

天保十五年刊の大蔵永常の『日本国産考』に、「そうめんは撰州菟原郡灘にて製する物、江戸へ廻し商う事おびただし、国々にては夏のみ製し、秋冬製する事なし、是を灘、三輪のごとく、年中製せば、産物ともなるべし」とあり、素麺の生産地として大和の三輪と並び称せられているように、菟原郡灘地方が一大生産地として成立し、江戸市場へも大量に廻送されていたことがわかる。

御影村では天明六年(一七八六)に一一軒の素麺屋の営業が知られるが、魚崎村での素麺屋職の変遷を示すと、表刈のようなになる。寛政九年(一七九七)から文政二年(一八一九)まででは、文化三年の五軒が最高で、数軒の素麺屋しか存在していなかった。天保十三年の「諸御連上・御冥加銀上納巨細書上帳」には、寛政七

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 210 魚崎村における素麺屋職の変遷

年 代	軒数	前記載年以後の変動		冥 加 金
		廃業	創業	
寛政 9(1797)	1	軒	軒	銀 4.3
〃 12(1800)	3		2	12.9
文化 3(1806)	5		2	21.5
〃 9(1812)	3	2		12.9
〃 11(1814)	2	1		8.6
〃 12(1815)	2			8.6
〃 14(1817)	2			8.6
〃 15(1818)	2			8.6
文政 2(1819)	2			8.6
弘化 2(1845)	9			38.7
〃 3(1846)	10		1	43
〃 4(1847)	10			43
〃 5(1848)	11	2	3	47.3
嘉永 2(1849)	11			47.3
〃 3(1850)	11			47.3
〃 4(1851)	11			47.3
〃 5(1852)	11			47.3
〃 7(1854)	11	1	1	47.3
安政 2(1855)	14		3	60.2
〃 3(1856)	14			60.2
文久 2(1862)	14	3	3	60.2
明治 3(1870)	22	7	15	{金 1 両 2 分 1 朱と永13文半

資料：「松尾家文書」

年から魚崎村で素麺屋が一軒（冥加銀四匁三分）営業するようになったことが記されている。文政二年から弘化二年（一八四五）までの史料の空白期に素麺屋職の交替が見られるが、弘化二年には九軒が営業しており、素麺屋職が魚崎村の主要産業の一つに成長してきたことが知られる。そして、弘化三年に一〇軒、弘化五年に一軒、安政二年に一四軒に増え、明治三年（一八七〇）には二二軒と軒数が激増している。このうちには、弘化二年に冥加銀を上納していた九軒のうち四軒が含まれている。

以上のように、魚崎村の素麺屋職は、文政～天保期に業者の交替が見られるが、新規開業者が増加し、幕

末期に急速に発達し、村内の主要産業の一つとなったことが知られる。なお、明治二十一年には「撰州素麵営業組合」の事務所が魚崎村に置かれたように、この地方の素麵生産の中心地として、魚崎村が位置していたといえるだろう。

素麵屋仲間 このように武庫・菟原・八部三郡素麵業が展開し、その仲間の存在が知られる。いづごろ成の取決め

立したのか、仲間の運営がどのように行われていたのかは不明である。しかし弘化二年一月に、素麵屋職方についての改革を行っている。この時は、素麵屋下職働人の賃金を

頭人二匁三分 頭代一匁九分

平人一匁七分 習子供初年一〇二貫文まで見はからい

と定めると同時に、六カ条の取締書を制定している。

(1) 下職の者が不当に賃金の増額や、先借りして他の素麵屋で働いたりして、素麵屋が難渋しているので、今回の取締りを行ったこと。

(2) 下職働人を雇う時には、身元をよく確かめ、保証人をとること。

(3) 年季奉公で素麵屋で働いている者が、他の素麵屋に勝手に移る等の我儘をしたりした場合、所の役人に申し出ること。

(4) 下職の者が寄合をしたり、不法に休んだりした場合は、所の役人に届け出ること、内容によっては支配役所にも訴え出ること。

(5) 賃金を先借りしたまま、他の土地へ逃げて働いていた場合は、うやむやにせずに、新しい働き先に掛け

合い、きちんと取り計らうこと。

(6) 素麺屋が賃金を不当に増額することや、先貸しすることを以後厳禁すること。

このように、素麺屋職の盛行に伴い、人手不足となり、働人の賃金が高額になり、また、人手不足をよいことに不当な働きをする職人が増加したため、素麺屋仲間が、下職働人の賃金や雇い方等について取り決め、それをうけて三郡村々が共同で取り締ろうとしている。

魚崎村の 焼酎屋職については、天保十三年八月の「諸御運上・御冥加銀上納巨細書上帳」に、文政九年から一軒当たり銀三匁の冥加銀を上納するようになったとあり、天保十三年における焼酎屋職

の冥加銀高は五一匁であったので、魚崎村の場合冥加銀を上納していた焼酎屋は一七軒であったことがわかる。

この一七軒の個人名は不明であるが、表21によると、弘化二年には一四軒に減少し、その後も減少し続け、嘉永五年には最少の八軒になっている。同七年には九軒と一軒増え、文久二年（一八六二）には一二軒と盛りかえしたが、明治三年（一八七〇）には再び減少して九軒になっている。また、弘化二年から明治三年までの総軒数は二二軒で、全期間営業していたのは庄九郎・伝七・市郎右衛門の三軒だけであった。以上のように、魚崎村における焼酎屋職は、文政九年から冥加銀の上納を開始し、天保末年頃が最盛期で、以後次第に衰退している。

魚崎村のその他の諸職 次に、酒造業・樽屋職・素麺屋職・焼酎屋職以外の諸職についてみてみよう。天保十三年の「諸御運上・御冥加銀上納巨細書上帳」によって、その他の諸職の冥加銀の上納状況を整理

表 211 魚崎村における焼酎屋の変遷

名前	年代	弘化二年	弘化三年	弘化四年	弘化五年	嘉永二年	嘉永三年	嘉永四年	嘉永五年	嘉永七年	安政二年	安政三年	文久二年	明治三年
庄九郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
儀左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勘左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
治郎右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喜太郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉五郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗三郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伝七郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
忠右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五郎左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗四郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市郎右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亀兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄八郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仁兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
孫三郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太郎左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐吉	吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軒数	数	14	13	12	12	12	11	9	8	9	9	9	12	9
冥加銀高(匁)	匁	42	39	36	36	36	33	27	24	27	27	27	36	*

(注) *金1分3朱, 永49文6分。

資料:「松尾家文書」

すると、次のようになる。

紺屋職 銀貳匁五分 一軒分

右は、文政二卯年嶋田帯刀様御支配中、新規願い上げ奉り、前書の通り年々上納仕り来り罷り在り候、

輪竹屋職 銀壹匁八分 一軒分

右は、文政四巳年嶋田帯刀様御支配中、新規願い上げ奉り、同年より前書の通り年々上納仕り来り罷り在り候、

同職 銀貳匁八分 一軒分

右は、天保七申年池田岩之丞様御支配中、新規願い上げ奉り、同年より御冥加銀上納仕り来り罷り在り候、

醬油屋 銀九匁五分 亥より卯迄五ヶ年季

右は、天保十亥年池田岩之丞様御支配中、新規年季請けにて願い上げ奉り、同年より年々壹石ニ付銀八分六厘ツ、上納仕り来り罷り在り候、

まず、紺屋職については、文政二年から一軒が冥加銀の上納を開始している。この一軒は五郎兵衛で明治三年まで魚崎村の唯一の紺屋職として存続している。

次に、輪竹屋職についてみてみよう。天保十三年の史料によれば、二軒の輪竹屋職が存在し、各々の上納する冥加銀高に差異があった。天保十三年に銀一匁八分を上納していたのが宗左衛門であり、文政四年から

冥加銀を上納していたことが知られる。また同様に、天保十三年に銀二匁八分を上納していたのが孫三郎で、天保七年から上納していたのである。文久二年に徳次郎(冥加銀高二匁八分)が増え、そのまま明治三年まで存続している。この輪竹屋職の冥加銀高は、宗左衛門が一匁八分で、孫三郎と徳次郎が二匁八分と相違がみられる。その相違が、上納の時期の違いによるものか、経営規模の差によるものかは不明である。

次に、醤油屋職についてみてみよう。醤油屋職の冥加銀の上納は、天保十三年の史料によれば、同十年から醤油醸造高一石につき銀八分六厘ずつ、五カ年季で上納することになっている。つまり、天保十三年の醸造高は一石であったことがわかる。弘化三年は亀兵衛・五郎兵衛・利兵衛の三軒の醸造高が合計一石であり、この三軒が天保十年以来醤油の醸造を行っていたと推測される。そして、嘉永二年(一八四九)に五郎兵衛が休業し、二軒となったが、年季明けになるまで冥加銀の上納を行っていた。その後、嘉永七年に利兵衛が新規に追加して三石の、文久二年に龍助が三石の、それぞれ醸造を始めたがいずれも永続しなかった。明治三年の業者はいずれも文久二年冥加銀上納時以後に開業した業者であり、文久二年の業者は明治三年までに休業している。このように、醤油屋職の変遷は激しく、いずれも永続していなかったことが知られる。

このほか、安政二年に鍛冶屋職平五郎が、文久二年に畳屋職宗右衛門が冥加銀を上納し、さらに明治三年には、酒小売・材木問屋挽売・杣木挽職・蒟蒻屋等が冥加銀を上納している。幕末から維新にかけて、諸職の展開がみられたのである。

水車業の

転換

西摂灘目地方の水車業は、前述のように、絞油業を主体として営業されてきたが、幕府による油統制の変動、地方における絞油業の展開によって絞油原料に悩まされるようになってきた。

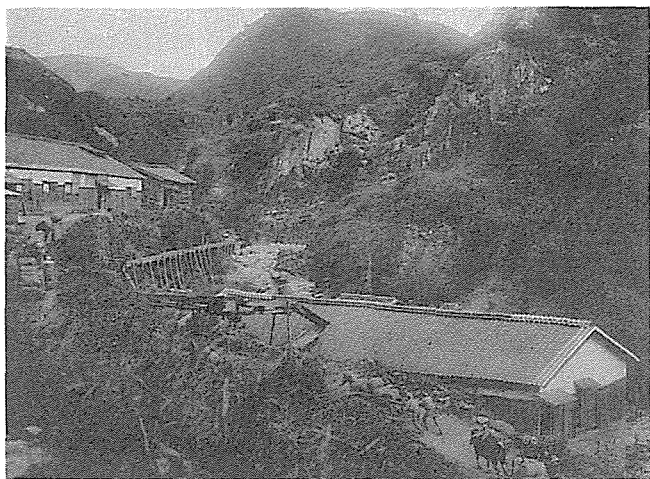


写真 164 明治期の精米水車

そのために灘目地方の水車による絞油業は衰退していったが、この地域に酒造業や素麺業が隆盛してくると、絞油業に代わり、水車を利用した精米や製粉が盛んに行われるようになる。『西灘村史』にみえる享和四年の「申合和熟一札」によれば、五毛村の水車九輦のうち、庄屋定右衛門は、明和七年（二七七〇）の油方

仕法改正のときに油水車から米搗き水車に切り換え、その後残る八輦も順次米稼ぎに切り換えられたという。これは、明和七年の仕法改正に際し、兵庫・灘目五拾六輦仲間が組織されたが、この仲間編成に伴い冥加金を上納することになった。この冥加金の負担を嫌い、より低い負担の米搗き水車に切り換えている。また、水車新田においても、天明六年に五輦の米搗き車が建てられている（のちには一五輦）。

油水車が、明和七年に兵庫・灘目五拾六輦仲間を組織しているのに対し、精米・製粉を行っていた米搗き水車は、どのような組織をもっていたのであろうか。

天保十二年一月に灘目粉水車仲間は、水神講を組織している。これによると、素麺屋衆中と挽粉賃金について交渉し、銀七匁の挽粉賃金を受け取ること、水神講の寄

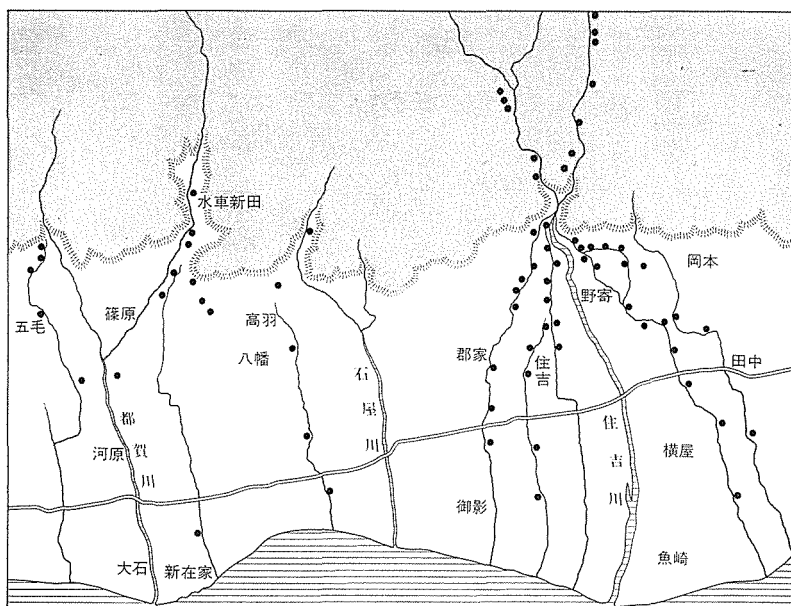


図 52 明治前期の灘目水車位置図(都賀川・住吉川付近)

合日を定めたこと、新規加入者は水神宮御神酒料として金五両を納めることなどが決定されている。また同時に、水車働人については、規定の賃金で雇うこと、他の水車の働人を引き抜かないこと等が取り決められている。

さらに同時に、仲間の申合せを行い、挽粉賃金を七匁とすること、得意先にみだりに出入りしないこと、他の人の得意先の仕事をしないことなどを申し合わせている。この約定書には、行司として芦屋五人、住吉七人、水車新田二人、滝谷四人、鳥原二人の合計二〇人が署名している。これらの史料によって、この水神講は、芦屋から鳥原村までの西摂一帯の米搗き水車の稼人たちによって、組織されていたことが知られる。

市内の水車
の分布

水車新田や灘目・兵庫油稼株に加入していた水車業以外に、

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 212 天保9年(1838)灘地域
における水車の分布
(単位: 輛)

村 名	米搗き水車	種別不明
坂本村	3	1
原田村	11	
五大毛村	2	
森石村	3	
河原村	5	
都賀村	3	36
水車新田		3
八幡村	18	1
高德井村	8	
平野村	3	
郡家村	15	
野寄村	11	
岡本村	6	
田辺村		
小 計	88	41
合 計	129	

資料: 尼崎市立地域研究史料館
「天保九年 巡見使通行御用
の留」(一) (『地域史研究』16
—1・2)

市域内にはどのように水車業が展開していたのだろうか。明治十九年の参謀本部陸軍部測量局の地図によれば、六甲山地に源を発している住吉川・石屋川等の各河川に沿って、多数の水車が分布していることが知られる。図52では、住吉川を中心とした地域について水車の位置を示した。この図をみてわかるように、山麓の部分だけでなく、下流の平坦部にまで水車が設置されていたことが知られる。しかし、これらの水車がいつごろから取り建てられたのか、その用途は何であったのか不明である。しかし、その中の一についてはいくつかうことができるので、以下、二、三の史料によってみてみよう。

天保九年の巡見使通行の時に作成された尼崎藩領を中心とした記録によって、水車の分布を示すと表212のようになる。この記録は、尼崎藩領の記載が中心であるため、精粗があり、この地域の全ての水車が記されていないが、その概要を知ることができよう。米搗き水車が八八輛で、全体の六八・二%を占めている。種別不明の水車は油稼水車であったと考えられる。天明八年と比較すると、合計で三九輛の増加となっている。

この天保九年の記録には住吉川の記載(天明八年では三六輛)がないので、実際には五割以上の増加だったと思われる。また、水車の用途も、天明八年には米搗き水車と油稼水

表 213 明和8年(1771)
兵庫津周辺にお
ける水車の分布
(単位: 輛)

村 名	種別	数量
烏 原 村	油	2
〃	線 香	13
石 井 村	油	4
荒 田 村	油	1
奥平野村	米 搗	3
宇治野村	粉	1
花 熊 村	粉	1
合 計		25

資料: 神戸市立博物館所蔵
文書

表 214 嘉永6年(1853)再度
谷における水車の分布
(単位: 輛)

村 名	古水車	新水車
二ツ茶屋村	3	1
花 熊 村	2	
宇 治 野 村	1	
中 宮 村	1	2
北 野 村	1	2
神 戸 村	3	
奥 平 野 村		4
小 計	11	9
合 計	20	

資料: 「辰巳家文書」

車がほぼ同数であったのが、天保九年には米搗き水車
が優位になっていったことが知られる。これは、御影村・魚崎村等周辺における酒造業や素麺業の隆盛による
のであろう。

次に、兵庫津周辺の水車の状況についてみてみよう。明和八年に、兵庫津と近在の村々との間に水車荷物
の口銭を取り決めた史料によると、表213のように、兵庫津近辺の村々に水車のあったことが知られる。

また、再度谷には、嘉永六年に古水車、新水車の合計二〇輛のあったことが知られる(表214)。

六甲山地の北側でも、水車運上を納めている村々がある。湯山町では、宝暦十二年(一七六二)に一輛分銀
一〇匁、翌年に一輛分銀一二匁が増え、二輛分を上納している。坂本村でも、宝暦五年に米一石八斗、銀一
〇匁の運上と、村に対し、水車屋敷前の借受料として銀八〇匁を支払う旨の史料が残されており、水車があ
ったことが知られる。また、西小部村でも、文政十年から銀三匁五分の水車運上を納入している。

このように、近世後期には、流水を動力源とする水車が発達し、西摂の酒造・絞油地帯に限らず広範囲に

分布し、各々の地域における精米等の作業に利用されていたことが知られる。

3 高取山周辺の炭坑開発

車村・奥妙法寺 村の炭坑開発

数少ない市域鉱業のうちでは、幕末期に高取山周辺で採掘が進められた石炭があげられる。まず安政四年（一八五七）に播磨国神西郡森垣村（朝来郡生野町）の石川八左衛門が車村・奥妙法寺村でその開発を試みたことが「兵庫県史料」にみえる。その後、文久元年（一八六一）に勝海舟が、神戸海軍操練所（元治元年五月～慶応元年三月）にいた時に、八左衛門に再び開発を命じたが、神戸海軍操練所の閉鎖に伴って石炭山の開発も中絶した。しかし、慶応元年（一八六五）に両村を治めた大坂谷町代官の齋藤六蔵が、炭坑からの運搬の道路を修復し、翌慶応二年八月二十六日に再稼行の許可があり、前述の石川八左衛門が採掘を再開した。同年十一月に外国奉行支配定役坂戸小八郎と歩兵差図役頭取米田桂次郎等が、炭坑の実地検査を行った。その結果を受けて、京都出張勘定奉行服部筑前守常純等が、この炭坑の振興と炭坑から兵庫までの運搬道を修築することを協議し、その旨を十二月に老中に上申した。

その内容は以下の通りである。

- (1) 本（慶応二年八月の大風雨のため坑中が荒廃しているが、石炭の質は良い。
- (2) 運送の道筋は、牛馬道で一六貫目（六〇キログラム）入二俵で運んでいたが、道幅を八尺に拡張し、車で運送するようにしたい。

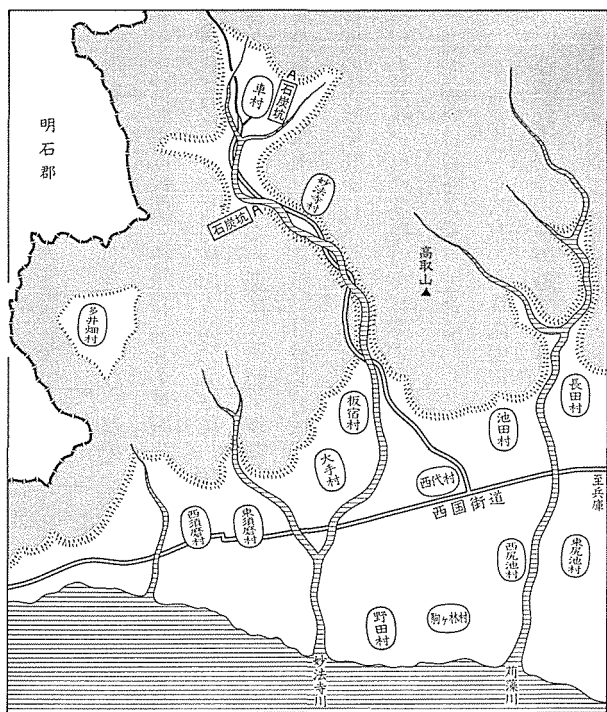


圖 53 炭坑關係圖

- (7) 坑道に使う松木が、村方の分では不足しているので、御林山から二百本（長さ二間、口径二・三寸のもの）伐採したいこと。
- (8) 掘子は従来は但馬の生野銀山の者を使っていたが、不慣れのため肥前唐津の石炭場所より巧者を四〇五人、領主小笠原佐渡守に依頼し、呼び寄せたいこと。
-
- 図 53 炭坑関係図
- (3) 石炭の価格は、兵庫までの運賃を含め、百斤（六〇キログラム）につき金一分であったこと。これは唐津と同水準の価格であること。
- (4) 開坑以来の総産出額は、およそ百万斤になること。
- (5) しかし、損金は千三百兩余におよんでいること。
- (6) 器械購入や手代や掘子の宿舍の建設等のために千兩を拝借し、五カ年賦で石炭代金の中から返済したいこと。

- (4) 開坑以来の総産出額は、およそ百万斤になること。

- (5) しかし、損金は千三百兩余におよんでいること。

- (6) 器械購入や手代や掘子の宿舎の建設等のために千両を拝借し、五カ年賦で石炭代金の中から返済したいこと。

- (7) 坑道に使う松木が、村方の分では不足しているので、御林山から二百本（長さ二間、口径二、三寸のもの）伐採したいこと。

- (8) 掘子は從來は但馬の生野銀山の者を使っていたが、不慣れのため肥前唐津の石炭場所より巧者を四、五人、領主小笠原佐渡守に依頼し、呼び寄せたいこと。

(9) 兵庫での石炭貯蔵のため蔵を借りているが、蔵敷料(保管料)もかかるので、石炭会所を設置したいこと。
(10) 右会所御用達として、摂海御台場築造御用差配方の廻船御用達嘉納次郎作の名代勤森清之助(苗字帯刀御免の者)に申し付けられたいこと。

(11) 石炭会所並びに納屋は、兵庫新在家町浜手の約二〇〇坪の空地に設置したいこと。

(12) 土地の買収費九一兩二分、納屋蔵三〇坪の代金八〇兩の合計一七一兩二分、このほかに新規に会所と納屋の建設費がかかること。

(13) 石炭産出量の見積りは、年に約三〇〇万斤で、代金は七五〇〇兩(一〇〇斤につき代金一分として)冥加金三七五兩になる。このうちの一部で道路修復費用、御用達勤料、会所費用等を賄いたいこと。

その結果、十二月十二日付ですべて伺いの通り許可された。そして、石炭運搬のための道路と石炭会所建築の事務は京都仮勘定所が管理することになった。

石炭山の 炭坑の支配に関しては、慶応三年一月四日付で勘定組頭深山宇平太と小田直太郎の両名から谷

支配 町代官齋藤六蔵に対し、炭坑の世話をするを通達している。同様に、六日付で大坂城代牧

野貞明からも齋藤六蔵に対し、早く当地に赴き、現地にいる大坂鉄砲奉行佐藤与之助と相談するようにとの通達があった。これによって、炭坑の現地の支配を谷町代官齋藤六蔵(下僚二名)が大坂鉄砲奉行佐藤与之助と相談しながら行い、その決裁を京都仮勘定所が行うという炭坑の支配機構が整備された。同月十日付で、その旨を六蔵が勘定組頭へ報告している。慶応三年三月に佐藤与之助の建議によって、齋藤六蔵と鈴木忠次郎が小笠原佐渡守の家来長谷川善兵衛を炭坑仕様掛として招聘したい旨、大坂城代に上申している。そして、

表 215 石炭運送道路用地の買収

村 名	石 高	反 別	銀 高
車 村	石 2.34	畝 歩 22.9	匁 10,800.00
奥妙法寺村	4.35	36.25	18,416.66
口妙法寺村	1.739	15.25	7,916.67
板 宿 村	0.243	1.12	866.67
合 計	8.672	76.11	38,000.00

資料：「兵庫県史料」

同年五月に長谷川は、摂海御台場築造御用のほかに石炭掘取御用を兼務することになった。慶応三年一月十八日付で摂海台場取建掛の普請役鈴木忠次郎が、石炭道開坑と道路修繕の事務を兼務し、斎藤六蔵と相談することが命ぜられていた。また、同年三月に普請役井関又吉もこの事業に加わっている。七月に鈴木忠次郎・井関又吉は他に転じ、堀川平之丞がいたが奥野吉郎が加わった。十月には奥野に代わり、朝比奈藤八郎が就任した。採掘に先立って、慶応三年一月石炭運送道路用地(表215)および兵庫津新在家町においては石炭会所用地(六畝三步、代価九一兩二分)が買収され、同年三月末には石炭会所がほぼ落成している。

出炭状況

その後採掘が行われ、同年四月までに毎日六〇人の鉱員によって一万斤余の出炭があった。そのため、石炭会所に従来の二棟のほかに増築する必要が生じ、その旨を京都勘定組頭へ十二日付で上申し、二十二日に許可されている。そして新しく二棟の倉庫が七月に完成している。

一方、同じく四月に石炭会所運営のため規則が定められた。

- (1) 勤務時間は、朝五ツ半時より夕七ツ半時まで。
- (2) 山方より石炭会所までの運賃は山方引請人で、会所納屋からの運賃は請取方で負担する。
- (3) 石炭一〇〇斤につき一割分入目、代金一分。
- (4) 買上げ代金は、三・五・七・九・十・十一月の六カ度に手形で渡すこと。

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 216 慶応3年(1867)の石炭産出状況

項 目	数 量	備 考
出 炭 高	2,629,800 ^斤	ほかに下等品
〔売却高	668,800	10万斤
有 高	1,961,000	
買上げ代金	7,376兩 2 分 永 227文 5 分	
〔100斤につき	3,365兩 2 分	
金 1 分	永 90文	
〔100斤につき	4,011兩	
金 1 分 1 朱	永 137文 5 分	
〔支払分	6,700兩	
〔未払分	676兩 2 分 永 227文 5 分	12月18日渡分
冥 加 金	368兩 3 分 永86文 3 分 7 厘 5 毛	代金の 5 分
〔7月上納分	150兩	
〔内	30兩	用達へ預置分
〔上 納	30兩	
〔会所諸入用	60兩	
〔用達勤料	30兩	車村・奥妙法寺村
〔石炭地元渡料	218兩 3 分 永86文 3 分 7 厘 5 毛	
残 金	43兩 3 分 永17文 2 分 7 厘 5 毛	用達へ預置分
〔上 納	43兩 3 分	
〔永17文 2 分 7 厘 5 毛	43兩 3 分	
〔内	永17文 2 分 7 厘 5 毛	
〔会所諸入用	87兩 2 分	
〔用達勤料	永34文 5 分 5 厘	
〔石炭地元渡料	43兩 3 分 永17文 2 分 7 厘 5 毛	車村・奥妙法寺村

資料:「兵庫県史料」

(6) (5)
買上げ代金の五分は、冥加運上として上納すること。
五分の冥加運上のうち、
一分(御用達にて預り金)
一分(石炭地元へ、七・十二月に渡す)

二分（御用達勤料）

一分（会所諸入用）

と、定められている。

同年六月には、石炭会所の隣地、東出町網浜新田に軍艦方の石炭御用所が設けられた。その後、奥妙法寺村内で新しい鉱脈が発見され、新たにその炭坑からの運送のための道路が修築されることになった（完成は十二月十日）。この時には、毎日鉱員一五〇人が働き、三万斤の産出高となっていた。そして、石炭の買上げ代金も百斤につき一朱増額され、一分一朱となった。このような炭坑の盛況のため、同年七月に石炭会所御用達森清之助は、新たに東出町の網浜新田の軍艦方用地にさらに三棟の倉庫の増設を願ひ出ている。それに對し八月十五日付で経費をできるだけ抑えて行うようにとの条件つきで許可の旨が届いた。同月十八日から建築を始め、九月二十五日に竣工した。

このような出炭状況をふまえ、十月に幕府は勘定奉行に、諸大名が軍艦石炭欠乏の時には兵庫石炭会所で石炭を払い下げる、と令達させた。慶応三年の出炭高、買上げ代金、運上金等を示すと、表216のようになる。

兵庫奉行柴田剛

中の炭坑開発

前述のように高取山の炭坑開発が行われているさなか、慶応三年五月二十八日付で兵庫開港御用掛に大目付松平信敏、勘定奉行星野成美等を任命し、現地の主管者に外国奉行の柴田剛中が選ばれた。この柴田は、五月十三日に大坂町奉行・外国奉行兼帯、さらに七月九日に兵庫奉行・大坂町奉行兼帯を命ぜられ、兵庫開港大坂居留地御用取扱となった。兵庫奉行を兼任した柴田剛中は、大坂から兵庫に移り、十二月七日の兵庫開港に伴う外交諸務や諸施設を主管することになり、神戸外国人居留地の建設や山陽道の付替工事等に活躍した。

この柴田が高取山の炭坑に強い関心を示し、「慶応三年四月四日 兵庫津英国人旅宿おゐて士官サワットンアストル江石炭採取方器械等之儀質問いたし候對話書」と題する文書を残している。これは、柴田剛中がイギリスのセーヘント号（『日本水路史』ではサーベント号）の器械方組頭サワットンアストルに対し、車村の石炭山の状況やその開発のための機械について質問し、その返答を記録したものである。

この史料によると、サワットンは柴田の依頼により車村の石炭山を見に行ったこと、車村の石炭は唐津同様に良質の石炭であり、イギリスの機械を使用して深く掘れば出炭量も増加するであろうこと、その機械の種類や購入方法等について柴田が熱心に尋ねている様子がうかがえ、興味深い。

シドニーロー

柴田剛中がサワットンを訪れた二カ月後の六月七日、イギリス公使館書記のシドニー

コックの報告

ローコックが、商業報告書で、車村の石炭山を訪問した結果を次のように報告している。

(1)発見は、一〇〜一二年前、(2)場所は、兵庫から四マイル（約六・四キロメートル）の山の中、(3)坑道は水平で、長さは二五フィート（七・六メートル）以内、大半は一〇〜一二フィート、(4)二〜三人の男が、地面にしゃがみこんで尖ったハンマーで掘る作業をしていた、(5)坑道の入口付近で裸同然の数人が、石炭を手で選別し、小屋の後の積出場に運んでいた、(6)そこから兵庫の市場まで、三輪車か、背中にかついたり、または牛に引かせて運ぶ、(7)石炭の品質は、大半が劣っていたが、中には無煙炭のような良い種類の物が含まれていた、(8)日本政府は、この石炭山にもっと科学的な作業を導入しようとしている、(9)ヨーロッパの機械によって、立派な炭坑を開くことができるであろう、等々のことが記されている。(8)に記されていることは、前述の柴田剛中の文書にもあったように、イギリスの機械を購入しようとしていたことを指しているであろう。

また品質については、慶応二年十二月付の外国奉行平山図書頭敬忠の報告書によれば、次のように述べられている。横浜にいたフランス人クレーラーという者に炭坑の石炭を見せたところ、上等の海軍用の「ウキル」質ではないが、中等の「サニット」質で、製鉄・蒸気車用の陸用には最上品の品質であり、近海廻りの蒸気船に使用しても何ら差支えないという鑑定であった。

**幕府崩壊後
の炭坑試掘**

このように、開港に伴う石炭需要を満たすため、兵庫開港場に近接した車村・奥妙法寺村で石炭山の開発が着手され、幕府によって慶応三年には積極的に推進されることになり、兵庫津にその石炭を貯蔵する石炭会所が設置されたが、江戸幕府の崩壊のため事業は中断してしまった。

その後、明治元年（一八六八）一月二十四日に東尻池村・西尻池村・池田村の三カ村から兵庫民政役所に試掘願いが出され、二月から九月まで開発を行ったが、成果があがらず中止された。

また、明治四年九月に東尻池村の末正久左衛門の試掘願など、度々開発を行おうとしたが、長続きはしなかった。

第四節 幕末期の酒造業

1 灘酒造業の集中化

江戸入津樽 天保改革は酒造業にとってみると、冥加金は従来のまま踏襲され、出造り・出稼ぎは新たに数の変遷 規制されたものの、株仲間停止からも除外されて、実質的には旧来の制度とほとんど異なる

ところではなかった。しかし天保改革後から幕末にかけての時期は、江戸積酒造業の経営は赤字年が連続し、江戸酒問屋との対立もあって、灘酒造業としても厳しい状況に直面していたといえる。

まず幕末期の江戸入津樽数の変遷からみてみよう（図54・付表31）。文政七年（一八二四）の十二郷申合せによつて、文政四年の入津樽数を基準にして生産の自主規制がなされて以来、それが基準とされてきたが、幕末期には、十二郷内部の各郷に異なった動向があらわれてきた。すなわち、

(1) 十二郷のうち灘目の占める割合は、文政四年の五九・六％から漸次減少傾向にあり、慶応二年（一八六六）には五三％にまで減っている。伊丹はさらに激しい減少を示し、文政四年の一六・八％から慶応二年には五・五％にまで激減した。

文政4年 1,033,746樽	西宮 7.6%	伊丹 16.8%	灘 目 59.6%	その他 12.5%	今津 3.5%
天保14年 878,774樽	8.1%	16.9%	53.3%	14.1%	今津 7.6%
嘉永6年 670,963樽	13.0%	9.0%	54.3%	11.9%	11.8%
安政3年 945,963樽	10.9%	8.5%	55.3%	12.7%	12.6%
慶応2年 681,327樽	16.6%	5.5%	53.0%	9.2%	15.7%

図 54 幕末期における摂泉十二郷の江戸入津樽数の変遷

- (2) それにひきかえ今津が三・五%から一五・七%へ、西宮は七・六%から一六・六%へとその比率を増大させている。
- (3) 同じことは文政四年を一〇〇とする指数をとってみても、灘目が一時的に安政三年に八五と回復しているが、慶応二年には五九に下がり、伊丹は嘉永六年（一八五三）には極端に三五にまで落ち込み、慶応二年には二二に激減している。それとは対照的に、西宮は慶応二年には一四四、今津は二九五と急激な増大傾向を示しているのである。
- ここに入津樽数の量的増大を示した文化・文政期の動向とは対照的な動きが、その量的増大に終止符をうった幕末期においてあらわれてきたのである。つまり文化・文政期に江戸市場に躍進していった灘目と伊丹が、幕末期には後退し、それに反して文化・文政期にはそれ以前の宝暦・安永期より後退を余儀なくされていた今津・西宮の両郷が、幕末期には十二郷内部で相対的にも絶対的にも異常な発展傾向をみせたというわけである。

灘目・伊丹の後退と それでは、こうした灘目と伊丹両郷の後退と、今津・西宮両郷の進出という、江戸積

今津・西宮の進出

十二郷内部における対照的な傾向をもたらした要因は何であろうか。

まず灘目に關しては、文化・文政期の勝手造り令のもとで、生産の量的拡大が、寒造り集中化を志向する技術革新によって開発されながら、その発展の成果は、結果的には高額の冥加金を負担する新規株の交付によって幕府に掌握されていたこと、あわせて幕末期には委託販売方式による売掛金の増大が、酒造経営を圧迫し、ひいては問屋の荷主系列化へ拍車がかけられていったこと、などがあげられる。

また伊丹の後退も、文化・文政期から天保期にかけて一般に酒造技術が大きく進歩し、またそれを必要とする江戸市場の変化のなかで、もともと秋彼岸ごろより仕込まれた早造りの新酒を、古酒積切と新酒番船の端境期に出荷し、莫大な利潤を独占してゆくという伊丹独特の体勢が崩されていったこと、および天保期に実施された領主近衛家のでこ入れによる酒造株の入株・貸付政策が失敗したことなどが、その一因として考えられる。

これに対し、西宮郷の場合は、まず明和・安永期に従前の酒造家が没落し、文化・文政期に新たな江戸積酒造家が台頭してきたことがあげられる。さらに天保十一年（一八四〇）西宮で宮水が発見され、それを契機に水の重要性が認識されるにおよんで、その宮水の有する有効性が改めて宣伝されていったことが考えられる。これも、江戸市場における「酒薄造りの方を好み候」という需要層の変化に、灘の酒造家が敏感に対応したものと見て注目しなければならない。こうして宮水の湧出地である西宮の立地条件の良さが発揮され、隣接する今津郷もまたそれに結びついて、灘三郷のなかで灘目に代わって進出してゆく条件が整っていたと

いえよう。近世において領主の支配関係を異にし、都市酒造業と在方酒造業の違いをみせながら、今津と西宮の両郷が幕末期には「西今津」ともいわれる酒造仲間の結合を示し、明治期になって新たに西宮郷と今津郷を包摂して近代の灘五郷が形成されてゆく契機も、その点に存していたのである。

江戸入津樽数から さて、灘目が入津樽数からみて幕末期には減少傾向にあることは指摘したが、灘目四組みた灘目の変化 (上灘東組・同中組・同西組・下灘のあいだではどのような変化がみられたのであろうか。

図55(付表32)は、灘目四組の各入津樽数を表示したものである。灘目四組の幕末にかけての入津樽数の変化は、必ずしも一様ではなかったことがわかる。

(1) 四組のうちで基準年である文政四年に上位を占めたのは、上灘の中組・西組であるが、この両組は幕末にかけて減少し、同時に下灘も激しい落ち込みを示している。文政四年を一〇〇とする指数では、文久三年の西組は四七、中組は七五に減少している。

(2) このように上灘の中組・西組と下灘が減少しているなかで、東組だけが文久三年の指数は一二五となり、文政四年を上まわる増大を示しているのである。

こうした傾向は、その組の中心をなす東組の魚崎村、中組の御影村、西組の大石村の動向と一致しており(図56・付表33)、上昇してゆ

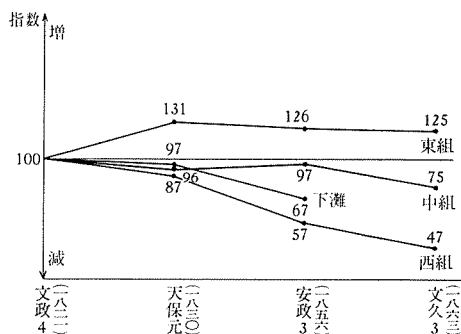


図 55 幕末期における灘目四組の江戸入津樽数の変遷

第四節 幕末期の酒造業

く東組—魚崎村（郷）、現状維持的な中組—御影村（郷）、そして停滞してゆく西組—大石村（西郷）と下灘（郷）、という顕著な変化が認められるのである。下灘は脇浜・二ツ茶屋・神戸などの諸村をふくむ地域で、その明治期に入って江戸積酒造地から消えてゆくが、その徴候はこの幕末期においてすでに始まっていたといえる。

幕末期の灘目酒造業の動向は、このような変動を内包しながら、特定酒造家への集中化が一段と進行してゆくのである。

酒造株高からみた集中化と没落

表11は天保八年（一八三七）と明治三年（一八七〇）の所有株高別酒造家数を、今津・上灘（三組）両郷を中心にまとめたものである。ただし天保改革以降は前述の通り酒造株高は

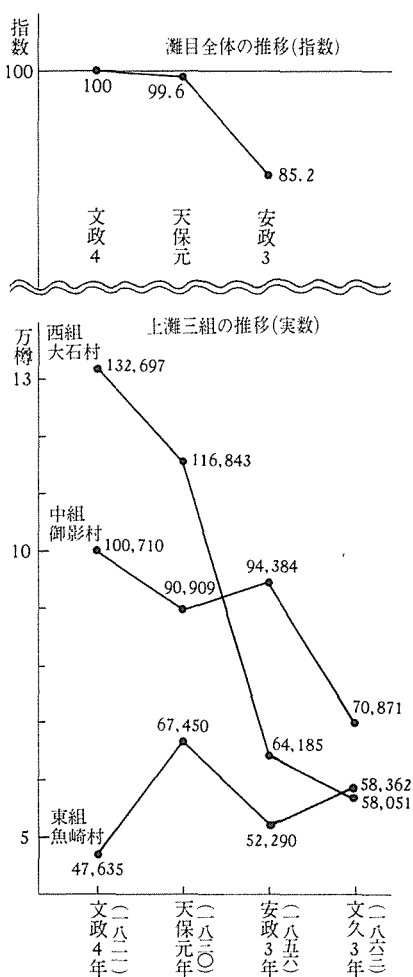


図 56 幕末期における上灘三組の江戸入津樽数の変遷

表 217 所有株高別酒造家数の変動（天保8年→明治3年）

郷名 株高別 階層	西宮	今津	上灘								合計	
			東組			中組			西組			
			青木	魚崎	住吉	御影	石屋	東明	新在家	大石		
1万石以上				0 ↓ 2		2 ↓ 2	0 ↓ 1	1 ↓ 0			3 ↓ 5	+2
5,000石以上 1万石未満	3	0 ↓ 1				2 ↓ 1	1 ↓ 0		1 ↓ 1	0 ↓ 1	4 ↓ 4	±0
1,000石以上 5,000石未満	32	19 ↓ 17	7 ↓ 7	21 ↓ 11	8 ↓ 6	23 ↓ 22	15 ↓ 7	3 ↓ 9	13 ↓ 6	22 ↓ 9	131 ↓ 94	-37
500石以上 1,000石未満	17	7 ↓ 4	2 ↓ 4	2 ↓ 2	1 ↓ 6	2 ↓ 11	1 ↓ 2	0 ↓ 2	3 ↓ 5	1 ↓ 8	19 ↓ 44	+25
500石未満		1 ↓ 0	0 ↓ 1		2 ↓ 0	0 ↓ 1	1 ↓ 1			0 ↓ 2	4 ↓ 5	+1
合 計	52	27 ↓ 22 -5	9 ↓ 12 +3	23 ↓ 15 -8	11 ↓ 12 +1	29 ↓ 37 +8	18 ↓ 11 -7	4 ↓ 11 +7	17 ↓ 12 -5	23 ↓ 20 -3	161 ↓ 152 -9	-9

（注） 矢印の上は天保8年，下は明治3年の酒造家軒数。

資料：「御影酒造組合文書」，「白嘉納家文書」

酒造稼石高と称し、株高がそのまま実際の造石高を表示していない点を留意しなければならぬが、およそ次の特徴をあげることができるであろう。

(1) 株高一万石以上の酒造家が、天保三年の三軒から明治三年の五軒に増加している、(2) 一〇〇石～五〇〇石までの灘五郷における中堅クラスの酒造家は、一三軒から九四軒へと、三七軒も減少している、(3) それとは対照的に、五〇〇石～一〇〇〇石の中小規模の酒造家は一九軒から四四軒に倍増している、(4) 酒造家全数では九軒減少している。

灘目四組のなかで上昇してゆく東組の魚崎村は、明治三年には赤穂屋（雀部）市郎右衛門と荒牧屋（山邑）太左衛門の二軒が一万石所持者となる一方、軒数では二三軒から一五軒へと減少し、灘目では一番激しい集過程を示している。

文政四年江戸入津樽数が灘目第一位の西組の大石村では、明治三年に新たに五〇〇〇石以上の酒造家として松屋（松岡）甚右衛門が現れてくるが、他方一〇〇〇石〇五〇〇〇石の中堅層の没落が目立っている。

そして中組の御影村では、天保八年・明治三年ともに一万石以上の酒造家として嘉納治兵衛と同治郎右衛門の二軒を輩出しているが、五〇〇〇石〇一万石の酒造家一軒が減少し、軒数の増加は五〇〇石〇一〇〇〇石の小規模酒造家にみられ、極端な両極分解を示している。中組における明治三年のもう一人の一万石酒造家は石屋村の木屋（木村）喜兵衛で、その一方で一〇〇〇石〇五〇〇〇石クラスが半減している。さらに中組の東明村では、天保八年に一万石を所持していた酒造家が、明治三年には没落し、かえって酒造家軒数が四軒から一一軒に増加しているのである。

このことは、幕末期において灘目が一般的趨勢としては、江戸入津樽数が頭打ちして退潮傾向にあったなかで、酒造仲間内部では株高一万石以上所持者はかえって増えており、中堅層の激減と千石以下の中小規模層の倍増といった形で集中と没落が一段と進行しつつあったことを物語っている。

幕末期の御

影酒造業

こうした集中化の進行を、文化・文政期には発展しながら幕末期には減退傾向にあった御影村西組についてみてみよう。まず天保三年の株改めの結果をまとめたのが表213である。この時新規株として交付された三万石余はいわば発展期の増石分で、従来からの御免定株・靱買入株合計三万六

表 218 天保3年(1832)御影村西組の酒造株一覧

酒 造 人	御免定株	(株数)	概買入株	(株数)	新規株	(株数)	借 株	(株数)	合 計
1 嘉納屋治 兵 衛	石 500	1	石 5,882	3	石 3,000	12	石 40	1	石 9,422
2 “ 治 作	4,040	4			3,000	7			7,040
3 “ 治郎右衛門	2,328	4			3,600	9	40	1	5,968
4 “ 彦右衛門	3,112	3			1,887	4			4,999
5 “ 保 兵 衛	1,600	1			1,000	3	820	2	3,420
6 “ 勝 三 郎	150	1	500	1	2,000	4	1,230	1	3,880
7 “ 治 三 郎	600	2			1,600	4	1,000	1	3,200
8 “ 彦 四 郎	954	1			1,400	4	320	2	2,674
9 “ 彦 治 郎			1,827	2	700	1	10	1	2,537
10 “ 治三兵衛	1,500	2			1,000	2	20	1	2,520
11 “ 長 兵 衛			1,200	1	1,000	2	200	1	2,400
12 “ 久 兵 衛	900	1			500	2			1,400
13 “ 治郎太夫			422	1	580	3			1,002
14 “ 彦 三 郎					500	2	40	1	540
小 計	15,684	20	9,831	8	21,767	59	3,720	12	51,002
15 材木屋利 助	680	2			920	2	600	2	2,200
16 “ 藤 七			800	1	800	2	300	1	1,900
17 “ 孫 市 郎	700	1			500	2			1,200
18 沢田屋重 兵 衛	20	1	780	1	2,300	4	1,150	2	4,250
19 伊勢屋七右衛門	2,290	2	900	1	800	3	20	1	4,010
20 “ 嘉右衛門			1,738	2	500	2	20	1	2,258
21 薩摩屋 弥 兵 衛			1,100	1	1,000	2	40	1	2,140
22 西 田 弥 兵 衛	600	1			600	3			1,200
23 大和屋嘉左衛門	350	2			850	2			1,200
24 伊勢屋七郎兵衛	800	1							800
25 井筒屋佐 兵 衛					500	2	10	1	510
26 油 屋 伊 佐 次					30	1			30
合 計	21,124	30	15,149	14	30,567	84	5,860	21	72,700

(注) 石未満は切捨て。

資料:「白嘉納家文書」

第四節 幕末期の酒造業

表 219 明治元年(1868) 御影村の酒造稼鑑札高一覧

酒 造 人	御免定株(株数)	糴買入株(株数)	新規株(株数)	合 計(株数)
1 嘉納屋治 兵 衛	石 650 (2)	石 7,309.5 (7)	石 8,400 (24)	石 16,359.5 (33)
2 // 治郎右衛門	3,128 (5)	4,072.8 (5)	7,650 (23)	14,850.8 (33)
3 // 治 作	2,544 (3)		800 (5)	3,344 (8)
4 // 長 兵 衛		1,200 (1)	1,700 (4)	2,900 (5)
5 // 治三兵衛	1,500 (2)		1,200 (3)	2,700 (5)
6 // み さ			2,400 (8)	2,400 (8)
7 // 作 之 助	1,290.3 (1)		600 (2)	1,890.3 (3)
8 // 甚 吉	1,600 (1)			1,600 (1)
9 // 治郎太夫	828.3 (1)		630 (2)	1,458.3 (3)
10 // 弥 兵 衛			1,250 (5)	1,250 (5)
小 計	11,540.6 (15)	12,582.3 (13)	24,630 (76)	48,752.9 (104)
11 材木屋利 助	2,643.6 (5)		3,560 (10)	6,203.6 (15)
12 // 孫 七	700 (1)	800 (1)	800 (3)	2,300 (5)
13 // 喜 助			1,700 (6)	1,700 (6)
14 // 甚 助			1,000 (2)	1,000 (2)
15 // 孝 助			800 (1)	800 (1)
16 伊勢屋泰 之 助		1,533.2 (1)	2,400 (10)	3,933.2 (11)
17 // 七右衛門	1,790.3 (2)	1,000 (1)		2,790.3 (3)
18 // 長 七	936.48 (1)			936.48 (1)
19 // 利 助	700 (1)			700 (1)
20 沢田屋 重 兵 衛	2,388 (2)		800 (4)	3,188 (6)
21 木 屋 た ね	800 (1)		2,300 (6)	3,100 (7)
22 鯖 屋 文 蔵	2,090 (5)			2,090 (5)
23 河内屋 与 八 郎	1,335 (2)		600 (2)	1,935 (4)
24 薩摩屋 弥 兵 衛			1,900 (4)	1,900 (4)
25 米 屋 善 四 郎			1,800 (2)	1,800 (2)
26 鍵 屋 与 助			900 (3)	900 (3)
合 計	24,923.98 (35)	15,915.5 (16)	43,190 (129)	84,029.48 (180)

資料：「御影酒造組合文書」

千石余の八四％増となり、二三軒のうち一軒を除く二二軒と、小規模ながらもまったく新規に三軒が交付を受けている。発展期の幅広さがうかがえるであろう。もっとも軒数でも半分以上をしめる嘉納一族一四軒の株高は、五万一千石余に及び圧倒的な地位を占めている。

幕末期の変化をみるために、これと明治元年御影村の酒造鑑札所持状況を示した表Ⅱを比較してみよう。

まず第一に、総株高において七万二七〇〇石(借株をふくめて)から八万四〇二九石へと約一万一千石、一六％増加し、その集中化を示している。なかでも新規株の移動は激しく、明治元年には四万三一九〇石に増え、総高の増加率を上回る四一％増となっている。それだけ他郷他村よりの集中化が進んだことを物語っている。

第二は、相変わらず嘉納一族への集中度が顕著にみられることである。特に天保三年の一四軒が明治元年には一〇軒に減少する反面、嘉納治兵衛・同治郎右衛門の二軒が計三万石以上を集中独占するようになって、いることが指摘できる。

そして第三には、嘉納家の別家筋にあたる材木屋が、天保三年の三軒株高五三〇〇石から、明治元年には五軒一万二〇〇〇石へと、別家筋が飛躍的に発展したことである。この嘉納家とその別家を除くと、伊勢屋四軒で八三五九石が目立つ程度で、あとは三〇〇〇石程度以下の酒造家が並んでいる。

ところで注意すべきことは、造石高の実質的内容を示す入津樽数は、文化・文政期より文久期の方がむしろ減少していたから(前掲図56)、御影村へのこれら株高の集中は、そのまま実質的な造石高の増加にはつながらず、したがって入津樽数からみた販売量の増大はみられなかったという点である。従って御影村のこの例は、幕末期の灘目酒造業の経営不振のもとで、酒造家内部の分化と集中が、実際の生産高とは直ちに結び

つかないが、営業特権としての酒造株高の激しい移動という形で、確実に進行していたことを示しているものであろう。

幕末期の魚 灘目不振のなかにあって、江戸入津樽数が上昇し続けていったのは上灘東組、なかでも魚崎崎村酒造業 村であった。その魚崎村の天保三年の株高は（表20）、従来の株高（御定免株と親買入株）二万六

六九四石、増加分の新規株二万二五〇石、これに拝借株を加えて約五万二〇〇〇石余となる。寛政五年（二七九三）の酒造株高約二万石からみると、わずか四〇年間に約二倍半の増加となり、またその一軒当たり株高も一二〇〇石より二七五四石に増え、経営規模の拡大が想定される。もって文化・文政期の魚崎村における飛躍的な発展をみる事ができるであろう。

この天保期の酒造株所持状況のなかで注目されるのは、文化・文政期を中心に酒造家の没落交代が進行したことで、酒造家軒数はほぼ二〇軒前後と寛政期の一五軒より増加している。なかでも伝法出身の赤穂屋市郎右衛門がこの時点で一万石を超える灘五郷のなかでも有数の巨大酒造家に成長している例のように、魚崎村の急成長の担い手は山路家や松尾家のような土着の酒造家ではなく、赤穂屋や荒牧屋のような他郷他村からの出造り酒造家によって占められているという点も、灘目のうちでは他郷にみられない特徴となっている。たとえば、天保三年の一九軒の酒造家のうち、一三軒までが出造り・移住酒造家であった。

魚崎村でも幕末にかけては、特定個人への酒造株の集中化が進み、最大株高と最小株高の格差も、天保期以上に拡大している。また赤穂屋は市郎右衛門を本家に、次郎右衛門・亀兵衛・亀吉・要助などの同族を形成し、それと並んで荒牧屋喜太郎（のち太左衛門）が急速に酒造株を集積し、幕末には一万石以上を所持する

酒 造 家 一 覧

慶応2年 (1866)	姓 名
石 12,963.7	雀 部
3,791.4	井 上 邑
10,873.7	山
1,400	岡 田
1,010	西 沢
4,710.2	山 路
5,021.2	志 水 部
3,450	池 上 田
1,620	池 松 尾 路 井
1,700	
1,600	しな(代判)久治郎
2,460	(相統)
1,505.2	山 国
軒 13	
石 52,105.4	
石 4,008	

幕末期に江戸市場で、下り酒の需要が頭打ちの状況で伸びなやみ、酒造家は販路拡張と競争克服のために、とめたのも喜太郎であって、天保年間のことと言い伝えられている。

している所以を発見するにいたるのである。これがいわゆる「宮水の発見」で、天保十一年といわれており、史実としても確認しうるところである。なおあわせてこの時期に、原料米の精白度を高め、酒質の向上につ



写真 165 宮水発祥之地碑

までにいたっている。この赤穂屋と荒牧屋の二軒が、いわば天保期以降の魚崎村酒造業発展の頂点に立っていた。特に荒牧屋喜太郎は天保期には西宮へも出造りし、この魚崎村と西宮双方で醸成される酒を比較して、とくに西宮蔵の酒質がすぐれていることを知り、その原因を探究するうち、ついに西宮の水質が酒造仕込水として卓越

第四節 幕末期の酒造業

表 220 幕 末 期 魚 崎 村 の 主 要

酒 造 家 名	本宅村 名	天保3年 (1832)	天保11年 (1840)	安政3年 (1856)
赤穂屋市郎右衛門 市郎右衛門 支配人 亀兵衛	伝 法	11,709.7 ^石 3,604	9,600 ^石 5,209.7	13,163.7 ^石
岸田屋 平 吉	伝 法	4,000	2,000	6,166.1
荒牧屋 喜 太 郎	伝 法	3,887.5	2,750	8,767.4
松田屋 次 左 衛 門	青 木	3,200	2,500	
網 屋 平 兵 衛		2,810	2,310	
松田屋 藤 兵 衛		2,800	1,730	
田辺屋 政 太 郎	兵 庫 石	2,550	1,450	
松 屋 德 次 郎	大 石	2,172.4	1,772.4	
米 屋 三 九 郎	今 津	2,100	1,700→ 亀松 (相統)	
松 屋 新 右 衛 門		2,016.5		
丸 屋 清 三 郎	伊 丹	2,020	1,620	
赤穂屋 亀 兵 衛	伝 法	1,900	仕入人 左助 1,804	2,205
鹿島屋 三七 左 衛 門	伊 御	1,823.8	1,823.8	1,192.3
塩 屋 三 兵 衛	御 影	1,200	800	
薩摩屋 弥 兵 衛		1,020	1,000	
網 屋 清 兵 衛		1,016	1,516	
油 屋 甚 左 衛 門	住 吉	1,010	支配人 長兵衛 1,010→ いつ (相統)	1,010
		800	800	
		700		
嘉納屋 長 兵 衛	御 影		1,550	
山路屋 久 治 郎			900	2,500
山路屋 孫 勘 左 衛 門	御 影		1,000	
山路屋 庄 助			100	480
赤穂屋 幸 太 郎			950	3,644.3
赤穂屋 次 郎 右 衛 門	伝 法			3,850
赤穂屋 亀吉(改名逸造)	伝 法			2,270
丸屋たけ(代判)久治郎	御 影			1,900
米 屋 亀 太 郎	伊 丹			1,620
薩摩屋 德 仁 兵 衛	今 津			1,500
松 屋 尾 兵 衛	御 影			1,000
山路屋 十 兵 衛				300
赤穂屋 要 助	伝 法			
酒 造 家 合 計		軒 19 石	軒 22 石	軒 16 石
酒 造 株 高 合 計		52,339.9 ^石	45,895.9 ^石	51,568.8 ^石
一 軒 当 り 株 高		2,754.7 ^石	2,086.2 ^石	3,223 ^石

資料：「魚崎酒造組合文書」

何らかの打開策を講じなければならぬ事態に迫られていた。この時に荒牧屋喜太郎は、宮水の発見と原料米精白度の改良によって、酒質を淡白にして芳醇な酒を実現し、江戸新川の酒問屋を驚かせ、荒牧屋こと山邑の「正宗」（正宗の元祖）は、ついに伊丹の「小判印」（紙屋）・「剣菱」（津国屋）のお株を奪って好評を博し、品質においても第一の名酒とされ、灘酒が名声を博してゆく端緒ともなったのである。こうした喜太郎による醸造技術の改良進歩とその企業家的手腕を反映して、荒牧屋は天保三年の三千石台から安政三年には一躍八千石台に急速に上昇し、さらに続いて慶応期に入ると、当時灘五郷全体での一万石株高所持者五軒のうちに加わってゆくといった発展ぶりを示すのである。

2 摂泉十二郷の解体と江戸下り酒問屋

幕末期の十二郷酒造仲間

もともと摂泉十二郷成立の根拠は、享保期以降の灘三郷（上灘・下灘・今津）江戸積酒造業の酒造仲間を抑えながら、十二郷仲間内部に包摂しようとしたもので、これによって江戸積酒造仲間の荷主連合が結成され、江戸下り酒問屋に対する荷主の立場を強調することでもあった。そして以後状況に応じて仲間申合せを行い、江戸積仲間としての結束をはかり、均衡を保ってきた。そこに十二郷成立の存立条件があり、文化・文政期にみられた積留・積控・減造などの生産・流通規制も、古規組にとっては仲間申合せによって灘三郷の発展を抑える意味があったが、灘酒造仲間からいえば、その枠内で対立をはらみながらも競争

してゆくところに申合せの有効性があつた。

しかし、天保三年（一八三二）の新規株交付と一連の天保改革にみられた酒造政策によって、灘三郷は、完全に仲間体制の枠内に限定され、幕府によってその発展も掌握されることになった。いいかえると、灘三郷がこれまで新興勢力として十二郷内部で対立・競争してきた契機もまた消失してしまったのである。

そのため新たな事情が生じた。それは、これまでのように大坂三郷が公平な調整者として十二郷触頭となり、仲間内部の調整を図るという意義も同時に解消したことを意味したから、改めて江戸積みに依存していない大坂が、江戸酒問屋との取引交渉に当たるといふ不適格さが問題視されるようになってきたことである。灘三郷からいえば、大坂を通してしか江戸酒問屋との折衝ができないという不満であり、矛盾であつた。こうしてその不満が、万延二年（一八六一）の「酒造年寄役一件」として表面化することになった。

万延二年の酒造

年寄役新設要求

酒造年寄役新設一件というのは、今津・上灘東組・中組・西組・下灘のいわゆる灘五郷の酒造仲間が、大坂三郷の触頭に対して不信を表明した出来事である。灘五郷としては、特に不利な取引条件に追いやられてしまった江戸酒問屋との駆引を克服してゆくために、灘五郷自身のなかから酒造年寄役を選出し、これが大坂三郷に代わって、直接問屋との折衝に当たるようにしようというものであつた。

灘五郷酒造仲間は、その願書で、(1)近年江戸酒問屋よりの酒荷代金の支払いは滞りがちで、売掛金は三カ年越しにたまっている、(2)しかも江戸酒問屋は従来からの問屋蔵敷口銭六歩の古法を守らず、仕切代金を切り下げようとしている、(3)江戸酒問屋がこのように勝手な新法を試みってくるにもかかわらず、十二郷触頭と

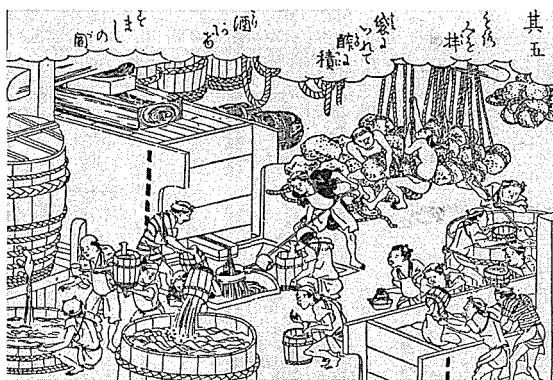


写真 166 酒造 酒あげすまし図（『日本山海名産図会』）

しての大坂三郷酒造大行事は何らなすべき術も打とうとしない、の三点をあげている。そしてこのような酒問屋の横暴を許している背景には、十二郷酒造仲間の弱体化があり、その原因こそ江戸問屋との交渉権を全く大坂三郷に一任しているためで、それが仲間の販売に対する消極性ともなっているとして、この解決策として灘五郷酒造仲間に関り特別に「江戸積酒造年寄役」を選任できるようにしたいとうったえているのである。

灘五郷酒造仲間にしてみれば、十二郷参会費用である仲間入用銀の割賦は、江戸入津樽数の実績に準じているため、灘五郷が全体の七割までを負担しているのに、それが酒問屋との問題解決のために反映していない、という不満もあった。

これに対して十二郷触頭である大坂三郷酒造大行事は、この酒造年寄役一件を、一己の利心のみにおぼれ、「総体の大法」を無視した暴挙であるとして、強く反対した。

大坂は江戸積専一の場所ではないから、依怙最眞身勝手のない取り計いができるが、灘五郷は船持と酒造家・荷主が一体であり、得手勝手のことも多く、これまで大坂・西宮の両積所問屋（樽廻船問屋）もたくその勢いに押されがちで、江戸積酒造業は完全に灘五郷に独占されてきているのに、このうえ灘五郷から酒造年寄役を出すと、いよいよ灘五郷に商権を奪われ、ひいては大坂三郷の繁栄にも影響し、やがては十二郷一統の

結束を惑乱し混乱に導いてゆくだけであるというのである。

この大坂三郷の反論に対し、灘五郷は翌文久二年（一八六二）にも再度酒造年寄役を出願しているが、この結末については判明しない。おそらく認められなかったのであろう。いずれにしろ、摂泉十二郷内部には文化・文政期にはみられなかった不満が灘五郷から提起されている点が注目される。それは幕末期における灘酒造業の経営不振につながる問題でもあった。灘五郷の要求する酒造年寄役が結局認められなかったことで、大坂三郷に対する不信はその頂点に達し、ここに天明期以来の江戸積摂泉十二郷の酒造家Ⅱ荷主連合は、分裂への危機的様相を呈するにいたったのである。

入津冥加金と問

屋口銭の引上げ

こうして十二郷酒造仲間内部が対立し、荷主連合も分裂の情勢にあった元治元年（一八六〇）九月、幕府は下り酒問屋に対して、以後取締りのために鑑札を交付し、かつ入津樽一樽につき銀六匁の冥加金を賦課すると布達した。一樽につき銀六匁といっても、当時一カ年の入津樽は八〇万樽近くあり、金にして八万両にも達する額であった。

幕府のこの措置に対して酒問屋は驚き、その免除方を願ひ出た。しかしそれが却下されると、酒問屋はこの冥加金を荷主たる酒造家に転嫁することにし、酒荷売上代金の中から勝手にその額を控除してしまったのである。

この酒問屋の措置に対して酒造家は憤慨し、摂泉十二郷では対案として、慶応三年（一八六七）六月以後は、酒一〇駄につき江戸表酒値段三五両以上の上のときには一樽につき銀六匁、それ以下の上のときには右に準じて減額し、これを江戸において直上納したいと出願したのである。

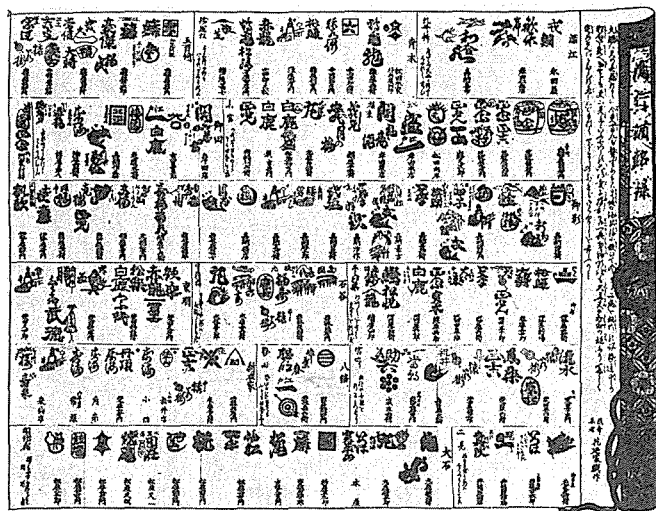


写真 167 流酒銘録 (灘目)

このような荷主対問屋の対立関係のなかで、さらに慶応元年八月、下り酒問屋二七人の連印による蔵敷問屋口銭の引上げ要求問題が起こった。酒問屋側は、従来の蔵敷口銭六歩を四歩増の一割に増額したいとして、その理由に江戸では大名屋敷が空屋敷同様となつて、金融も不融通という状況をあげたが、これには十二郷荷主側にも強い反対があつて、結局八歩口銭で落着いている。

この問屋蔵敷口銭引上げをめぐる一件は、幕末期における江戸下り酒問屋と荷主＝酒造家との対立関係の推移を象徴的に表わしている事件であつた。しかしこのような強圧的な問屋の主張に対しても、酒造家側で一致して荷主の立場から反論してゆくだけの結束はみられなかった。前述の灘五郷酒造年寄役一件も、こうした酒問屋に対する荷主の自主性を貫徹する意図に発していたが、他郷の同意を得ることもできず、大坂三郷と灘五郷との対立の溝を深めただけであつた。慶応元年の問屋蔵敷口銭引上げ問題は、このような灘五郷と大坂三郷との対立をいよいよ決定的なものとしたといえる。

翌二年十一月大坂三郷と西宮郷の酒造行司が減造の申合せを決め、これを各郷に通達したとき、灘五郷はこの申合せを無視し、その十二郷総会への出席も拒否したのである。

こうして大坂三郷と灘五郷が二分し、大坂三郷を触頭とする江戸積酒造仲間の結束が動揺してゆく状況下で、酒造家はそれぞれ幕末期の差し迫った経営悪化の取引慣行のなかに浮沈を重ねていった。そこから脱出して荷主＝酒造家の問屋に対する自主性を貫徹してゆこうとする灘五郷と、幕藩体制の総体的な危機のなかに沈滞してゆくことに敢えて甘んじていたほか九郷との経営の差と対立を、そこに見出すことができる。

そしてこの動静は、幕藩体制確立期に江戸積酒造業の主流を構成した大坂・伊丹・池田・西宮などの古規組仲間の全面的後退と、新興灘五郷の新規組酒造仲間の進出発展のうちに、幕末期においてはもはや前者による失地回復は実現されないうまま、以後十二郷取締りむき、万端総崩れという事態にまで深刻化していた。これはまさに幕藩体制の崩壊とその運命を共にする摂泉十二郷の解体でもあった。

第五節 幕末期の海運

1 幕末期の上方・江戸間海運

株仲間の停止と

九店仲間の結成

幕府の物価体系の破綻に端を発した天保十二年（一八四一）十二月の株仲間の停止は、当然江戸・上方間の商品流通を独占していた江戸十組問屋および大坂二十四組問屋にその矛先が向けられた。したがってその傘下にある菱垣廻船問屋と樽廻船問屋も停止のやむなきにいたり、「菱垣・樽船積荷物の義、規定これあり候処、此度江戸問屋組合等差し止められ、諸品素人直売買勝手次第」たるべき旨が布達され、同時に従来の菱垣・樽両廻船の積荷仕法も撤廃されて、「菱垣・樽船積荷物の儀、是迄の規定にかかわらず、荷主・船主相対次第運送致すべきこと」となった。もちろん従来の廻船仲間や荷主仲間の申合せ・規約なども無効となり、ここに海運上の仕法・法規が根底から廃棄されることになった。

そして当然のことながら、菱垣廻船の特権を表示していた、いわゆる「菱垣」も付けなくなり、また菱垣廻船として雇船されていた紀州廻船の「天目印」も差し止められるにいたった。その意味では、少なくとも外見上は菱垣廻船か樽廻船かの区別はつかなかったといえよう。

江戸積荷物の積荷と輸送に関して、従来のように荷主・問屋および廻船問屋の明確な業務内容が規定されなくなると、特に運賃積の場合、難破に際しての海損処分に当たる機関がなくなり、たちまち混乱におちいる危険があった。そこで天保十三年七月、とりあえず幕府は規約を定め、仕入荷物（注文荷物）でも見込み積（委託荷物）でも、船積荷主がすでに積送りについて通知を出してある場合は江戸・大坂の両損、全く送り先のない見込み積の場合は荷主の損失とし、難破船の現地調査については、従来通り遠江今切湊を境にして、江戸ないし大坂から出張することとした。しかし実際には、江戸の十組問屋なり大坂の二十四組江戸積問屋といった明確な荷主仲間機関がないため、その効力と適用については十分な効果をあげることができず、商品輸送業務は必ずしも円滑に運用されることがなかった。

ところが弘化三年（一八四六）に大風波によって難破船が続発すると、たちまちその海損処理についての紛糾が起こり、その解決の必要に迫られた。ここにいたり再び私的な仲間団体として、先の大坂二十四組問屋のうちの九店と、これに隸属する十三店の江戸積問屋仲間が結成された。この動きに対応して、江戸においても同じく九店仲間が組織されることになった。

九店仲間と九

店差配廻船

大坂の九店仲間とは、旧二十四組江戸積問屋仲間のうち綿・油・紙・木綿・薬種・砂糖・鉄・蠟・鯉節の九品の重積荷物を取り扱う問屋商人が連合したものである。したがって九店以外の表店・瀬戸物店・塗物店・堀留店・明神講・乾物店・通町組・安永二番組・同三番組・同五番組・同六番組・同七番組・同九番組よりなる荒荷（雜貨）を取り扱う問屋商人が十三店と称し、九店仲間には付属することとなった。

このようにして九店といえは荒荷（雜貨）に対する意味をもち、その九店仲間が十三店仲間を自己の傘下において、二十四組問屋の廻送を一手に掌握したのである。大坂の九店仲間には一店に一名ずつ推薦された年行司が置かれ、この年行司のなから一名ずつ二カ月ごとの輪番で仲間の事務処理にあたった。これを九店世話番といった。

この大坂の九店仲間に対応して江戸にも九店仲間が設けられた。この江戸九店は糸・油紙・木綿・葉種・砂糖・鉄・蠟・鯉節・乾物の各問屋からなり、大坂の九店仲間と連絡して、いわゆる九店差配廻船をその専用船と定めたのである。

これら荷主に依頼されて運送業務にたずさわる九店廻船問屋は、大坂菱垣廻船問屋九軒（小堀屋新兵衛・日野屋利右衛門・大津屋源之助・大津屋権右衛門・富田屋儀助・富田屋吉五郎・桑名屋松治郎・顯屋大治郎・柏屋勘太郎）に大坂樽廻船問屋八軒（西田正十郎・吉田亀之助・毛馬屋五郎・小西新右衛門・柴田正治郎・木屋市藏・木屋市三郎・伊丹屋半兵衛）、西宮樽廻船問屋六軒（塩屋孫助・藤田なか・辰屋権藏・万屋幸太郎・枅屋さき・常念常太郎）があつた。

つまり九店仲間差配荷物は、もはや菱垣廻船問屋のみならず、樽廻船問屋もその荷物を引き受けることができるようになったということになる。したがって樽廻船には、樽廻船問屋が取り扱う酒荷はもちろん、九店差配問屋の取り扱う荒荷をも積み入れることができた。しかし九店差配問屋は、たとえ樽廻船へ積み入れる場合であっても、酒荷の取扱いは禁止されていた。

また難破船の海損処分、すなわち荷打・浦証文・浦仕舞などの処理も、九店積合（荷主）仲間の世話番が担当した。つまり九店仲間とは従来の十組問屋の機能を引き継いだものであり、嘉永四年（一八五二）の株仲間

表 221 弘化4年(1847)九店差配廻船数

船籍地		廻船数
大伝西今鳴灘 内訳 紀伊江	坂	25
	法	3
	宮	1
	津	2
	尾	2
	目	26
	田	2
	木	1
	影	19
	明	3
	石	1
	浦	9
合 計		69

(注) 但し1月より5月までの5ヵ月間。

資料: 弘化4年「船名前書帳」
 (『統海史料叢書』5)

またその仕建廻船間屋は、本来の菱垣廻船間屋たる頭屋武右衛門・毛馬屋彦太郎・辰屋(日野屋)利右衛門・小堀屋新兵衛のほか、樽廻船間屋である大坂の小西新右衛門・柴屋又兵衛・西田正十郎・木屋市藏・吉田亀之助、西宮の藤田源七・常念屋常太郎・塩屋藤十郎となっていて、九店差配廻船を仕建てる廻船間屋も、多くは樽廻船間屋が中心となって稼働していたことがわかる。

さらにこの九店差配廻船六九艘のうち

再興後も、仮菱垣とか荒菱垣建と称して、樽廻船でも菱垣積荷物の運送を請け負ったのである。

九店差配廻船 九店仲間がこれまでの江戸十組間屋なり、大坂二十四組間屋の稼働状況に代わって、江戸積荷物に関する輸送を責任をもって請け負うことになった。次にこの時期の菱垣廻船の稼働状況をみるため、弘化四年の九店差配廻船の「船名前書帳」をとりあげてみよう。

弘化四年一〜五月の五ヵ月間に九店仕建の延廻船数は一〇五艘(延往復回数)となり、これを船別に整理した実数は六九艘である。この六九艘の船籍を表示したのが、表221である。弘化四年に菱垣廻船に雇船された紀州廻船は比井浦の九艘のみで、他は大坂二五艘、灘目二六艘となり、灘目では御影が一九艘で圧倒的比率を占めている。この灘目二六艘に西宮・今津・鳴尾を加えると三一艘となり、結局九店差配廻船の主力は、大坂・灘目の廻船で占められていたことになる。

で、上方・江戸間をこの五ヵ月間に二回以上往復した廻船（二四艘）を摘出して、船名・船主・船籍地・積石数・乗組人員・新造後の年数などを表示したのが、表22である。最高は四仕建をした御影村の嘉納治作所有の順風丸一六〇〇石積の廻船と、東明村柴屋又左衛門所有の四社丸一五〇〇石積の廻船となっている。また全体的には灘目の廻船の多いことはすでに指摘した通りであるが、積石数は優に一〇〇〇石を超えて一五〇〇石から一七〇〇石と大型化していること、その乗組人数も一六人が平均で、いずれも新造ないし新造後三、四年までの廻船が多く、せいぜい八、九年までであったことがわかる。さらにその仕建回数も年間になおして考えてみると、最高は八仕建（往復）ないしそれ以上で、平均でも五、六仕建になると思われる。

株仲間停止を契機に、従来の菱垣・樽両廻船の積方仕法が崩れ始め、弘化三年の九店仲間の結成は、菱垣・積仲間を復活したものではあったが、すでにその廻船の主力は酒造家所有の廻船に依存せざるを得ず、樽廻船問屋が菱垣積荷物を九店差配廻船に積み込んで仕建てるのが可能となった。これが樽廻船にとっての荒

新造後 年数	乗組人員	仕 建 月
2	16	1, 3, 4, 5
6	15	1, 2, 4, 5
4	16	1, 3, 5
8	16	1, 3, 5
3	13	1, 3, 5
5	16	2, 3, 5
3	16	1, 2, 4
4	16	2, 4, 5
9	16	1, 3, 5
		1, 2
4	16	1, 2, 3
新造	16	4, 5
2		2, 4
3	16	1, 2
		3, 5
新造	16	4, 5
3	16	4, 5
	15	2, 4
6	16	4, 5
	15	2, 4
		2, 4
4	16	2, 4
	16	2, 4
3	16	1, 3

第五節 幕末期の海運

表 222 九店差配廻船名と仕建回数(弘化4年1月～5月)

住 所	船 主	廻 船 間 屋	船 名	船 頭	積石数
摂津 御影	嘉納 治作	常念屋 常太郎	順風丸	作太郎	1,600 ^石
〃 東明	柴屋 又左衛門	柴屋 又兵衛	四社丸	弥八	1,500
大坂 北浜	池田屋 喜三郎	常念屋 常太郎	神宮丸	喜十郎	1,600
〃 中之島	中屋 三郎兵衛	藤田 源七	真力丸	秀十郎	1,550
〃 薩摩堀	西村屋 愛助	〃	大吉丸	達之助	1,200
摂津 御影	嘉納 治作	常念屋 常太郎	順吉丸	保太郎	1,500
〃 東明	柴屋 又左衛門	柴屋 又兵衛	大神丸	力藏	1,600
〃 御影	嘉納 甚吉	塩屋 藤十郎	嘉宝丸	秀太郎	1,600
〃 〃	沢田屋 重兵衛	毛馬屋 彦太郎	明宝丸	徳太郎	1,600
大坂 安治川	小西 新右衛門	小西 新右衛門	神通丸	市三郎	1,500
〃 今橋	松坂屋 新三郎	顕屋 武右衛門	大福丸	嘉十郎	1,600
〃 淡路町	錫屋 庄兵衛	西田 正十郎	寿通丸	半左衛門	1,700
〃 富島	小西 辰之助	辰屋 利右衛門	住久丸	富十郎	1,800
〃 〃	〃	〃	住寿丸	富藏	1,700
〃 〃	〃	吉田 亀之助	神栄丸	正太郎	1,500
〃 淡路町	西田 正十郎	西田 正十郎	明德丸	正十郎	1,700
〃 下福島	木屋 市十郎	木屋 市十郎	住福丸	庄九郎	1,600
〃 安治川	呉田屋 兵助	吉田 亀之助	宝曆丸	悦十郎	1,600
摂津 御影	嘉納 治八郎	西田 正十郎	嘉竜丸	半左衛門	1,600
〃 〃	西田 弥平治	吉田 亀之助	神力丸	正十郎	1,600
〃 〃	沢田屋 重兵衛	〃	定宮丸	徳太郎	
〃 〃	網屋 仁左衛門	辰屋 利右衛門	明力丸	市太郎	1,700
〃 青木	寺田市郎右衛門	常念屋 常太郎	開運丸	吉之助	1,500
紀伊 比井	平井 久右衛門	顕屋 武右衛門	大通丸	久五郎	1,500

資料：弘化4年「船名前書帳」(『続海史史料叢書』5)

荷仕建とか仮菱垣仕建といわれる廻船運営方法である。そして酒荷は積み込むことができなかった九店差配問屋仕建の場合も、船主が酒造家で荒荷不足のときには、三〇〇駄に限って酒荷を積み入れる例外規定が設けられることになった。長い間の菱垣・樽両廻船の積荷をめぐる海運競争のなかで、これが最後に到着した解決策であったといえよう。

かくして九店差配廻船については、安政六年（一八五九）に四五艘の船株が設定され、九店仲間申合せとして、この四五艘に限って九店定世話差配廻船とすることを定めている。そして翌安政七年に、総船株四五艘を再度確認し、新造興行や船主譲渡のときの届出方式を定め、とくに積み方は諸荷物平等の積入仕法を順守し、船頭に対しても同様に撰積^{えりづ}してはならないことを規定している。さらに漸次廻船が大型化してくる傾向に対しては、今後新造や造替に際して、一八〇〇石積を限度とし、できるだけ廻船の大きさを揃えようという方針を注記している。いま安政末期における九店差配廻船四五艘のうち四〇艘の稼働廻船についてまとめたのが表233である。

株仲間再興

と樽廻船

先の株仲間停止によって、樽廻船の側においても積荷をめぐる混乱の事態を招いた。弘化二年十二月に、江戸積酒造仲間たる撰泉十二郷の名で奉行所へ提出された嘆願書からその実情をみてみよう。

この段階ではすでに株仲間が停止されているため、従来の樽廻船問屋を「樽船荷請屋」と表現しているが、廻船仲間はこの荷請屋の指図を受けないで、「自儘の積方」をして適当に「撰積」しているため、それが積遅れや変酒の原因となつて、荷主たる酒造家の経営を圧迫している。そのため十二郷酒造仲間としては、こ

第五節 幕末期の海運

表 223 九店差配廻船一覽(1)

船 名	積石数	新造年月	船 主 名		沖船頭	生 国	江門	戸屋
小堀屋新兵衛定仕建 (大坂 菱垣)								
成 光 丸	1,700 ^石	嘉永4. 6	大坂 折 屋 町	小堀屋庄左衛門	半左衛門	讃岐小豆島	錢 屋	
寿 光 丸	1,800	〃 5. 11	〃	〃	市 太 郎	〃	〃	
稻荷新造	1,600	〃 4. 11	大坂 安 治 川	近江屋伝兵衛	久 治 郎	安芸能美島	〃	
大 星 丸	1,900	安政4. 9	大坂安堂寺町	塩屋八右衛門	大 三 郎	讃岐小豆島	〃	
寿 悦 丸	1,900	〃 3. 9	大坂 下 福 島	松 屋 宅 兵 衛	徳 助	大坂安治川	〃	
海 静 丸	1,900	〃 4. 11	江 戸 本 石 町	大坂屋幾治郎	祖 七 郎	安芸能美島	〃	
日野屋利右衛門定仕建 (大坂 菱垣)								
住 光 丸	1,800	嘉永4. 5	大 坂 富 島	小 西 辰 之 助	富 五 郎	讃岐小豆島	錢 屋	
神 護 丸	1,800	〃 3. 9	大 坂 北 浜	池 田 屋 喜 三 郎	喜 十 郎	紀 伊 比 井	〃	
神 農 丸	1,800	安政1. 9	大坂 本 鞆 町	奈良屋佐兵衛	種 十 郎	播 磨 江 島	〃	
金 吉 丸	1,900	〃 3. 11	大 坂 富 島	小 西 辰 之 助	惣 一 郎	讃岐小豆島	〃	
住 吉 丸	1,900	〃 4. 8	〃	〃	新右衛門	加 賀	〃	
釘 店 丸	1,900	嘉永6. 6	〃	〃	富 之 助	安芸因ノ島	〃	
大津屋源之助定仕建 (大坂 菱垣)								
住 栄 丸	1,800	嘉永6. 9	摂 津 青 木	松 田 治 左 衛 門	源 太 郎	讃岐小豆島	利倉屋	
神 辰 丸	1,900	安政3. 6	大坂 高 麗 橋	播 磨 屋 長 三 郎	鉄 之 助	安芸能美島	〃	
神 徳 丸	1,800	〃 4. 6	大 坂 天 満	綿 屋 半 兵 衛	半 六	備 後 鞆	錢 屋	
大 幸 丸	1,600	〃 2. 6	大坂 久 宝 寺	大津屋源之助	徳 八	安芸因ノ島	利倉屋	
大津屋権右衛門定仕建 (大坂 菱垣)								
観 晃 丸	1,600	嘉永1. 5	摂 津 御 影	嘉 納 治 作	砂 太 郎	安芸因ノ島	利倉屋	
順 風 丸	1,600	安政2. 9	〃	材 木 屋 清 助	作 太 郎	〃	〃	
神 恵 丸	1,900	〃 4. 6	大 坂 天 満	綿 屋 半 兵 衛	半 十 郎	摂 津 神 戸	錢 屋	
富田屋儀助定仕建 (大坂 菱垣)								
航 栄 丸	1,900	安政5. 4	摂 津 兵 庫	淡路屋善右衛門	善 太 郎	淡 路 豊 島	錢 屋	
西田正十郎定仕建 (大坂 樽)								
明 徳 丸	1,900	安政4. 5	大坂 安 治 川	西 田 正 十 郎	正 十 郎	安芸因ノ島	利倉屋	
明 通 丸	1,700	弘化4. 6	摂 津 御 影	西 田 弥 平 治	徳 太 郎	讃岐小豆島	〃	

表 223 九店差配廻船一覧(2)

船名	積石数	新造年月	船主名	沖船頭	生国	江門	戸屋
明旋丸	1,600 ^石	嘉永4. 9	摂津御影	西田弥平治	徳十郎	安芸瀬戸	利倉屋
九曜丸	1,900	安政4. 9	大坂本町	金田屋重治郎	喜作	安芸倉橋	〃
吉田亀之助定仕建(大坂 樽)							
喜宝丸	1,700	嘉永6. 9	摂津御影	沢田屋重兵衛	芳太郎	讃岐小豆島	利倉屋
神砂丸	1,600	安政1. 5	江戸本町	伊勢屋清左衛門	悦太郎	安芸因ノ島	〃
毛馬屋五郎定仕建(大坂 樽)							
明宝丸	1,600	弘化4. 5	摂津御影	沢田屋重兵衛	徳太郎	讃岐小豆島	利倉屋
万宝丸	1,900	安政3. 11	大坂本町	金田屋重治郎	芳十郎	〃	〃
神通丸	1,900	〃 4. 6	大坂天満	綿屋半兵衛	半五郎	〃	〃
小西新右衛門定仕建(大坂 樽)							
住吉丸	1,800	安政1. 7	摂津大石	松屋甚右衛門	松太夫	備中下津井	利倉屋
明曜丸	1,900	〃 4. 11	大坂本町	金田屋重治郎	米太郎	讃岐小豆島	〃
柴田正治郎定仕建(大坂 樽)							
四社丸	1,600	安政1. 6	江戸本町	伊勢屋清左衛門	弥八	安芸因ノ島	利倉屋
神力丸	1,900	〃 〃	摂津御影	伊勢屋七左衛門	悦藏	周防青野	〃
木屋市藏定仕建(大坂 樽)							
住証丸	1,900	安政3. 11	大坂平野町	堺屋庄之助	常五郎	伊豆中木	利倉屋
塩屋藤十郎定仕建(西宮 樽)							
嘉宝丸	1,600	安政2. 9	摂津御影	嘉納甚吉	秀太郎	摂津御影	利倉屋
嘉政丸	1,700	嘉永5. 6	〃	〃	秀八郎	〃	〃
藤田伊三郎定仕建(西宮 樽)							
住砂丸	1,700	安政1. 8	大坂富島	藤田伊三郎	吉藏	紀伊比井	利倉屋
和光丸	1,900	〃 3. 9	大坂安治川	枅屋平四郎	市藏	摂津神戸	銭屋
辰屋仙助定仕建(西宮 樽)							
辰幸丸	1,600	嘉永5. 9	大坂安治川	辰屋仙助	与六	安芸	銭屋
辰福丸	1,900	安政3. 9	大坂今橋	松坂屋新三郎	与市	紀伊あたの	利倉屋

資料:「九店差配廻船明覧」(『海事史料叢書』2)

れまで通りに廻船は必ず荷請屋へ付船して、荷請屋の手で「平順の積方」を実施しようというわけである。株仲間間の停止によって、積荷仕法に混乱をきたしている様子が露呈されている。

ついで株仲間再興後の嘉永六年（一八五三）、摂泉十二郷の酒造仲間が評議のうえ、改めて大坂・西宮両積問屋との間で、次の諸点を確認している。

(1) 菱垣廻船同様に荒荷を引き受けて、江戸積を行う樽廻船には、酒・味醂は積み込まない、(2) 荷支えのため臨時に雇船をするときには、船籍・船名・船齡等を積所極印元に届け出て検査を受け、許可されたならば船頭・船宿・問屋連印の一札を出し、万一不正の事が露顕すれば、損害は連名の者で弁償する、(3) 大坂のほか他国より増船しようとするときには、樽廻船問屋中立会いのうえで見分し、極印元に届け出て、その検査に合格して極印板を受け取ったあと、さらに積所大行司に申し出てその披露を行い、そのうえで船付をする、(4) 運賃の決定は、その年の船数名前帳（樽廻船名前帳）を提出したうえで、これを協議し、一度決めた運賃以外は一切増運賃を払ってはならない。

このようにして十二郷酒造仲間では樽廻船を掌握し、酒荷をめぐる樽・菱垣両廻船の積荷区分を明確にしたうえで、樽廻船として仕建てる廻船については積所極印元で吟味した。こうして毎年樽廻船については十分な点検のうえで「樽廻船名前帳」が提出され、その年に稼働する樽廻船が公開されたのである。

幕末期の 樽廻船名前帳 幕末期の「樽廻船名前帳」は、現在嘉永四年・文久元年（一八六一）・同二年・元治元年（一八六四）・慶応三年（一八六七）の五冊が残されており、これを樽廻船問屋別に表示したのが、表24で

ある。「樽廻船名前帳」には仕建問屋別に、船主・船名・沖船頭名、場合によっては船印も明記されている。

占めている。兵庫は七艘から二艘で、例えば文久二年の七艘は、栄丸と明宝丸、日向屋善右衛門の正吉丸、瓜屋彦兵衛の神栄丸、徳丸であった。

鍛冶屋善兵衛の住力丸、和泉屋弥兵衛の万

表 224 樽廻船問屋差配の樽廻船数 (単位：艘)

廻船問屋名		嘉永 4 年 (1851)	文久 1 年 (1861)	文久 2 年 (1862)	元治 1 年 (1864)	慶応 3 年 (1867)
大坂	吉田 亀之助	8	9	8	8	7
	毛馬屋 五郎	5	11	8	8	8
	木屋 市蔵	5	4	6	7	3
	小西新右衛門	3	10	8	5	2
	西田 正十郎	6	10	12	9	7
	柴屋 又兵衛	14	9	9	10	5
	小 計	41	53	51	47	32
西宮	辰屋 権蔵	7	7	9	6	5
	常念 恒太郎	5				
	藤田 なか	9	11	15	14	9
	枅屋 仙太郎	4	14	11	14	7
	万屋 栄蔵	10				
	塩屋 平兵衛	4	1	1	1	
	小 計	39	33	36	35	21
合 計		80	86	87	82	53

資料：「魚崎酒造組合文書」

当時樽廻船問屋は、大坂に六軒（もともとは八株であったが、この時期二株は空株）、西宮に六軒であったが、これら樽廻船問屋は、いずれも弘化期以降には荒荷仕建としての九店差配廻船の仕建問屋をも兼ねていたが、ここでは樽廻船問屋として付船されている樽廻船を対象としたものであることに留意しよう。

次に同じ樽廻船名前帳を船主・船籍地別に表示したが、表225である。その船主・船籍地は灘酒造地に集中し、嘉永四年の場合でも全八〇艘のうち、灘目の四七艘を筆頭に、西宮・鳴尾・今津の各五艘を加えると合計六二艘となり、全体の実に七八%を

第五節 幕末期の海運

灘目のうちとくに注目されるのは御影村で、二四艘から一八艘を占めている。ここは江戸積酒造地としても上灘中組の中心をなし、廻船については、嘉納同族のなかでも嘉納治作・同治郎作・同作之助・同弥兵衛の名義となっている。

そのほかでは大坂・伝法・池田・伊丹などがあげられるが、いずれも摂泉十二郷に属し、その船主は同時にほとんどが江戸積酒造家でもあった。また摂津以外では紀伊比井浦、伊豆下田、遠江掛塚の他国廻船もみられるが、いずれも次第に樽廻船から消えてゆくのである。

なお個別的に文久二年の樽廻船八七艘の内訳を、仕建廻船間屋別に一覧したのが、表226である。

表 225 船主船籍地別樽廻船数 (単位：艘)

船主船籍地		嘉永4年 (1851)	文久1年 (1861)	文久2年 (1862)	元治1年 (1864)	慶応3年 (1867)
鳴 今 西 灘	尾津	5	4	4	5	4
	宮目	5	4	3	3	3
	魚崎	5	11	17	18	7
	御影	47	37	33	35	27
内 訳	崎屋		3	2	4	2
	明石	24	19	18	20	18
	東大	2	2	1	1	1
	神所	6				
兵 尼 大 伝 池 伊 紀 伊 遠 江 不	戸他	9	5	4	6	4
	庫崎	4	5	5	2	1
	坂法	2	3	3	2	1
	田丹	2	5	7	4	4
比 下 掛	井田	2				
	塚戸	9	13	12	9	4
	明	1	7	7	7	3
	比下		2	2	1	
伊 豆 江	井田		1	1		
	塚戸	1	2			
	明	2				
	比下	1		1		
合 計		80	86	87	82	53

資料：『続海事史料叢書』2

第五節 幕末期の海運

表 226 文久2年(1862)の樽廻船一覧

西宮樽廻船問屋仕建				加明丸	保太郎	嘉納次作	御影
船名	船頭	船主	船籍地	稲荷新造	若松	枅屋吉次郎	西宮
辰屋権藏仕建				嘉吉丸	富三郎	〃	〃
				伊勢丸	徳八	〃	〃
辰丸	半兵衛	辰屋 半右衛門	鳴尾	稲神丸	為次郎	〃	〃
寿栄丸	保太郎	〃	〃	稲荷丸	百松	〃	〃
安全丸	与右衛門	辰屋 与左衛門	〃	増富丸	喜十郎	〃	〃
辰悦丸	亀之助	辰屋 吉左衛門	西宮	徳栄丸	久右衛門	〃	〃
明宝丸	徳太郎	材木屋孫一郎	御影	塩屋孫助仕建			
寿徳丸	泰六	炭屋重兵衛	神戸	嘉生丸	早太郎	材木屋孫七	御影
豊吉丸	保吉	車屋勢三郎	神戸	大坂樽廻船問屋仕建			
神吉丸	栄藏	山田屋治助	兵庫	吉田亀之助仕建			
住吉丸	徳五郎	辰屋 権藏	西宮	神力丸	正十郎	西田弥平次	御影
藤田伊兵衛仕建				神栄丸	正太郎	若林茂左衛門	石屋
三社丸	権八	千足利作	今津	永栄丸	万藏	沢田屋重右衛門	御影
観妙丸	利十郎	問屋惣右衛門	池田	利渉丸	保次郎	嘉納屋治郎作	〃
観応丸	利一郎	〃	〃	航栄丸	善太郎	淡路屋善右衛門	兵庫
辰栄丸	半六	辰屋 与左衛門	鳴尾	宝蔵丸	善十郎	吉田亀之助	大坂
妙法丸	常吉	八馬喜兵衛	西宮	住徳丸	彦十郎	〃	〃
光吉丸	金吉	〃	〃	天祐丸	久太夫	〃	〃
伊豊丸	弥平	四井増三郎	〃	毛馬屋五郎仕建			
嘉悦丸	一二郎	四井信助	〃	神栄丸	亀之助	瓜屋彦兵衛	兵庫
伊勢丸	保造	油屋金兵衛	御影	喜悦丸	福太郎	辰屋 吉左衛門	西宮
三運丸	勢十郎	〃	〃	正旋丸	彦十郎	毛馬屋 彦太郎	大坂
安政丸	常助	若林与兵衛	稗田	住宝丸	秀十郎	木屋 藤九郎	大石
明豊丸	忠兵衛	藤田伊三郎	大坂	明栄丸	万助	灘屋 七郎兵衛	青木
好日丸	伊右衛門	〃	〃	神随丸	繁藏	岸田屋 平次郎	伝法
円通丸	権之助	藤田伊兵衛	西宮	正吉丸	常六	日向屋善右衛門	兵庫
住栄丸	勝六	〃	〃	神旋丸	市次郎	毛馬屋 五郎	大坂
枅屋吉次郎仕建				木屋市藏仕建			
利吉丸	権九郎	大和屋徳藏	御影	住政丸	格藏	大和田屋三千太郎	伊丹
金光丸	重太郎	大和屋万右衛門	〃				
住吉丸	富五郎	灘屋清太夫	〃				

後は灘酒造家自身で積極的に樽廻船を新造し、手船をもって樽廻船の補強に努めてきた。嘉永四年から幕末にかけて、樽廻船八〇艘のうち、灘酒造家でその八〇%を所有するにいたるのである。

それに対し、九店差配廻船は文久二年に船株四五艘と固定され、往時の菱垣廻船一六〇艘に比べればるかに少なく、その低落ぶりがうかがえる。これを樽廻船が側面から補強していったことは前述の通りである。しかし樽廻船にしろ、菱垣廻船にしろ、幕末期ともなれば、廻船の大型化と仕建回数頻繁化に伴い、交通輸送力と商品積載能力の点では、それ以前とは比較にならないほどの輸送生産性の向上がはかられた点に注目しなければならない。つまりこの時期の大型廻船は一〇〇〇石をはるかに超え、平均一六〇〇石積前後、最大は一八〇〇石積もあり、廻船の大型化は一般化する傾向にあった。この程度になれば積載し得る酒樽は三〇〇〇樽にも達し、かりに一艘で酒樽のみを積荷とし、一年に五往復するとすれば（実際には樽仕建以外に、荒荷仕建や御城米・廻米仕建もしていたが）一艘で延べ一万樽を輸送することができる。これが八〇艘あれば約八〇万樽の輸送力をもつことになる。事実安政四年の江戸入津樽数は七九万樽であって、ほぼ廻船数に適した入津樽数であったことがわかる。

兵庫津の江戸積問 大坂二十四組江戸積問屋仲間が動揺し、菱垣廻船問屋株が空株となる幕末期に、兵庫津屋株取立て申請 にもその江戸積株を新規に取り立てられるよう要請する動きがみられた。慶応三年三月

のことで、兵庫津名主安田惣兵衛・藤田善右衛門・北風荘右衛門と、惣代大橋克輔・石原嘉左衛門・榎並直五郎の六名が、大坂二十四組行司に対し出願したのがそれである。

その理由は、兵庫津が西国街道の宿駅所であり、諸役人の休泊御用宿ならびに人馬継立役をも勤めてきて

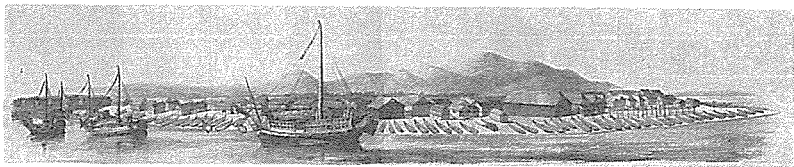


写真 168 兵庫津風景（シーボルト『日本』）

いるが、最近はとくに人馬の継立て業務が増加し、加えて大名役人の往来も激しく、御用宿・人馬継立て・役船御用などまで増加している。そのうえに最近には江戸・大坂からの御用荷物も兵庫津が積み替え場所になっていて、何かにつけて臨時御用の出費もかさんできているために難渋している。そこで新規に大坂表と同様兵庫津においても諸荷物江戸積仲間株が認められれば、その株を商人に貸し付けて株料をとり、仕送り荷物口銭のなから相応の歩合銀を徴収して、臨時御用入費の備えにしたい。さらに兵庫津で江戸積諸荷物を取り扱うようになれば、瀬取費用やそのほかの手数料・諸掛りものが節約でき、元付値段も下落するので、公儀の物価引下げ取締りの趣旨にも合致し、御府内への廻着荷物も増加するというのである。

この兵庫津の要望に対して、大坂二十四組江戸積問屋はもちろん反対した。その理由は、兵庫津はもともと地元で物を生産するところではなく、多くは他地方の商品を仕込んで来なくてはならない場所柄である、なかでも西国筋から廻着する諸荷物を主として引き受け、それを御府内はじめ諸国へ廻送するといった仲継商売をしているので、兵庫津において江戸積株が免許されては、たちまち商品のせり合いと値引き競争が激しくなっており、大坂への廻着商品が減少し、二十四組問屋一同が差し支え難渋するのは明らかである、それに江戸廻送を業務とする荷請問屋や諸商人ならびに下職運送人馬や川内上荷・茶船そのほか小前の者、日稼ぎの者にいたるまで、一同渡世に差し

障り、つまるところ「土地一体の衰微」に落ちいることは必至であるというのである。

近世を通じて、大坂が蔵米市場、藏物市場として存在したのに対し、兵庫津は民間商人の取り扱う納屋物を第一に取引商売してきているところをみて、兵庫津は同じ大坂湾内の港町としての立地条件にありながら、たえず大坂の間屋仲間の牽制、およびその商圏の枠から開放されることはなかった。菱垣廻船問屋は大坂、樽廻船問屋は大坂と西宮に公認されても、ついに兵庫津においてその廻船仕建での「積所の特権」を認められることはなかったのである。そして近世最後の慶応三年の兵庫津における江戸積問屋株取立ての要求も、ついに大坂問屋商人の前に空しく挫折してしまったといえよう。

2 樽廻船経営の実態

買積船と

賃積船

海運経営という視点から近世海運をみた場合、他の一般諸産業と同じように、自己運送から他人運送への発展形態が考えられる。自己運送形態とは自己の船舶でもって積荷の売買を行う買積船をさし、他人運送とは荷主から依頼されて運賃をとって積荷の輸送業務に従事する賃積船のことである。前者の代表的な例が北前船であり、後者が菱垣廻船・樽廻船に典型的にみとめられる（図57）。

近世において運賃積を主とした海運業が成立してゆくためには、遠隔地間商業取引において、商品輸送業務・商品保管業務と商品売買業務が機能的に分化し、取引が荷主と積問屋・荷受問屋の間で決済される仕組みが必要で、海上輸送はこの商業取引に付随して、安定的にその機能を果たせるものでなければならぬ。

第五節 幕末期の海運

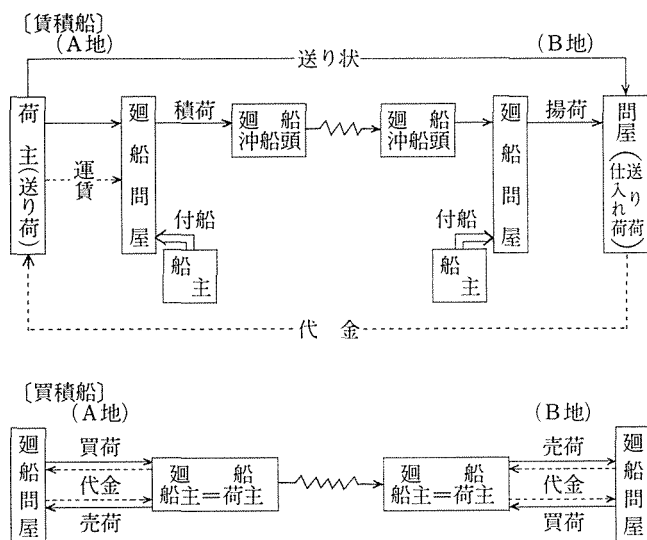


図 57 商品輸送と取引形態(賃積船と買積船)

事実前述の元禄七年（二六九四）における江戸十組問屋の成立も、上方・江戸間の商人荷物を運搬する廻船業者の横暴に対して、荷主仲間たる江戸問屋仲間が積極的に海上輸送の掌握に乗り出していったもので、それ自体元禄期の問屋商人の成長を物語るものであると同時に、菱垣廻船問屋による菱垣廻船の運営を十組問屋で掌握し、安定化を図ろうとするものであったともいえる。

さらに運賃積が成立する条件として、海損の処理が商人間で、または問屋間で決済される仕組みのできあがっていることが必要である。特に菱垣廻船にみられるように種々雑多な商品が混載されている場合はなおさらである。この点では、菱垣廻船が江戸問屋の仕入れ荷物（注文荷物）、樽廻船が上方酒造家の送り荷物（委託荷物）という違いはあるにせよ、いずれも江戸十組問屋もしくは江戸積撰泉十二郷酒造仲間と廻船問屋との間での海難処理をめぐる規定が法制化されていたことがあげられる。

ところが後に述べる買積船としての北前船の場

合は、商業取引機能と運送機能とが未分化の状態にあり、遠隔地間の価格差に基づいて商業利潤が取得される仕組みになっていた。そのため船主自らが船に乗る直乗り船頭にしろ、船主が別に船頭を雇う沖船頭（この場合船主が船頭に託して積荷購入資金を融通する）にしろ、積荷の売買一切の業務はこの船頭が取り仕切った。したがって買積船の特徴は、自己運送形態にあり、安く買って高く売するという一般商品取引が中心であって、運送業務はこの売買取引に付随したものにすぎなかった。それ故にたとえ海難事故にあっても、それは荷主でもある船主の「船損、荷損」の単独海損となる。

賃積船と 運賃積を主体とする菱垣廻船や樽廻船の場合は、廻船を所有する船主は自己の一存で廻船を仕廻船加入 建てることはできず、その廻船は必ず仕建問屋としての業務を専業とする廻船問屋へ付船しな

ければならなかった。つまり船主は積荷の集荷から船付、仕建業務にいたるまでを、すべて廻船問屋に委託し、これら一切の廻船運営の業務はこの廻船問屋が取り仕切っていた。しかし海難事故による損害は結局荷主が負担しなければならなかったし、荷主側からも安定した海上輸送を確保する方策が採られた。

このように荷主側で海上輸送に責任を負い、その輸送体制を強化してゆく方法として次の二つの形態があった。第一は、荷主たとえば酒荷の場合なら酒造家自身が手船を持って船主となり、その廻船を樽廻船仕建として廻船問屋に付船してゆく形態で、いわば荷主の直接的支配形態である。荷主としての酒造家が、その蓄積利潤のなからあえて銀八〇貫目から一〇〇貫目を投じ、廻船を新造・購入するのも、江戸積を本命とする下り酒の場合は、特に輸送部門の強化が生産部門と並んで重要な投資対象であったからであろう。

第二は、廻船の建造費や廻船仕建の資金の一部を荷主同士で共同出資して負担する方法である。これが廻

船加入とよばれるもので、「加入」とは単なる参加ではなくて、資本参加することを意味していた。したがって廻船加入することで、たとえば荷主が酒造家の場合は、共同して樽廻船を新造し、同業者の必要とする樽廻船に資金援助し、あわせて酒荷輸送のために確実な船腹を確保してゆこうとするもので、酒造家側からみると、先の樽廻船の直接的支配形態に対し、これは間接的な支配形態ないし加入形態とよぶことができる。

このような荷主による廻船支配の形態は、樽廻船に限ったものではなく、菱垣廻船の場合でも、江戸十組問屋仲間の「荷主共手船定雇」とか「十組問屋共有船」の形をとって、江戸問屋商人が廻船支配に積極的に参加した。それも海損を荷主側が一方的に負担しなければならないという、当時の運賃積の実情では、当然取られるべき措置であった。

廻船加入 さて廻船加入にも、①徳用配分型と②年賦償還型の二類型があった。これを廻船加入証文による二類型
 として例示してみよう(図58・59)。

①徳用配分型は、次の点に特徴がみられる。(1)加入歩方銀に対して、毎年徳用銀をその加入歩方に応じて配当割賦する、(2)もし買積のときには、定運賃をもって勘定する、(3)作事(修理修復・船具類の購入のときには、加入歩方に応じて出銀するの三点が基本骨子となっているが、さらに(4)加入銀の返済を請求したときには、その時の廻船の時価に応じて受け取る、(5)損銀のときにはその損銀額を加入歩方に応じて負担する、(6)船主が勝手に廻船を売却したり質物に差し入れたりしてはならない、などを取り決めた証文もある。

また②年賦償還型については、(1)加入歩方銀は年五朱(五%)の利息で一〇カ年賦返済とする、(2)その一カ

廻船加入証文之事

一千七百石積

嘉悦丸一六郎乗
但し惣乗出し儘

代銀百六拾五貫目也

右は手船嘉悦丸へ銀壹貫目御加入被成下、慥ニ請取申候所実正也、然ル上は年五朱之利足相立、拾ヶ年分合貳百七拾五匁、元利合老メ貳百七拾五匁也、此銀亥年より申年迄拾ヶ年賦返済ニ相立、老ヶ年ニ銀百貳拾七匁五分宛毎年積限運賃ニて御差引可被成下候、御手酒積方之儀は何程荷糶ニても、貳拾太ツ、無相違積入可申候、尤為登作事年は引方御見送り可被下候、勿論海上之儀は可為御法候、為後日之廻船加入証文仍て如件、
文久貳年戌十月

船主

四井屋信助 印

問屋

藤田屋伊兵衛 印

守屋新兵衛殿

図 58 廻 船 加 入 証 文 (徳用配分型)

年の返済額は、毎年運賃銀をもって差し引き決済する、(3)手酒の積方について、いかほど荷せりであっても「定積」として一仕建に二〇駄ずつは積み入れる、の三点を骨子とするが、他に(4)作事の年には返済を見送るとしているものもある。

廻船加入証文のもっとも古いものは、享保十九(一七三四)年に、西宮の座古屋万三郎船(九五〇石積の相生丸)の新造代銀二五貫目に對し、伊丹酒造家の紙屋八左衛門が一步(二〇%)加入した証文が残っている。これは前掲の類型でいえば、①徳用配分型であるが、大体において天保期以前まではこの形態が支配的であったと考えられる。それが②年賦償還型の廻船加入に移ってゆくのは幕末期で、特に安政期以降に顕著になっている。

この点について、安政五年(一八五八)一月の

廻船加入証文之事	
一千三百石積	新艘廻船老艚
但し諸道具一式乗出し	
代金四拾八貫目也	
右之廻船へ貴殿より式厘五毛御加入被下候、此度銀子老貫貳百匁儘請取申処実正也、則加入帳面ニ相記置候、然ル上は年々勘定仕、徳用銀加入ニ応じ無相違割符可仕候、相互買積いたし候ハ、定運賃ヲ以勘定可致候、尤も作事諸道具仕入等之儀ハ其節相断、是又加入ニ応し出銀可被下候、為後日之加入証文仍て如件	
文化五年辰十一月	
嘉納治兵衛殿	
船預り主	末広丸
証人問屋	運平
	小西屋忠兵衛
	印

図 59 廻船加入証文（年賦償還型）

「新酒番船積方申合書」によると、一艘の積荷高を一一〇駄として、そのうち八〇〇駄は撰泉十二郷の各郷平等の積方の原則に基づいて割り付けるが、残り三〇〇駄はとくに手船を樽廻船として付船している船主や、廻船加入している荷主に、優先的に割り付けることを申し合せている。これは前掲②年賦償還型の場合でも、仕建ごとに二〇駄の「定積」を認めているのに対応するものであろう。これからみると、天保十二年（一八四一）の株仲間停止を契機に両廻船の積荷区分がなくなり、加えて菱垣廻船の没落による廻船総数の減少という幕末期の海運事情を背景に、荷ぜり現象がはげしくなってきた。かで、廻船加入形態も、それまでの単なる共同出資型の①徳用配分型から、むしろ一仕建ごとの「定積」を保証する②年賦償還型に移っていったものと考えられる。

樽廻船経営

と帳簿組織

樽廻船経営を考えるために、まずその輸送と取引の流れを整理してみよう。荷主からの積荷を集めて廻船仕建業務を行うのが、大坂伝法八軒・西宮六軒の樽廻船問屋である。積問屋と仕建問屋ともいわれた。集めた荷を手船もしくは船主から付けられた付船に積む。その時積荷は摂泉十二郷での各郷平等の積方の原則をはじめとする申合せなどに従わなければならない。そして荷主より運賃を徴収する。

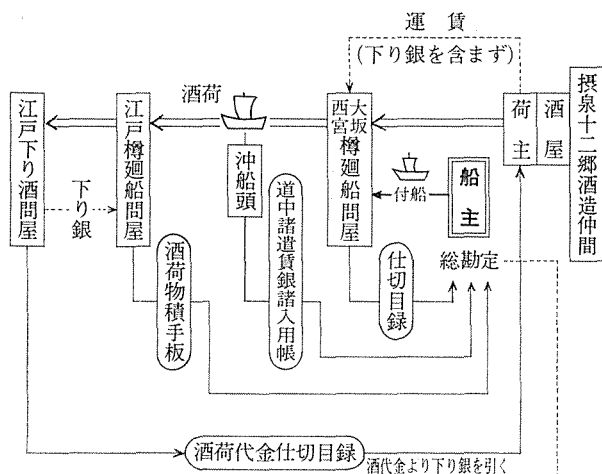
無事江戸へ到着した積荷は、品川沖から瀬取船で新川下り酒問屋の蔵に納められたが、その瀬取と水揚の業務を請け負ったのが江戸樽廻船問屋三軒で、樽廻船問屋は上方・江戸間での十分な連繋のもとに運営されていた。

下り酒問屋は、この到着した荷を販売して代金を荷主に送る。

このようにして、下り酒の流通機構は、酒造家としての荷主とその酒荷を販売する酒問屋との間に、廻船仕建の権利を有する廻船問屋が上方と江戸とに介在して輸送業務に従事する形で成立していた。したがって、たとえ荷主としての酒造家が船主として樽廻船を所有していたとしても、その手船に手酒を積み込んで勝手に出帆することは許されず、廻船は必ず廻船問屋へ付船しなければならなかった。それでいて樽廻船全体の運営や積荷たる酒荷運賃は、この荷主連合としての摂泉十二郷酒造家仲間の規制のもとにおかれていた。

このような廻船積荷仕法や廻船仕建定法が仲間法規として確立してくるのが宝暦から明和・安永期にかけてであり、これら仲間法規の確立を前提に、運賃積仕法も定着してゆくのである。

このように船主と荷主と廻船問屋と酒問屋が、それぞれ機能的に分化し、しかも仲間仕法として一貫性を



船主 総勘定帳(収支計算表)

収 入 (A)	支 出 (B)
(仕切目録) (運賃)	(道中諸遣賃銀諸入用)
(酒荷物積手板) 尻余剰金	(酒荷物積手板) 尻不足金 (修復・作事費)
(A) - (B) = 徳用銀(利益)	

図 60 樽廻船経営の実態と帳簿組織

もつてくるところに、買積船とは異なる運賃積の廻船経営の特色がみられた。

こうした樽廻船経営の実態を史料にそくして整理し、図示したのが図60である。樽廻船の経営主体は船主であり、廻船経営の収支計算は、船主のもとで「惣勘定帳」によってなされる。その内容の主なものは、廻

船問屋を通じて入ってくる運賃収入、廻船の運航に必要な諸経費、送付先での回送その他に要する費用にかかわる「下り銀」の過不足尻、さらには廻船の修理費などである。これらを実態に即してみよう。

まず廻船の運営という面では廻船問屋に権限としてその業務が任されていた。そこで廻船問屋はまず依頼された積荷の運賃を荷主から徴収する。

この運賃は一部江戸での流通費にあてて「下り銀」(一〇駄につき



写真 169 「藤田常之助船荷物積手板」(表紙)

銀一〇匁を差し引いたものである。このなかから、廻船問屋自身の手数料としての問屋口銭と小廻し賃などが差し引かれて船主に手渡された。この収支明細書が「仕切状」で、一年間の決済をしたのが「仕切目録」である。

なお問屋口銭は安永四年(一七七五)には酒荷一〇駄につき銀二匁と規定されていたが、のち銀三匁八分に引き上げられている。樽廻船一艘の積荷高一五

〇〇駄とすれば、問屋口銭は五七〇匁で、これが樽廻船問屋の収入となる。

「道中諸遣帳」は上方から江戸までの海上輸送途上に要した費用で、実際には沖船頭が記帳し、それに水主賃銀なども加えたものが「道中諸遣賃銀諸入用帳」で、もちろん船主が惣勘定帳のなかで決済する。道中遣いの主なものは、船頭・水主などの乗組員の食費と寄港地での宿賃、付船の祝儀、神社への初穂料などである。

「船荷物積手板」は、廻船問屋が酒荷の銘柄、荷主とその送り先(酒問屋、駄数、下り銀を明記して船頭に託す積手板(一種の船荷証券)である。これを受け取った江戸の樽廻船問屋ではこれを点検したうえで、酒荷を酒問屋へ蔵入れする。それと同時に廻船問屋は酒問屋より「下り銀」を受け取り、これは蔵前改めなどの費用にあてられた。具体的には樽代(樽を取りかえる)、樽痛み、問屋口銭(江戸樽廻船問屋の口銭で、一〇駄につき銀一匁、取次料(一〇駄につき銀一分)などである。これらの諸費用が問屋より受け取る下り銀より多いとき

には、一応沖船頭が立て替えて、帰国後に船主より受け取った。このように船頭支払超過のときには、船主の惣勘定帳では「江戸手板尻不足」として支出項目に、船頭の手元に残金があれば「江戸手板尻受取」として収入項目に記載された。

以上をまとめると、船主は廻船問屋より受け取る「仕切目録」と、沖船頭よりの「道中諸遣賃銀諸入用帳」、それに江戸樽廻船問屋が沖船頭に託して手渡される「船荷物積手板」によって、一仕建ごとの収支計算がなされ、徳用銀（利益）が算出される仕組みになっていた。船主は一カ年とか二、三年分をまとめて、徳用銀を集計し、そこから廻船小道具購入費や修繕・諸入用などの雑費を差し引いて、当該期間の正味徳用銀を算定する。この正味徳用銀が船主の純利益であるが、もし廻船加入契約があれば、この中から加入歩方に応じて利益が配分された。

本嘉納家の持船

と船頭・水主

御影村の有力江戸積酒造家である嘉納一統のうち、本嘉納家にあたる嘉納治郎右衛門は、天保年間には一〇歳の酒造蔵をもって酒造経営を行うと同時に、廻船をも所有し、樽廻船経営への進出にも目覚ましいものがあつた。

ただその場合、本家治郎右衛門は経営主体を専ら酒造部門におき、輸送部門はその分家筋にあたる嘉納治作などの名義で廻船を所有し、海運業にも活躍していた。たとえば嘉永四年（一八五二）の「樽廻船名前帳」によれば、樽廻船八〇艘のうち、嘉納治作持船は住徳丸、嘉明丸、欲光丸、嘉納丸の四艘、嘉納甚吉持船として、嘉順丸、嘉正丸の二艘、嘉納弥兵衛持船としては嘉通丸、弁才丸の二艘が樽廻船稼働船として登録されている。

表 227 嘉納治作船の乗組員とその出身地

役 名	氏 名	年齢	出 身 地
沖船頭	安 藏	46	安芸因島三ツ庄村
楫取	直兵衛	43	安芸因島椋浦
水 主	竹次郎	28	安芸因島三ツ庄村
〃	伊兵衛	28	〃
〃	音 藏	26	〃
〃	定 吉	26	出雲美保関
〃	音 作	30	安芸因島椋浦
〃	喜代藏	22	安芸因島土生浦
〃	亀 藏	23	安芸因島三ツ庄村
〃	安兵衛	30	安芸瀬戸田島中松村
〃	伊勢吉	26	安芸因島鏡浦
〃	次兵衛	30	長門下関
〃	由 藏	24	安芸因島三ツ庄村
炊 貳	松 藏	14	安芸因島鏡浦
	岩 林		

資料:『臼井家文書』上巻(『浦賀奉行所史料』1)

(一八四八)九月二十五日に箱館登りのときに入港していることが確認される。

さて、嘉納治作の持船(おそらく欲光丸と思われる)が、嘉永五年十一月八日に酒をはじめ水油・綿・藍玉・茶・鰹節などの荒荷を積み込み、江戸へ廻送中のところ、同月十四日志摩大王崎で難船し、荷打ちをしてそのまま伊豆の下田湊へたどりついた記録が残されている。それによれば、乗組員は沖船頭以下一六人、沖船頭保藏(安藏)は安芸因島出身であり、そのほか判明する乗組員の出身地は、表227の通りであるが船頭と同じ因島出身者が多い。これは荷打ちで下田湊へ入港したとき、積荷を不正売却したかどで取調べを受け、出身と年齢が明らかとなったものである。沖船頭・楫取と炊^{かしき}以外は、大体二二歳から三〇歳までの若者で占めら

また慶応三年(一八六七)には兵庫津の船大工・大松屋武兵衛によって建造された菱垣廻船の欲見丸も嘉納治作の持船で、その規模は船長五丈一尺五寸、船幅三丈一尺、深さ一丈一尺五寸、実積石数二三〇〇石の大型廻船で、その建造費も実に八五〇両という当時としては注目された大型船であった。

さらに次に述べる亀徳丸は直接本嘉納家の持船であるが、石見浜田外ノ浦の廻船問屋清水屋の「諸国御客船帳」によると、嘉永元年

れている。また一般に乗組員は船頭と同村ないし近隣居住者で占められている例が多く、樽廻船や上方廻船の沖船頭や水主は、安芸因島・瀬戸田や鞆など、瀬戸内海地域の出身者が多かったことがわかる。なお前述菱垣廻船飲見丸の場合は一七人乗りで沖船頭は砂太郎といい、やはり安芸因島出身であった。

役名としての沖船頭は、船主によって雇われたもので、航海上また取引上の一切の責任をもった船長のことである。楫取は北前船という表仕^{おもてし}のことで、水路および航海に関する任務担当者である。賄は「岡廻り」とか北前船では「知工^{ちく}」とよばれ、船内の会計事務を担当した。それ以外の水主は一般乗組員で「若い衆」ともよばれ、炊は見習水夫で、炊事・掃除など一切の雑務を担当し、船内での最年少者であった。

亀徳丸の新造・ 亀徳丸の稼働期間は、天保十四年の新造より、万延元年（一八六〇）三月の破船にいたる作事と稼働状況 一七年間である。そのうち天保十四年五月より嘉永七年九月までは松前・エトロフへの

買積船として活躍し、しかもそのコースも西廻りのみならず、主として東廻り航路をとっている。その後大作事をして安政二年四月から万延元年三月までは樽廻船として運賃積を行っている。こうして前半は買積船として、後半は樽廻船仕建となって運賃積の廻船経営を行っている点で注目される。

そこでまず亀徳丸の新造・作事修復を一覧したのが、表28である。天保十四年にこの千二百石積廻船が出帆できるまでに要した作事道具代は合計銀七五貫目余である。ここから新しく廻船経営が始まる。その後嘉永三年に松前登りの節難船し、根本的な大作事を行っている。この七カ年間にあげた廻船徳用銀総計は、表29(1)に示したように六五貫匁余であるので、差引き約一〇貫匁が未償還のままとなる。

嘉永三年の作事は五月六日の鉦初めから六月二十日の船卸しまで約一カ月半を要し、作事に要した費用は

表 228 嘉納治郎右衛門手船亀徳丸の新造・作事修復一覧

年 月	代 銀	備 考
天保14年 4 月	貫 匁 50. 993. 27	1, 200石積新乗出し 1 帆 (元直は46貫720匁, 不足道具作事入用)
	24. 414. 83	登せ作事道具代
	75. 408. 10	合 計
嘉永 3 年 5 月	38. 376. 03	元船小直し造替代(松前行の節難船のため) 棟梁 安右衛門 5 月 6 日 新 初 航長さ 4 丈 3 尺 5 月 18 日 航 鋸 深 さ 7 尺 2 寸 6 月 11 日 筒 立 腰 当 2 丈 2 尺 9 寸 6 月 20 日 船 卸
嘉永 7 年 10 月 安政 2 年 4 月	79. 275. 54	諸材木代・大工木引・諸釘・鋳代その他
	16. 909. 30	櫓 の 部
	5. 508. 50	梶 の 部
	1. 161. 58	水箆・なんば類
	10. 525. 11	足し道具の部
	113. 380. 03	合 計
	752. 84	熊野屋勘兵衛別段出情持参
	112. 627. 19	差 引
	15. 000. 00	元船より持来り諸道具代
	127. 627. 19	合 計
万延元年 3 月		越後城米積のため江戸より東廻りの途中松前にて破船

資料: 天保13年「亀徳丸勘定帳」(「本嘉納家文書」)

三八貫匁余である。先の投下資本は未回収のまま、さらに新たな追加投資を迫られたことになる。

その後、表229(1)の徳用銀をみてみると、嘉永七年十月の阿波塩仕建までの四カ年間に松前・択捉交易によって四八貫目余の徳用銀をあげているので、この段階でようやくほぼ収支相償なう状態に達したが、結局徳用銀を計上できないままの赤字経営となっている。

ところが嘉永七年(新造後一一年経過)になって

第五節 幕末期の海運

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(1)

	仕 建 年 月	行 先	正味徳用銀
第 I 期	天保14年 5 月 2 日出帆 〃 12月上旬登り	松前行	貫 匁 9,073.25
	天保15年 1 月 28 日出帆 〃 5 月 19 日登り	庄内行	632.41
	天保15年 5 月 27 日出帆 弘化 2 年 3 月 27 日勘定	択捉	6,308.87
	弘化 2 年 4 月出帆 〃 4 年 2 月	松前・択捉・根室・場所 3 建運賃	34,054.78
	弘化 4 年 4 月 18 日出帆 〃 5 年 2 月 23 日登り	南部七戸・松前・択捉	30,619.26
	嘉永 1 年 6 月登り(初建)	松前行	1,597.28
	嘉永 1 年 2 番建	松前行	△6,343.91
	嘉永 1 年 11 月	江戸下り 仙台行 仙台行并に江戸登り	2,967.38 3,335.63 2,233.54
	嘉永 2 年 5 月出帆 〃 3 年 3 月登り	松前行登りの節、難波に て荷物刎捨、船主無事	△19,016.36
		7 カ年合計	65,462.13
第 II 期	嘉永 3 年 6 月 25 日出帆	松前行	3,749.09
	嘉永 3 年 10 月 18 日出帆 〃 4 年 4 月 19 日江戸登り	酒荷物江戸下し、南部宮 古買積	1,862.25
	嘉永 4 年 5 月	松前・箱館より択捉	517.33
	嘉永 5 年	択捉・箱館より秋登り東 廻り	20,363.21
	嘉永 6 年 4 月	ヤムクシナイ	(3,335.79)
	〃 6 月	択捉より越後新潟商内	(4,992.90)
	〃 10 月	越後新潟より松前・箱館 まで米買積	(11,109.05)
	〃 11 月	松前・箱館にて買入東廻 り江戸にて売物并に兵庫 にて売物差引勘定 以上 4 口合計より諸入用 ・道中遣差引	(19,550.25) 21,939.16
	嘉永 7 年 10 月	阿波塩仕建	△905.42
	嘉永 7 年 2 月 27 日出帆 〃 9 月 15 日登り	松前行	980.58
		4 カ年合計	48,506.20

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(2)

	仕 建 年 月	仕 建 の 種 類	徳 用 銀	正味徳用銀
第 Ⅲ 期	安政2年4月	樽廻船仕建	貫 匁 5.235.29	貫 匁
	〃 5月	〃	4.104.02	
	〃 7月	〃	2.484.17	
	〃 9月	〃	1.839.93	
	〃 12月	〃	4.084.21	
	安政3年2月	〃 (古酒積切建)	3.449.78	20.137.00
	安政3年?	柳原様御城米積 (今町積・西海江戸)	14.930.55	
	〃 7月	樽廻船仕建	3.303.92	
	〃 8月	〃	3.273.91	
	〃 10月	〃	1.270.16	
	〃 12月	〃	3.306.54	
	安政4年2月	金岡様御城米積 手酒運賃*	4.329.75 2.590.00	30.876.44
	安政4年4月	樽廻船仕建	1.441.66	
	〃 6月	〃	787.13	
	〃 9月	〃	4.346.91	
	〃 11月	兵庫城米積 手酒運賃・増運賃**	2.122.53 12.678.70	12.121.94
	安政5年2月	荒荷仕建	2.904.60	
	〃 4月	樽廻船仕建および南 部御廻米, 東廻り	9.058.44	
	〃 10月	樽廻船仕建	△1.263.22	
	〃 11月	〃	2.906.38	
	安政6年1月	〃 (難事)	5.545.58	18.035.28
	安政6年4月	越後新潟御城米積	14.070.04	14.070.04
	安政6年10月	樽廻船仕建	2.279.97	
	安政7年1月	〃 (番船仕建)	1.559.38	
	万延元年3月	〃	△294.80	
	3月	越後御城米積みのた め江戸より東廻りの 途中松前にて破船	△7.852.03	△4.624.23
5カ年正味徳用銀合計				90.616.47

(注) *10月建660駄・12月建850駄の手酒運賃 **手酒919.5駄運賃および外様増運賃。△は損失。

資料:「本嘉納家文書」

第五節 幕末期の海運

表 230 亀徳丸の樽仕建勘定（安政2年12月）

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
灘酒 1,279 駄運賃 大坂 100 駄差引正味	貫 匁 9.091.13 760	水主賃銀、飯米他 道中諸入用、瀬取茶船賃 問屋庭仕舞 小廻し賃、諸仕入物	貫 匁 1.995.42 1.608.77 391.30 1.771.43
合 計	9.851.13	合 計	5.766.92

差引徳用銀 4 貫84匁21

資料：「本嘉納家文書」

この船を解体し、新たに銀一二七貫余を投入して新造船を建造していることが、「元船より持来り諸道具代」として一五貫目を計上していることによつて判明する（表228）。この建造期間が嘉永七年十月から安政二年四月までで、約半年を要している。

そして安政二年四月以降は、表229(2)に示したように、樽廻船として稼働している。こうした元船の解体による新造船の建造後、従来 of 東廻り松前・択捉への買積船経営から樽廻船仕建への転換がなされている点に注目しよう。これは新たに一二七貫目を投入して樽廻船を建造したということであり、それは天保十四年の買積船の新造費七五貫目とは比較できないほどの投資であった。

樽廻船亀徳丸 表229(2)に示した亀徳丸第Ⅲ期の活躍は、樽廻船仕の廻船経営 建のそれで、着実に徳用銀を上げ始めていること

がわかる。当時こうした大型廻船は、幕府から年に一度は御城米の運送を義務づけられていたが、亀徳丸も例外ではなく、城米の輸送にあたっている。そのうち安政三年の今町（越後直江津）積御城米仕建の時は西廻り航路をとり、それ以外の越後新潟積の場合には東廻り航路をとっている。

この樽廻船経営としての見地から、安政二年十二月の樽廻船仕建による徳用銀が算出されてくる過程を、亀徳丸勘定帳のなかから整理して、前述「樽廻船経営と帳簿組織」で示した図60によって整理したのが、表230である。このときの徳用銀は銀四貫匁余であった。こうして安政二年四月より万延元年三月までの五カ年間は、年平均五仕建の稼働を続け、その正味徳用銀も平均一八貫を計上している。

そして万延元年三月、いったん樽廻船仕建として江戸へ酒荷を廻送し、その後越後御城米輸送のため、そのまま北上して東廻りで航行の途中、松前沖にて遭難、破船するにいたるのである。

安政二年からこの時までの五カ年間の正味徳用銀は銀九〇貫匁余となるが、嘉永七年の樽廻船への新造建替え費用一二七貫匁余の投下資本は完全に償還できないまま、再び破船の浮き目にあったことになる。

一般に廻船経営における収益率は、かなり高いものであるが、廻船の新建造費には莫大な固定資本への投資を必要とし、さらにこれを維持してゆくためにも多額の作事費・維持費がかかり、そのうえ難船の場合には補修費にかなりまとまった追加投資が必要となる。しかも最悪の場合、破船の危機にもさらされることを考慮してみると、廻船経営も決して安定したものではなかったことが理解できよう。

それ故にこそ、それを必要とする酒造家すなわち荷主の側で、海上輸送の円滑化のために積極的に廻船を所持し、下り酒の輸送体制を支援しなければならなかったのであり、他面海上輸送によって生ずる危険分散の上からも、廻船経営における共同出資としての廻船加入の形態を生み出していったのであろう。

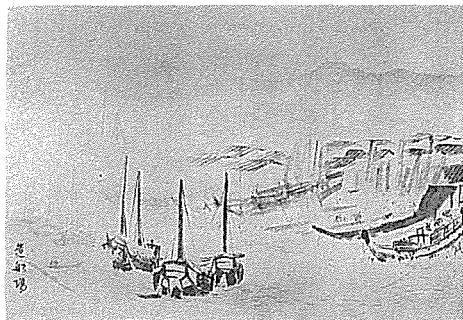


写真 170 兵庫津造船場（若林秀岳画）

3 海上交通の諸相

神戸村浜の船
たて場新設

木造船の船底防護には、当時普通には直接底を焼いて、船虫や腐食から船体を守った。そのため、船底を焼くための工事場を船たて場（船焼き場）と呼んでいて、兵庫西出浜でも行われていたが、廻

船の多くは讃岐や備後の辺りまで出かけて実施していたという。

神戸村の網屋吉兵衛は、そうした遠隔地へ出向く不便を解消するため、生田川の河口西側に堆積した洲浜

に着目して、そこに新しく船たて場を建設する計画をたて、嘉永七年（一八五四）閏七月代官所に出願した。これによって、廻船所有者はもちろん、地元の神戸村も稼ぎ場が増えることになるとして積極的に支援した。堆積洲浜の内側に船入場を建設し、船を導入して底焼きを行うという設計で、船たて場の広さは東西六〇間・南北五五〜三〇間であったという。翌安政二年（一八五五）三月工事は完了し、同二十八日幕府備船のうち西田源十郎船の初焼きを実施した。

しかしこの時の平焼きの方法では、不十分な点が残るとわかって、輪木焼きの方法に改めることになり、同九月その工事も終了し、神戸村五郎兵衛の持ち船で試し焼きを行って成功したという。冥加銀は年一〇〇

勿と定められたが、吉兵衛は、幕府備船のたで場としての指定や、付近に同様な船たで場を認可しないよう申請している。

吉兵衛は私財をもってこの工事に努力したが、後には資金が尽き、神戸村が引き継いでいたが、元治元年（一八六四）幕府が海軍操練所をこの洲浜一带に設置した際、その一部に接収されてしまった。慶応二年（一八六六）、兵庫に碇泊中の幕府軍艦黒龍丸の修理問題が起ったときは、兵庫来迎寺前の船入り水路が仮のドックに想定されたが、船入りを工事期間中塞ぐことは日常の船稼ぎに支障をきたすので、地元からの陳情もあり、結局この船たで場が利用されることになったという。

遭難と漂流

上方江戸間を航行していた樽廻船や菱垣廻船は、船倉上部に甲板がなく、舵は木製で大型、帆は主柱一本以外は補助的な小帆があるだけという和船である。したがって激しい風雨にあって、荷物の上には覆いがあるが、浸水も多く、積荷を投棄することもしばしば行われたし、舵は破損しやすく、舵がきかなくなると、転覆を避けるために帆柱を切り倒さざるをえなかったという。舵や帆を失うと漂流するしかなく、遭難や漂流も多かった。

当時ではいったん遭難して外国へ漂着したり、外国船に救助されたりすると、何年か苦労を重ねて帰国できたとしても、まず嚴重な取調べを受けなければならず、場合によっては、軟禁されたまま帰郷できないこともあった。これは周知のように、幕府が日本人の海外への渡航やキリスト教を禁止していたためで、外国の土を踏みキリスト教徒に接触した漂流者というのは、とにかく法にふれたものとして入牢のうえ、取調べを受けなければならなかった。

御影村嘉納屋

歎喜丸の漂流

市域に關係する遭難船のうちから、外交問題と係わつた例を二つとりあげてみよう。一つは文化七年（一八一〇）十二月、紀伊半島沖で遭難した御影村嘉納屋重兵衛の持ち船歎喜丸の例である。歎喜丸は千六百石積みの樽廻船で、乗組員は一六人、上方へ江戸間に就航していた。

その時も、出航の際は通常のごとく酒・砂糖などを積み込んで、文化七年十一月二十二日、江戸へ向けて帆をあげている。途中紀伊大島へ寄港し、十二月五日大島を出航した後暴風雨にあって遭難した。まず舵が折れて操舵不能となり、沈没を避けるため積荷の一部を投棄し、ついには帆柱も切り倒してしまったので転覆の方は免れたが、自航力を失ってしまった。そして漂流することおよそ三カ月、はるか北方のカムチャツカに漂着している。冬のカムチャツカの自然は厳しく、それから上陸して人家を探しあててからの六日間に、半数以上の九人が寒さと飢えで死亡したという。ロシア人と接触できた残り七人は、幸い保護をうけて危険は脱したが、身柄の処置については、遠く離れたヨーロッパにある首都から政府の指令を受けなければならず、それが届くのを約一年待ち暮らした。

この間に、測量目的で航海中のロシア軍艦ディアナ号艦長ゴローニンが、国後島で日本側に捕らえられる事件が起こるのである（文化八年六月）。副長のリコルドは、いったんオホーツクに引き返し、対策を検討した結果、日本側との折衝のためには、漂流民送還の名目をたてるのがよいと考え、該当者を探すことにしたという。ちょうどそこへ、この歎喜丸の漂流者と与茂吉らが、政府の送還指示によって、カムチャツカからオホーツクへ送られてきたのである。一行はこの時、凍傷でまた一人が倒れ、六人になっていた。

リコルドはディアナ号に与茂吉ら六人とほかに五郎次も収容、さらに一艦を伴って、国後に来航したのが、

文化九年八月のことである。リコルドは、まず与茂吉ら六人を上陸させ、ゴローニンの安否を問う一書を持たせ、なおこの六人とゴローニンらとの交換を口頭で伝えるように依頼したという。六人はもちろん番所に留められて、取調べを受けることになり返答はなされなかった。

リコルドは、ついで五郎次にも同様安否を知らせるよう依頼して上陸させたところ、五郎次は帰艦して、一行はすでに落命したと告げる。しかしリコルドはなおその確かな証拠を求めようとして、かれを再度上陸させたが、結局帰艦せず目的を果たすことができなかった。そのため別に日本船を拿捕しようとしたところへ、たまたま高田屋嘉兵衛の乗った観世丸が行きあうことになるのである。こうして歓喜丸の与茂吉といい、高田屋嘉兵衛といい、この時期の日露両国間の緊張した場面に、神戸にかかわる船乗りが二人まで奇しくも交錯することになった。

与茂吉らはその後松前に移され(十月十七日着)、さらに江戸に送られて、幕府の嚴重な監視のもとに再び取り調べられた。取調べが終わって、それぞれ出身地の領主に預けられることになったのは、翌十年五月のことであったという。与茂吉は御影村を領する代官辻甚太郎の屋敷にいったん預けられ、同月二十五日江戸を出発している。

大石村松屋栄

もう一例は、偶然にもペリー来航の端緒となった、嘉永三年十月志摩大王崎沖で遭難した

力丸の漂流

大石村松屋八三郎所有の栄力丸である。栄力丸は、千五百石積みの樽廻船でやはり上方へ

江戸間の航路に就いていた。

嘉永三年十月相模浦賀を出帆、帰航についた栄力丸には、沖船頭万蔵ら一七人が乗り組んでいた。伊勢沖

までは順風であったが、二十九日志摩半島大王崎沖まで来て、その夜激しい風雨にみまわれ、栄力丸の場合も舵を損じて防ぎきれなくなり、帆柱を切り倒して転覆を防いだという。以後五〇日はど太平洋上を漂流して、折よくアメリカ商船オークランド号に遭遇、救助されることになった。オークランド号は、砂糖・茶・小麦粉などを積んで、サンフランシスコへ航行中であつたので、救助された一行もそのままアメリカへ護送された。

翌年二月サンフランシスコへ到着した一行から、帰国希望の要請を受けたアメリカ政府は、弘化三年（一八四六）の東インド艦隊司令長官ビッドルの対日交渉不成功以来、行き詰まっている状況を打開するのに、この漂流者の送還こそ好機会と考えて、漂流者送還を糸口に日本への使節派遣を決定したのである。その命を受けたのが東インド艦隊司令長官ペリーであつた。日本行きの艦隊編成は中国到着後として、サンフランシスコからは、セントメリー号が一七人の漂流者を乗せて、嘉永五年二月（一八五二）に、ペリー自身は大西洋岸のノーフォークを一八五二年十一月にそれぞれ出航して中国に向かった。

日本へ送還されると聞いて喜びのうちに乗艦した一行のうち、まず最も年長の船頭万蔵が、途中ハワイに寄港したとき死亡し、香港に到着したあと、彦太郎（後のジョセフ・ヒコ）・治作・亀造の三人が、一行の世話役でもあつたトーマスに誘われてアメリカへ旅立っていった。残つた一行は、香港でたまたま力松という同じ漂流民で、モリソン号に誘われて帰国に失敗した日本人に会い、アメリカ軍艦での帰国などはとても不可能だと諭される。

モリソン号というのはイギリス船籍で、アメリカ人チャールス・キングが漂流者送還を名目に日本への来

航を試みた船である。その来航が天保八年（一八三七）で、さきに起こった文化三年択捉へのロシア人の襲撃や文化五年のフェートン号事件などで硬化した幕府が、文政八年（一八二五）無二念打払令（天保十三年の薪水給与令で廃止）を出し、外国船への発砲をみとめていた時期にあたっていたので、浦賀でも山川でも砲撃を受けて、上陸はおろか入港さえできなかった。

一行が力松から話を聞いた頃にはすでに打払令は廃止されていたが、幕府のいわゆる鎖国政策には変わりはなく、アメリカと日本にはまだ国交が開かれていなかった。その後一行の乗艦サスケハナ号が上海に入港したとき、同じモリソン号に乗っていた音吉からも勧められ、一行はついに音吉の世話に頼って日本と国交のある中国の船で帰国することに決心し、艦長の説得に対しても、日本へは帰らないと偽って下艦してしまった。ただ一行のうち千太郎だけは艦に留められ、漂流民送還の糸口にするはずのペリー艦隊には、予定の一七人中一人だけが残される結果となった。

嘉永六年六月、ペリーは浦賀に至り、幕府に対して大統領の親書を受領するよう要求するが、漂流民送還のことには何も触れなかった。ただ翌年再来の時、ようやく事のついでのように千太郎のことを幕府側役人に知らせ、引き合わせたが、千太郎はただ平伏するのみで、結局は下艦することを拒んだという。こうしてペリー艦隊による日本漂流民の送還は、初期の計画に反して一七人のうちのただの一人も実現しなかったことになる。

上海に残った一行は、その後音吉の世話で日本へ出航する中国船の港である乍浦に移り、便船を待つことおよそ一年数カ月、この間に岩蔵が失踪し、ようやく嘉永七年七月中国船源宝に乗り込み帰国の途につくこ

とができた。そして九州の山容を目のあたりにして潮待ちで滞船するうち、安太郎が病死、同年七月二十六日長崎に帰りついて上陸したのは、神戸村の長介・幾松ら九人であった。もちろん長崎奉行所で取調べを受け、十一月二十三日まで留め置かれたという。

第六節 陸上交通の變貌

1 宿駅制の破綻

文政年間の兵 兵庫駅に助郷村が設定されて、その指定五〇カ村〔菟原・八部両郡内〕からの人馬代金納が始庫助郷村争論 まったのは明和八年（一七七二）からである。その後、この賦課金の総額は変わらなかった。ので、しだいに増加する負担に耐えられなくなった兵庫駅では、文政二年（一八一九）十一月、助郷村々に対し、代金納ではなく、正人馬の提供に切り換えるよう求めた。

これは、交通量の増加によって、しだいに継立て人馬の費用が増大するのに対し、駄賃銭は幕府の定めるところで、低く抑えられていたから、その差額分が駅所の負担増となったことに因っている。この時の兵庫駅所の試算によると（表31）、明和八年当時人馬の費用は、人足一人一五二文・馬一匹七〇〇文であったものが、文政二年ではそれぞれ四〇〇文・一貫四〇〇文に値上がりしているのに、駄賃銭の方は一〇〇文・一六五文六分（本馬輕尻平均）に据え置かれていたから赤字幅は二倍以上に膨張していたという。

この要請を受けた助郷村側では、正人馬の提供は、駅所から離れた村々では往復だけで一〜二日を要し、

第六節 陸上交通の変貌

表 231 兵庫駅人馬賃銭経費の推移 (単位: 文)

項目	年代	明和 8 年(1771)	文政 2 年(1819)
	経 費	152	400
人足一人	受取賃銭	100	100
	差引不足	52	300
馬一匹	経 費	700	1, 400
	駄 賃 銭	165. 6	165. 6
	差引不足	534. 4	1, 234. 4

資料: 『神戸市史』資料 2

一日の提供が実質二、三日になり、農繁期にでも重なれば耕作への影響が大きいとして容易に承引しなかった。兵庫側は、正人馬が不可能なら増銭でもと、繰り返し要請したが、助郷村側はこれを拒み続け、文政三年六月には各村惣代が会合してお互いの結束を固めている。ついに翌文政四年兵庫駅側は大坂町奉行所にお願いし、長期にわたる争論が始まった。

奉行所では、文政四年八月助郷村々を召喚し、駅所への助成を勧めたが、村側は、通常の年貢さえ納めかねている困窮の状況で、正人馬も増銭も今以上の負担増はとても困難であると、全村一致の返答書を提出している。確かに助郷役は、指定された村だけが余分の負担を強いられるということになるから、一方の難渋を救うために他方に難渋を加えるという矛盾も生じてくる。この時は奉行も無理押しはしなかった。そのため事態は膠着したまま経過した。まる一年以上において文政六年に入ると、奉行は春と夏の二回にわたって村側を説得し、一村ごとの返答書提出を命じている。しかし、村々の意向は変わらなかった。そのうえこの年の秋は各地で風損干損があり、この年もそのまま過ぎてしまった。

そして文政七年、幕府側はこの問題に決着をつけようとしたとみえ、同年七月江戸評定所定出役二名を兵庫に派遣した。評定所定出役二名は、直接村側を呼び出して、正人馬か増銭かの選択を勧め、増銭の場合はとくに今回、これまでの提示額よりさらに五分を減じて、一〇〇石に一九匁五分

一厘とする、もしもこれを拒むならその困窮の程度について村改めもあり得るとして返答を求めたという。

村改めという強硬な処置で争う不安もあって、村側はついに増銭に应ぜざるを得ないと判断し、山田組村々に続いて、その他の村々も同月二十五日立会いのうえ、駅所助郷村双方連名の対談落着の口上書を作成、これを奉行に提出して、五年に及んだ争論も決着をみるようになった。これで負担総額は掛り高一〇〇石につき四〇匁三分余となり、およそ二倍に増えている。このように定賃銭の制は、実質費用との差がしだいに大きくなって、実情に適応できなくなっていた。

一方、安永四年（一七七五）に始まった拝借銀による駅所救助の方は、文化十四年（一八一七）以後は一部に減額などをみながらも継続されていた。ところが天保改革の影響で天保十三年（一八四二）には急に下付金が停止されてしまった。しかも駅所維持の困難な状況に変化はなく、兵庫駅所ではその復活を代官に訴えた。この拝借銀による仕法は兵庫だけでなく、西宮など他駅にもみられ一駅所だけの問題ではなかった。これまでに利金滞りによる下付金の不足減額もあり、代官所では駅所の困窮を認めて、これを機会に貸付金の整理を進めたくえで、この仕法の継続を図ることにし、ようやく嘉永六年（一八五三）になって下付金が復活されるようになった。しかし、以後も金額はしだいに漸減する傾向にあったことは否めない。

六甲横越え賃

運送業の実現

六甲山地を横切って南北の通運を図ろうとする動きは早くからあって、中期以後天王谷越えの通路は確立していたが、菟原郡灘目の通路は、生瀬・西宮・昆陽・小浜など往還駅所の反対で差し止められていた。しかし灘地域で酒造業が進展すると、たとえば南方からは干鰯など肥料、北方からは酒米という南北相通ずる需要がかさなって、運送の動きは高まった。

こうして幕末期、差し止められていた灘唐櫃越えの通路で（46頁図26）、干鰯・米などの運送が行われ始めた。その推進者となったのが、菟原郡東明村柴屋初三郎、有馬郡切畑村戎屋利兵衛、同郡西尾村権兵衛などである。これを知った生瀬・西宮・小浜など五駅は、万延元年（一八六〇）三月再びこの通路での貨運送差止めを大坂町奉行所に訴え、この時も奉行所は貨運送の停止を指示し、一応事件は収まったかにみえた。

天王谷越えの通路の方は、駅周辺での貨運送の特権を持つ兵庫駅が、駅所以外の村々でも口銭を納めれば貨運送を行うことに同意したので、通路の停止などには至らなかった。兵庫駅では、こうした問題の起こった享保・宝暦期以後、駅周辺二里半以内は駅所の貨運送稼ぎ場と主張していたので、東明村の柴屋初三郎らは、この段階で兵庫駅と交渉し、口銭などを納付するという条件で貨運送の承認を受け、地元の牛を利用する灘唐櫃越え荷運送業を再開したらしい。

そのことは、文久元年（一八六一）八月、この灘唐櫃越え通路での貨運送が再開されていることに対して、生瀬・西宮両駅からいったん訴訟が提起されながら、十一月になってその取下げを願ひ出ていることからも推量される。

また時期は下るが、明治四年（一八七一）の兵庫駅所記録では、菟原郡四カ村で貨運送に携わる一七三匹の牛については、一カ年一役の駅所助成を勤めさせ、また横越え運送業の間屋からは口銭として一カ年銭四〇貫文を納付するという条件で営業してきたことから、その条件についても想像できるであろう。

湯山―灘新道貨
運送の差止め

湯山と生瀬など街道沿い駅所の、六甲越え新道貨運送をめぐる争論は、同じような六甲横越え輸送でありながら兵庫駅側とは違った旧仕法墨守の展開になっている。この一連

の争論が起こったのは、文政四年で、湯山側が六甲越えで菟原郡北畑村に出る道を利用して、灘向けもしくは灘經由大坂向けの荷物を賃運送したことが問題となった。

生瀬・小浜・昆陽・伊丹など大坂寄り街道沿いの駅側は、湯山から荷物を賃送する場合は、当然生瀬・小浜など従来の往還筋を通すべきであるにもかかわらず、新規の道を利用してこの本則を守らなかったとして、その差止めを大坂町奉行所に提訴した。これらの駅所は互いに接近しており、浜側往還より交通量も少なく、稼ぎ場確保の必要があったものとみられる。奉行所でも湯山側に再考を求めたので、結局、湯山側は新規道差止めの約定書を相手駅側に差し入れて解決した。

ところが、万延元年再び同様の争論が起こった。この時は六甲越えでも菟原郡岡本村へ出る大場越え道が問題になった。湯山側は、六甲越えの利点として、小浜・生瀬・尼崎の往還回りなら一駄につき二貫文を要するが、灘回りでは一貫文で済むことをあげ、地元産物の出荷にはこの通路が必要であると訴えている。とくに安政元年（一八五四）の火災以後入湯客が減少して、町の困窮も深まっており、湯山の仲仕のうちで、地元産物に限って灘方面へ運送したとしても、これは手作物を歩行荷で運ぶのと同じことで、湯山町民に限らず一般の「銘々の稼ぎ荷」に当たり、もともと駅所には影響しないはずと主張した。

しかし、奉行所はむしろ旧例踏襲の立場で湯山側に相手駅側と対談するよう勧め、この時も結局、文政四年と同じく新規道差止めという結末になった。

ところが問題はこれで解決しなかったことが、その直後に生瀬・小浜など四駅から、湯山産の炭が六甲越えで賃運送されている現場を押さえ、証拠として「炭荷物送り之通」を没収したという引合書が届けられて

いることからわかる。この結果は不明であるが、いずれにしても経済上必要となる運送や通路は、すでに駅所の特権だけでは止められないということであつたろう。

宿駅制の矛盾はすでに深く、その定賃銭の面からも、駅所の賃運送への特権の面からも、もはや時代の経済・社会に対応しきれない状態にあつたといえる。

2 湯山町の復興

湯山町の 湯山町では文政十三（天保元）年（一八三〇）閏三月十三日に、年寄役の退役・交替に伴って、庄

町政刷新 屋役が置かれるようになった。年寄役を務めていた岸下四郎左衛門と河内三郎右衛門および脇

年寄小入用方の角之坊伝兵衛が、年貢上納の遅延と村入用の増大を理由として、退役を命ぜられた。そして、岸下又右衛門と川崎卯之助とに年寄役が命ぜられた。しかし、この二人は幼少であるという理由で、年寄役としての仕事は、神事・仏事祭式、湯泉場定例等の年寄役として儀礼上必要な行事だけに限られていた。そして、年貢収納・村入用等の仕事については、後年に沙汰があるまで携わってはいけなさと命ぜられている。この新任の年寄役から除外された年貢収納・村入用の取扱いのために、新しく庄屋役が置かれることになり、米屋四郎兵衛が任命された。そして、この庄屋役を補助する年行司惣代に、深江屋茂兵衛と平野屋源兵衛の二人が任命された。このように湯山町では、年貢収納・町入用の管理等の町行政を新規に設置された庄屋役や年行司が行い、町の開発町人に連なる年寄役の任務は、仏事・神事等の儀礼的な任務に限られること

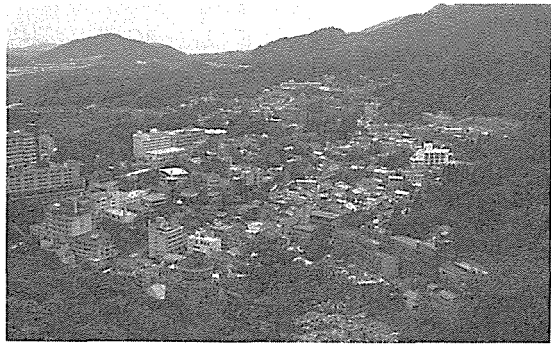


写真 171 現在の有馬温泉

になったのである。

しかし、この新体制においても、これまでと同様不正があったのであろうか、天保二年十一月に庄屋米屋四郎兵衛、年役（年行司か）深江屋茂兵衛が、役儀取り放ち、過料の処分を受け、また同四年五月に岸下四郎左衛門が「摂河両国弘」の処分を受け京都に居住することになった。

これら一連の町年寄や庄屋役の不正の具体的な内容は不明であるが、開発町人として湯山町の行政を担ってきた人々に対し、他の町人の不信感が高まってきたことをうかがうことができる。

湯山町の 安政元年（一八五四）四月十三日に湯山町で大火があり、

窮状 類焼した家が一一六軒を数えたという（万延元年（一八六〇）の願書では八〇軒余りとある）。嘉永三年（一八五〇）の家数が二七一軒

であったので、町内の四二・八％が火災に遭ったことになる。『有馬温泉史料』によれば、湯山町の大火は、元禄八年（一六九五）、同十六年、宝暦三年（一七五三）、明和三年（一七六六）、安永二年（一七七三）、文化六年（一八〇九）等にあったことが記されている。

天保飢饉につづく安政元年の大火は、湯山町に大きな打撃を与えた。表33に、弘化二年（一八四五）から元治二（慶応元）年（一八六五）までの家数・人口の変遷を示した。この表によると、嘉永三年に比べ安政二年で

第六節 陸上交通の変貌

表 232 湯山町の家数・人口(1)

項 目		弘化 2 年 (1845)	嘉永 3 年 (1850)	安政 2 年 (1855)	文久 2 年 (1862)	元治 2 年 (1865)	
家 数	高持人	216 ^軒	215 ^軒	199 ^軒	218 ^軒	311 ^軒 ②	
	無高人	30	32	35	71		
	寺院・庵等	21	24	24	24		
	合 計	267	271	258	313	311	
人 口	内 訳	男	692 ^人	671 ^人	616 ^人	637 ^人	619 ^人
		女	685	658	616	598	576
		僧	22	21	18	16	15
		尼	3	2	2	2	2
		合 計	1, 402	1, 352	1, 252	1, 253①	1, 212
	増 加 分	出生 男	14	7	4	4	29
		〃 女	16	16	10	12	13
		婚姻・養子等 男	10	2	0	9	11
		〃 女	8	4	2	0	7
		譜代・奉公人等 男	9	1	0	10	0
		〃 女	6	3	2	0	0
		僧尼等	0	0	0	0	0
		合 計	63	33	18	35	60
	減 少 分	病死 男	9	20	11	16	4
		〃 女	16	16	3	19	11
		婚姻・養子等 男	2	1	4	0	1
		〃 女	11	7	0	0	0
		譜代・奉公人等 男	1	2	12	5	0
		〃 女	5	4	0	7	0
		僧尼等	0	0	0	0	0
		合 計	44	50	30	47	16
	前 年 比		+19	－17	－12	－12	+44

(注) ① 60歳以上77人, 15歳以下348人。

② 棟数合計555棟(温泉家1, 家311, 土蔵110, 座敷9, 納屋28, 寺院11, 堂宮末社48, 社家1, 庵2)。

は、家数が一三軒、人数は一〇〇人減少している。五年後の文久二年（一八六二）には、人数はほぼ変化がないが、家数は五五軒増加し、火災の跡の復興が順調に進んでいるようにみえる。

しかし、万延元年に減免を願い出た文書によると、火災復興のために拝借した銀一〇貫匁も上納銀に充てたため、復興が進まず、類焼人のうち五〇軒ばかりが空地のままで、家を再建することもできない状態であるので、本年からの定免切替に際し、年貢率を引き下げてほしい旨を願い出ている。この願書のためか、この時の定免切替増は米三合であった。

また、幕末の世情不安が影響して米価が高騰した慶応二年六月には、窮乏町民の救済のために五〇貫匁の拝借銀を願い出るとともに、隣領の三田藩領から米を買えるようにと願い出ている。

このように、湯山町は、有馬温泉の町として復興への努力を重ねていたが、火災の影響や世情不安によって、その歩みは必ずしも順調であったとはいえなかった。

湯山町の 湯山町の家・人口について、「家別人数寄沢帳」という史料によって、文政十二年から天保十一年までの変遷（宝永七年・天明八年を一部付加）を示したのが表233である。まず文政十二年の状況についてみてみよう。家数は四二七軒で、約四〇年前の天明八年（一七八八）に比べ、六七軒減少している。

四二七軒の内訳は、高持百姓が三六〇軒（八四・三％）、無高の百姓は四〇軒（九・四％）で、大半が高持百姓であったことがわかる。この年の湯山町の石高は三二七石一斗八升一合で、諸引高を引いた残高が二九四石八斗二升二合余で、そのうち一七六石九斗三升余が小前百姓の持高で、残り一一七石八斗九升一合が村持と出作高となっている。つまり、高持百姓三六〇人で小前百姓の持高を割ると、一人平均四斗九升一合余と非常

第六節 陸上交通の変貌

表 233 湯山町の家数・人口(2)

項 目		宝永7年 (1710)	天明8年 (1788)	文政12年 (1829)	天保6年 (1835)	天保11年 (1840)
家 数	高持人	軒	軒	軒	軒	軒
	無高人		483	360	300	176
	寺院・庵等		11	27	27	29
	合 計	560 (800)*	494	427	353	229
人 口 数	内 訳	男	人	人	人	人
		女		866	804	613
		僧		847	809	618
		尼		29	26	22
		その他		5	3	3
		合 計	0	0	0	0
	増 加 分	出生 男				
		〃 女		13	9	12
		婚姻・養子等 男		20	11	13
		〃 女		23	20	10
		譜代・奉公人等 男		31	38	12
		〃 女		2	9	20
		僧尼等		0	6	23
	減 少 分	病死 男				
		〃 女		43	10	17
		婚姻・養子等 男		31	17	18
		〃 女		7	14	5
		譜代・奉公人等 男		11	17	16
		〃 女		14	8	29
		僧尼等		21	8	26
	前 年 比	合 計		5	1	4
		合 計		132	75	115
	前 年 比			-42	+21	-25

(注) *電数

に零細であったことがわかる。

また、この表によれば、湯山町の家数・人数ともに減少傾向にあることがわかる。文政十二年から天保六年の間に、家数で七四軒、人数で一〇五人の減少となっている。さらに、天保六年から同十一年にかけては、家数一二四軒、人数三八六人が減少し、文政十二年に比べると、家数で五三・六%、人数で七一・九%に激減している。この急激な家数・人数の減少については、極楽寺にある鍋屋多右衛門の碑にその理由が記されている。この碑文によると、天保七・八年に全国的に飢饉となったが、有馬が最も悲惨で、戸口が半減するほどで、湯山町の年寄正直屋喜右衛門、庄屋米屋嘉藏・平野屋源次郎等が、唐櫃村の庄屋鍋屋多右衛門と相談して、その救済に尽力し、飢民が救われることになったとある。また、大阪府池田市の「林田家雑記録」には「天保五年より、不作がつづき（中略）、湯山にても数多くの村民が、渴命の御救を賜っている窮状となり、ようやく露命をつなぐ惨苦の様子である。よって湯治客もほとんど皆無となり、そのため湯屋も休業する家が多く、借財のために、大坂や池田の商家の抵当となり、十二坊のうち九坊までが廃業し、所在が不明となっている。誠に愁傷の極みである」とある。

このように、湯山町が、天保の大飢饉の影響を受け、戸数・人口が半減し、休業する湯屋が続出する状態であったことが知られる。

町役人の不

正を訴う

安政二年冬に湯山町の八百屋新九郎が、八カ条の疑問点をあげて、代官川上金吾助に町役人・年行司の取調べを願い出ている。その疑問点とは、(1)天保八年に年貢高が引き下げられたのに、自分の持高については引き下げられなかったこと、(2)天保元年に町年寄に代わって庄屋役が置かれた

が、以後明細帳などを小前に見せなくなったこと、(3)町支配の山林売払い代銀等のこと、(4)本陣は、神式であるのに、仏事を勤めていること、(5)庄屋年寄役席に基将棋盤のあること、(6)役在任中に、田畑等の地面を勝手に所有している訳、(7)湯山町会所は、本来年行司の者の寄合場であったのに、庄屋年寄役席になっている訳、等々、町役人の不正の条々を書きあげ、町入用の徴収にも疑問点があることを追記し、その是正を願っている。

この願いの影響によるのだろうか、安政三年十月五日に庄屋嘉蔵が天保二・四年に役を取り放たれた者のその後の動静を奉行所に届けている。天保二年十一月に役儀取り放ち、過料の処分を受けた庄屋米屋四郎兵衛については、「右四郎兵衛義、去る天保八年に病死し、倅喜兵衛という者が、四郎兵衛と改名し、相續している」と、報告されている。ところがその後代官所の役人が湯山町に出張し、万端取調べが行われ、庄屋嘉蔵にも不正があったこと等が発覚している。

そして、翌年四月には庄屋嘉蔵・年寄源次郎が退役したあと、小前の者が入札でその後任を決めている。従来の町年寄に就く家柄の者の互選で役を決めていたのでは、同じような不正が横行する体質にあったためであろうか。町人による選挙によって、庄屋役には御所坊四郎兵衛、年寄役に米屋喜兵衛・織屋卯兵衛を選び、この三人の就任を認めてくれるように一村残らず連印して願っている。

このように、湯山町の町役人層の選出に小前の町人が参加するようになり、町行政も明朗に行われるようになったのであろう。前述の安政二年の八百屋新九郎の願書は、安政四年五月に取り下げられている。

そして、同年十月一日に代官白石忠太夫から、湯山町の庄屋四郎兵衛、年寄卯兵衛、百姓代仙太郎、温泉

取締庄右衛門・九兵衛、年行司惣代治三郎たちが召し出され、白洲において先役人との勘定についての争論があり、唐櫃村太右衛門と神戸村四良太夫が立ち会い勘定させたところ不正がなかったことがわかったので、今後は腹藏なく談合し、我意を立てないようにと申し渡されている。

こうして、天保初年から続いた町役人についての疑義は解消され、町人が町役人を選出するなど新しい体制の下で、湯山町の町政が行われることになったのである。

湯屋の申合せ 天保九年に湯屋の池坊治三郎が、湯屋仲間の改革仕法を願い出たが、これについては仲間内で十分な話し合いが行われていなかったため、湯屋仲間一統と相談のうえ、同年五月二十五日に願いを取り下げることになった。ただ、湯料・席料一人前一廻り銀三匁五分とすることが決められている。

この池坊の改革案が出された背景には、天保飢饉によって湯山町が荒廃し、入湯客が減少し、家業を存続させることができなくなる者が続出したことがある。例えば、有馬温泉十二坊の一つであった禰宜屋が、安政四年三月に谷上村の板屋越三郎に屋敷地をはじめ名代客屋株・客帳面・湯女株とともに売却されている。

また、嘉永七年四月に大火があり、その再建にあたって、古例に背いて建て替える者があり、一の湯係りの宿屋は裏町のようになり、二の湯係りの宿屋ばかりが繁盛するようになった。そのため、一の湯係りの宿屋が、二の湯の東北角に「一の湯」という目印を建てたいと安政四年四月に願い出ている。

この願書には、一三〇軒余りあった宿屋が、近年減少し、ようやく三〇軒ばかりとなり、そのうち宿屋を専業にしているのは四〇五軒にすぎないと、有馬温泉の衰退ぶりが述べられている。湯屋とともに宿屋の衰退も甚だしい。このような現状を回復するべく、客屋仲間・湯山一六町の年行司、温泉取締・百姓代・年寄



写真 172 有馬温泉の明神祭（『摂津名所図会』）

・庄屋そして郡中惣代の唐櫃村太右衛門も立ち会って、申合書が安政四年四月に取り決められている。この申合書は、全文二〇カ条からなっている。主要なものを列举してみよう。

- (1) 質素儉約を旨とし、入湯客を親切に世話し、土地繁盛になるように心がけること。また客宿で料理茶屋のようなことはしないこと。
- (2) 遊興客でなく病人客を大切にすること。
- (3) 湯女は、遊女・仲居のような所業をせず、入湯客の世話をすること。
- (4) 客宿・旅人宿ともに宿帳をつくり、宿泊人の住所・氏名を記しておくこと。
- (5) 道筋の宿屋・茶屋や駕籠人足に頼んで、客引きをしないこと。もし違反した場合には営業を停止されても申し分がないこと。
- (6) 駕籠人足には、客から頼まれても酒飯を出してはいけないこと。
- (7) 入湯人自分賄、一人につき一廻り分、座料・湯料・家具のほか道具損料として、銀三匁五分とする。蒲団一帖につき一廻り分、上は一匁八分、中は一匁四分、下は一匁二

分とする。

(8) 旅籠は、一人につき、上は二匁五分、中は二匁、下は一匁八分（ただし朝夕兩度分）、このほかに一日につき五分ずつ湯料を申し受けること。

(9) 一六町の年行司一人あて、前々の通り決めること。

(10) 湯泉掛り・神事会式・客宿取締の者、三人あて決めること。

(11) 毎月二日に、会所にて町役人と温泉取締の三人が話し合い、右の旨に背く者があれば、申し論し、その上で聞き入れない者は役所に訴え出ること。

このように、湯屋同士が共存共栄をはかるべく申合書が作成され、有馬温泉の復興を目指すことになった。また、文久三年十一月には、宿屋出入の商人たちの仲間が申合せを行い、正路の販売を行うこと、仲間外の商人と宿屋が取引をしないこと、一カ月に銀一六匁ずつ温泉家作手伝参加として支払うことを温泉客屋窓中に約定している。このことは、少しずつ湯治客も増加し、宿屋の営業も軌道に乗ってきたことを物語っている。

また、有馬温泉の利用客も、病氣療養を目的とした湯治客のほかに、現代の温泉地観光的な人々も増加してきたことをうかがうことができる。

有馬温泉の効能 近世後期に出版された有馬温泉関係の版本類を、成立年代不明のものも含めて表示すると、表231のようになる。この時期には、実学の発展により、温泉を科学的に調査したものが作成され

たことが注目される。大和高取藩医の柘植彰常は、有馬兵衛の元式等の依頼により、泉源を浚渫して温泉の

第六節 陸上交通の変貌

表 234 有馬温泉関係の写本・版本等 (3)

表 題	作 者	成 立 年 代	種 別	備 考
有馬節	田中久右衛門	寛政 7 (1795)	歌 謡	有馬横坊
ありまぶし温泉 小唄集		文化 3 (1806)	歌 謡	
有馬温泉記	楫木敬勝	〃 12(1815)	地 誌	
温泉論・温泉論附録	柘植彰常	〃 13(1816)	医 学	有馬の人 大和高取藩医
新版ありまぶし		文政 9 (1826)	歌 謡	
滑稽有馬紀行	福智白瑛	〃 10(1827)	滑稽本	
有馬温泉功能略記	宇津木益夫	天保 9 (1838)	医 学	名古屋の医家
有馬地誌		天保年間(1830~43)	地 誌	
有馬の秋	従三位国福	弘化 4 (1847)	地 誌	
有馬温泉記	柘植竜州	嘉永 1 (1848)	医 学	河内柏原の人
有馬温泉紀行	西沢一鳳軒	〃 3 (1850)	紀 行	
有馬由来記	月花楼栗圃	文久 3 (1863)	地 誌	
温泉分析法		〃 3 (1863)	医 学	
有馬入湯入用記	畑中六兵衛	慶応 2 (1866)	紀 行	
有馬温泉考	新宮凉樹他	〃 3 (1867)	医 学	
有馬入浴日記	吉田東洋		紀 行	
有馬日記	無庵琴石	幕末	地 誌	
有馬懷鑑			地 誌	
有馬道知辺			地 誌	
有馬温泉明石道之記			地 誌	
有馬温泉道之記追加			地 誌	
有馬温泉記	松下見林		紀 行	
有馬温泉由来			地 誌	

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料:『有馬温泉史料』上・下、『国書総目録』

勢いを回復させた。この時に書かれたのが文化十三年の「温泉論」および「温泉論附録」である。これには、泉質の優秀であることを説いている。の中には、天明三年七月の浅間山の噴火によって、有馬温泉の湯の温度が下がり水のようになったこと、安永七年の姫路藩主酒井雅楽頭忠以、翌八年の高取藩主植村家利以来、貴顕の入湯のないこと、文化六年に大火があったこと等が述べられている。また、泉源の浚渫の様子が記されている。この柘植の指導により、再び有馬温泉はよみがえったのである。

その後、天保九年九月に、名古屋の医家宇津木益夫が、有馬入湯の節、兵衛治郎左衛門等の要請により、「有馬温泉功能略記」を著している。前記の柘植彰常の「温泉論」が漢文体であったので、広く庶民に読みやすいように入湯の方法を仮名書きでやさしく述べたものである。一部柘植との見解の相違も記されていて興味深い。例えば「枕湯」について、柘植は、初めに杓をもって湯をくみ、板面を温めてその処に座し、ついで湯をくみ、両肩より腹、背中にそそぎ下すことであると述べたのに対し、宇津木は、入湯のとき水を手だらけまたは金だらけにして側にくみ置き、時々面部を洗うことだという。そして、一浴に二〜三度これを行えばのぼせることはない、自らの体験を述べている。

柘植・宇津木の兩人は、医師であり、自身の入湯の経験をふまえ、入湯方法を記し、有馬温泉の効能の優れていることを、人々に伝えようとしていたのである。

湯治の様相

温泉場といえば、現代では観光地というイメージが強いが、もともと温泉場に行く目的は、温泉に入って療養することであった。もっとも、湯治の間に温泉場の著名な寺社や名所旧跡を訪れたりもしているけれども、あくまでも湯治が目的であった。

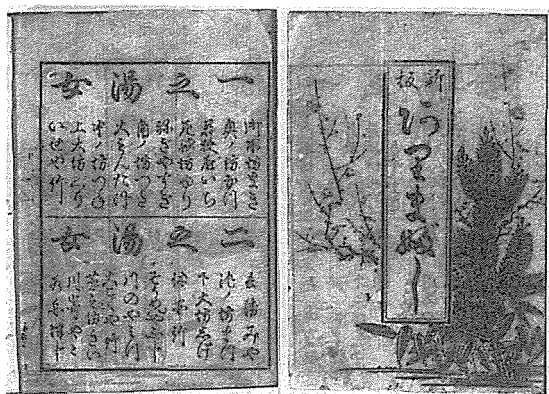


写真 173 『新板 ありまぶし』(部分)

幕末の慶応二年四月に河内柏原(大阪府柏原市)の畑中六兵衛光輝が、有馬温泉に來た時の「有馬入湯入用記」が残されている。この記録によって、湯治の様子をうかがうことにしよう。

四月十三日に畑中ら三人は、自宅を出、平野・玉造・心齋橋・十三の渡しを経て伊丹に泊る。十四日、中山寺に参詣し、米谷・生瀬・船坂を経て有馬温泉に着き、兵衛に着いた。まず、宿の主人・湯女や下女に着祝儀を渡した。入湯客の大半は自炊であつたが、到着後の一回目の食事だけは宿屋が用意してくれたという。

このため、宿から通が渡され、米・酒・味噌等の買物をしている。また、「温泉功能記」が宿の備え付けであり、その本を読んでから入湯したとある。この本は、前述の宇津木益夫の「有馬温泉功能略記」のことであろう。二十日に一廻りとなつたので、宿の主人・湯女等に心付けを渡している。二十七日に二廻りを済ませ、再び、宿の主人・湯女等に心付けを渡し、二十八日に帰路についている。その間、湯山町内の寺社を参詣し、名所旧跡を訪ねている。また、同時期に湯治に來た淡路島の稲田氏の後室の入湯の様子等も記している。なお当時の入湯の様子を知るために、文化四年五月に京都の三井家五代目高英の妻静が、城崎温泉に湯治に行った時のことにふれておこう。城崎温泉でも有馬温泉と同様に、外湯に入り、宿では自炊をし、城崎温泉内の寺社に参詣したりし

ていることが記されており興味深い。一行七人は、五月九日の朝に京都を出発し、綾部・福知山・宮津を経由して、十四日に城崎に着き、大津屋七右衛門方に投宿した。十六日～二十日までに一廻り、二十一日～三十日で三廻り、六月二十一日に五廻り、二十六日に六廻りし（二廻りは五日間）、二十七日に城崎を出発し、明石・舞子・兵庫を経て、七月六日に京都に帰っている。

3 幕末の海陸交通

蒸気船の ペリーの来航によって、急速に外国船への緊張は高まったが、外洋に面していない大阪湾へ国入港増加 交のない外国船が進入してくるという例はなかった。嘉永七年（一八五四）九月十八日の朝、突

然ロシア軍艦ディアナ号が紀淡海峡から進入し、兵庫沖に至ったときも、人々は驚くよりかえって珍しがり、兵庫の人々小渡海茶船に乗り、見物に参り、その船へのり、唐人は唐人おどりなどいたし、よろこび見せ候、それより兵庫灘乗回し、大坂川口伝法沖に碇をおろし候ところ、御番所様より右の船見物に出候こと厳しく御差止めに相成り、御公儀様ことのほか御混雑に相成り（「上田家文書」）

というような状況であったという。驚いたのはむしろ幕府側であつたらう。急遽明石、尼崎をはじめ近在の藩を動員して警戒にあたった。

ついで文久元年（一八六二）五月七日、イギリス公使オールコックらは乗艦で兵庫に来航し、その日は薬仙寺の普照院・隣松院に宿泊、翌日津中を見物したし、また同年イギリス船リングダブ号は兵庫沖の測量を实

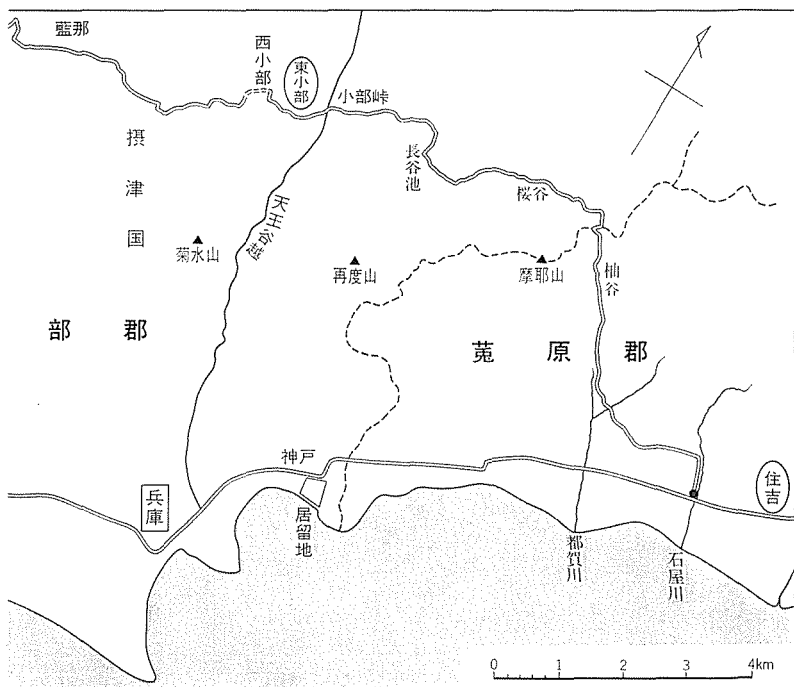
施するなど、海上の情勢はようやく幕末のあわただしさを増し始めた。

幕府はペリー来航後、これまでの大船建造の禁止を解いて海防に備えるよう指示したので、しだいに幕府や大藩では西洋型船を所有するようになった。そして文久二、三年と朝幕間の緊張が高まった頃には、幕府高官の上京や摂海検分には、しばしば蒸気船が利用されるようになり、兵庫への入港も頻繁になった。とくに同四年一月の將軍上洛の時は、一行は幕府艦隊をもって海路大坂に至っており、元治と元号が変わった二 months 前後は、兵庫に、翔鶴丸、朝陽丸、順動丸、幡龍丸など幕府の艦船をはじめ、薩摩、福岡、佐賀など諸藩の船を含め、常時一〇艘ほどが、時に出入りもあったが、停泊していたという。こうして兵庫は、京坂における大型蒸気船を利用する海陸交通の接点となり、陸上での通行も増大していった。これは、蒸気船が従来の和船ほど風待ちの必要もなく、海上での大人数の移動をも容易にしたということであり、そのことがこうした交通体系の変化を促したとみられる。そのため兵庫での蒸気船用石炭の需要が高まり、肥前三池・長門元山などから搬入されている。この時期沿岸航路のうちでは東海・山陽の両道沿いがかつとも重要であった。

海陸交通の接点

としての兵庫津

この通行体系の変化を端的に示したのが長州再征軍の西行である。大坂に集結した幕府軍は、慶応二年（一八六六）に入ってしまったに進展し始めたが、その様子を兵庫に入ってきた情報でみると、「御大砲組六拾人ばかり明七日大坂御発足、当津御一泊、加古川御泊」「同百人ばかり十五日西宮御立、当津御一泊、御軍艦へ御乗組」「歩兵組百貳拾人明七日西宮立にて御越、当津小休、夕食の上八雲丸御船へ御乗組」（北浜会所記録二月七日付）、「御持小筒組（二七六人）并に御歩兵方（二四人）当月十一日未上刻当津へ御着、御滞留の上、昨十六日午中刻当津御碇泊大江御艦へ御乗込み」「大砲組高尾惣十郎様その外



(西国往還付替道)

御支配向様(一四五人)当月十五日午上刻当津へ御着、御滞留の上、今辰下刻当港御碇泊順動御艦へ御乗込み」(同二月十日付)といった形で、陸路を西行する部隊もあったが、兵庫で幕府艦船に乗り込む場合も多かった。この二月は、少なくとも順動丸・大江丸・八雲丸が四回、翔鶴丸・長崎丸が三回、明光丸が二回入出港を繰り返して、兵員の輸送にあたっている。このうち八雲丸は親藩の松江藩、明光丸は御三家の紀州藩持船で、いずれも幕軍の輸送に提供されたものであろう。

時には乗船待ちで兵庫に滞在することもある。そうなれば陸上交通の宿場としての宿泊施設では、旅宿不

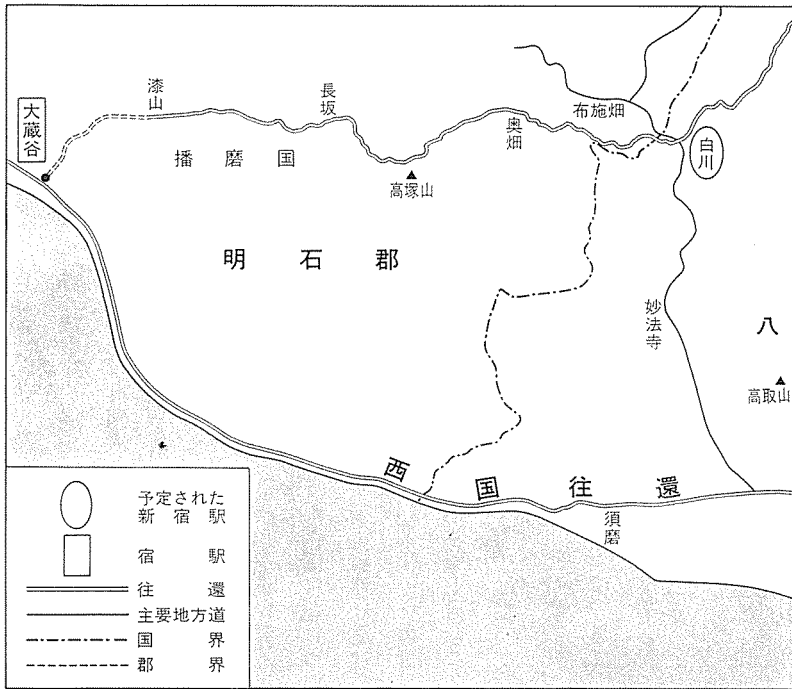


図 61 徳川道

足の事態にも陥りかねない。「追々御着き相成り候ては、五ヶ町にて御宿相勤めがたく、尤も御用長持火薬類もこれ有り」といった混雑が起ったのも当然であった。これは戦時の特異な例ではあるが、この沿岸航路を利用するという交通体系の新しい変化は、以後も続き、開港後はその接点が神戸に移っていくが、鉄道網が確立するまでは主要な交通の一部となっていた。

徳川道の「兵庫開港」にあたって、

開削 開港場を縦断する形になる

西国往還を避け、六甲山地の北側を通るように付け替えるという計画は、兵庫奉行に任命された柴田剛中の発想によるもので、むしろ外国人

との衝突を避けようとしたためである。幕府が諸外国と折衝の結果、まとめた開港の実施案では、居留地は生田川寄りの一角（神戸）に造成し、居留地以外にも、外国人は神戸の町で家屋・土地を借用することができ（雑居地）と定められていたから、外国人との接触を避けてこれを迂回するとすれば、六甲山地の北側を通るしかなかったであろう。

兵庫奉行柴田剛中はかつて横浜開港にも関係し、洋行の経験もあり、開港準備の事業にはまさに適任者であつたろう。慶応三年五月に任命されると、江戸出発前に早くも居留地を中心とする運上所・番所・遊所など一連の施設建設を幕閣に上申しているが、この西国往還についても、もともと道幅の狭い所もあり、行き交いにも不便で、開港後外国人が通行すれば、衝突事件は避けられないとして、大坂から六甲山地の北側を通って姫路に至る古道を利用するのがよいと、いち早くその付替案を建議しており、それがことのはじまりである。この建議が幕閣の承認を受けたのは慶応三年七月のことで、開港（一八六八年一月一日、慶応三年十二月七日）までに、その準備期間はわずか五カ月にも満たなかった。

この準備期間の短さは、開港の勅許降下が延引して慶応三年五月になったためである。その結果、居留地の造成をはじめ諸事業をいっせいに始めなければならず、とても奉行一人ではさばききれ状態ではなかった。柴田からの要請もあって、幕閣では、往還付替の事業を別に大坂谷町代官斎藤六藏と勘定役松野銃十郎に分担させることにした。

付替事業を担当することになった斎藤・松野らは、実地を検分したうえ同九月、当初の計画を変更して、菟原郡石屋川で往還から分かれ、柚谷・摩耶山を経て東小部村、藍那村、白川村とたどり、さらに摂播国境

第六節 陸上交通の変貌

表 235 西国往還付替道と工事分担

(単位: 間)

通 過 村	距 離	工区	下 請 負 者	距 離
石屋村	32	1	住吉村など7カ村自普請	437.5
石屋村徳井村立会	52	2	住吉村藤左衛門・清八	428.5
徳井村	353.5	3	住吉村新平	268
平野村	37	4	篠原村弥兵衛	624
徳井村	27	5	新在家村儀三郎・喜太郎	198
徳井村高羽村立会	57.5	6	大坂片町卯之助	400
高羽村	274	7	住吉村石工太郎右衛門ほか	331
八幡村	405.5	8	鍛冶屋村庄屋市左衛門	142
篠原村	629	9	住吉村石工仲惣代善兵衛ほか	337.5
篠原村など13カ村立会	3,878.5	10	兵庫永沢町石工茂助	450
東小部村西小部村立会	2,197	11	明石石工六兵衛	372
西小部村	1,267	12	兵庫神明町明石屋惣左衛門 ほか	184
藍郡村	1,269	13	荒田村庄屋勘三郎ほか	250
東尻池など4カ村立会	730	14	熊内村年寄宗兵衛・荒田村 庄屋勘三郎	1,254.5
白川村	1,353	15	三木郡前田町龍吉	610
布施畑村	1,162	16	石井村菊蔵	1,068
奥畑村	310	17	東小部村庄屋伊太夫	2,195
門前村	40	18	石井村利兵衛	804
下皆発村	256	19	藍那村庄屋儀太夫	813.5
小寺村	891	20	奥平野村藤左衛門	1,188
長坂村	1,283	21	白川村庄屋佐左衛門	944
漆山村	*628 (1,606)	22	大蔵谷村惣代庄屋伊勢屋茂 作ほか	6,464.5
大蔵谷村	799			
合 計	18,909		合 計	19,764

(8里27町9間)

(注) * 仕様帳などからみてとくに短く、()は史料記載合計から逆算したもの。
工区距離には岩切取延長なども含む。



写真 174 徳川道(柚谷峠付近)

の山地を通して、明石大蔵谷で再び往還に合流する全八里余の新道を開削するほうが、姫路まで二〇里余の長距離を整備するより、期間、費用ともに節約できるとして、この新道付替案を上申したのである。この新道では新しく宿駅を住吉村(御影村を合宿)、東小部村(合宿は西小部・藍那村など)、白川村(合宿は車・布施畑村など)に置き、兵庫は廃止される計画であった。結局幕閣もこれを認めたので、六甲山地に分け入る新路線に変更され、同十一月には工事の入札が実施されて、八部郡石井村の谷勘兵衛が一万九二〇〇両で落札、工事に取り掛かることになった。この時工期を短縮する方法として採られたのが、工区を分割して同時並行的に施工するという方式である。そのため分割した工区の下請負者が募られた。ところが、新道の東端石屋川堤から徳井村に至る八丁余については、住吉・御影・石屋・徳井・東明・新在家・大石の七カ村が、この新道によって、酒造米や山から切り出した石の輸送といった面で、村としても利便を受けるという理由で、自費をもって自ら工事を実施したいと申請した。そのため残りの道程二一区が下請者に分割された。たとえば摩耶山へかかる柚谷の部分には岩切り開きの工程があり、この区間では石工仲間の請負が目立っているが、東小部・藍那・白川など沿道村々では、村がその一部を請け負うという場合もあった(表²³⁵)。

仕様帳によれば、道幅は平均二間、道路中央部を一尺ほど高くする蒲鉾型につくり、法面は一割法とし、

それより高い場合は留め芝・筋粗衆を入れて踏み固める、橋は幅一間土橋作りとするとあり一四カ所、そのほかに流れに配置した石を踏んで渡る飛び石渡りが二一カ所、石置渡しが一カ所あった。工事施行中に大蔵谷など一部路線で変更もあって、完成時の道程は八里二七丁九間となっている。

慶応三年十二月七日開港のその日は曇り空で、朝方から強かった風は昼ごろには凪いだという。代官斎藤六蔵らは道路工事の完成状況を検分するため、同日朝篠原村を出発し、杣谷を登っていたから、あるいは神戸に整列した外国軍艦が正午に放った祝砲と、それに応えた幕府軍艦の応砲の響きが、山道の途中で聞こえてきたかもしれない。とにかく道路の工事だけは一応完成したが、往還として人々が利用できる宿駅の施設までというところ、この段階ではまだ完成していなかった。その後鳥羽・伏見で倒幕戦が始まるまで、わずか一月たらずの間のことである。その混乱で、この往還完成のことはついに公的には触れ出されなかった。

慶応四年一月、いわゆる神戸事件を起こした岡山藩の部隊も、おそらくこの往還付替のことにはあまり注意を払わなかったであろう。そして幕府崩壊後の慶応四年三月、新政権のもとで神戸居留地付近だけを小迂回する新道が造成されることになり、この付替道は廃止となって、付替えて田畑を潰した所などはもとのように起こし返され、その全貌は早く失われていった。ただ部分的に杣谷や摩耶山裏の桜谷などでは、その後「徳川道」の名で登山道として利用され、現在にもなおその面影を残している。

後日のことになるが、倒幕戦が始まって進駐してきた長州奇兵隊第二中隊は、幕府方金穀を接収するとして、谷家からこの工事請負代金などの入っていた箱四個を持ち去っている。谷家では後年兵庫県にこの返還を要請したが、ついに採り上げられなかったという。

第七節 幕末から維新へ

1 外庄への対応

ペリー来航

アメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーの率いる四隻の「黒船」が伊豆半島沖に姿を現したのは、嘉永六年（一八五三）六月三日の朝であった。ペリーの差し当たった目的は、友好と通商を求める大統領ミラード・フィルモアからの国書を、日本政府に手渡すことである。やがて浦賀奉行所の役人を乗せた小船が、沖のペリー艦隊に向かってこぎ寄せていった。

こうしてペリーが極東の島国にやってきたのは、アメリカが成長しつつある自国の産業資本の要求に答え、他の列強にさきがけて日本を海外市場として開拓しようとしたためである。アメリカに限らず、西欧列強にとって日本は東アジアに残されたほとんど最後の市場であった。一八世紀後半にいち早く産業革命をなしたイギリスを先頭に、海外市場を求める西欧列強の手は世界中をくまなく覆うようになった。それはインド・中国を経て一九世紀半ば、ようやく日本に及び始めたのである。

すなわち列強側の目的は基本的に貿易にある。だが、それは必ずしも平和のうちに行われるとは限らな

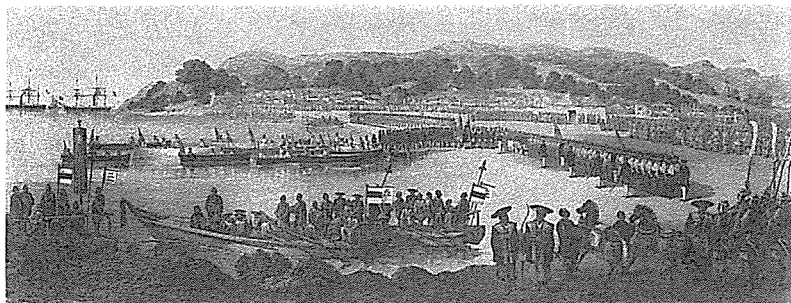


写真 175 ペリー上陸応接図

った。列強は自国に有利な形での貿易を実現させる手段として、不平等条約を押し付け、それを受け入れさせるためには、必要とあれば武力に訴えることをためらわなかった。事実、中国はアヘン戦争（一八四〇—四二）によってすでにイギリスの半植民地にされつつあった。

このような海外市場の獲得を基本とし、武力を背景とした列強の動向を、それを受ける側からみて一般に「外圧」と呼ぶ。幕末の日本において、その外圧は社会の幅広い層に強い危機意識をもって受け止められ、それに耐えるだけではなく、さらに進んで列強と肩を並べることできる強力な国家をつくることが目指されるようになる。ペリー来航は「黒船」の異様なイメージとあいまって、そのきっかけとなったのである。

ペリーとの最初の折衝にあたった浦賀奉行所の報告は当日の深夜、江戸の幕閣のもとに届いた。アメリカ艦隊が近く来航するという情報は、前年のうちに長崎オランダ商館長を通じて知られていたが、主席老中阿部正弘を中心とする幕閣は、事前に何の対策もたてられずにいた。アメリカ側の具体的な意図が不明だったためであらう。

阿部はとりあえず、処置を浦賀奉行に任せ、なるべく穏やかに引きあげさせるように命じた。しかしペリーが、そのような指示に応ずるはず

はなかった。ペリーは幕府が国書を受け取り、ただちにそれに回答することを強硬に主張して譲らなかった。幕閣ではやむを得ず国書を受け取ることに決し、六月九日、浦賀にほど近い久里浜に設けられた応接所で、国書の授受がおごそかに行われた。この国書に対し、幕府はペリーの要求する回答書にかえて、「論書」を交付した。それには、今回は使節の苦勞を察して原則を破って書簡を受け取るが、ここはもともと外国使節と応接する土地でもないもので、内容については応答しないと書かれていた。

「論書」の内容は、このようにペリーの希望にほど遠いものであったが、最低限の目的を達したペリーは、幕府側に対応を検討する時間の余裕を与えるとして、来年の春に再び来ることを告げ、交渉を打ち切った。ペリー艦隊は翌十日、江戸湾の奥深く侵入して蒸気軍艦の威力を見せつけた後、十二日に浦賀を去って根拠地の香港に向けて戻っていった。

こうして日本と近代欧米列強との最初の公式折衝は、表面上は大きな波乱もなく終わった。だが、それは日本が列強との新たな対外関係の中に組み込まれてゆく過程の始まりを意味していた。そして同時に、後に「癸丑^{きふ}以来」(癸丑は嘉永六年の干支)と呼びならわされる幕末の政治変動の幕開けともなったのである。

老中阿部の対策 ペリーがいったん引きあげたあと六月下旬から七月はじめにかけ、老中阿部正弘は、諸大名・幕臣にアメリカ大統領国書を公開し、自由に意見を述べるように求めた。また同時に、御三家

の一つ水戸藩の前藩主で、対外問題にも深い見識を持つとみられていた徳川斉昭を海防参与に任命して、幕政にあずからせるようにした。このような措置は、將軍を中心として譜代大名から任ぜられた数人の老中が、もっぱら政治を取りしきるという幕府政治の原則を大きく破るものであった。

阿部がこうした措置をとったわけは、幕府がペリーのもたらした国書を受け取ったことそのものにある。ペリーが来るまで日本の対外関係の基本は、いわゆる鎖国にあった。そのもとでは対外関係は朝鮮・琉球との「通信」、中国・オランダとの「通商」に限られ、それを幕府が独占的に管理していた。「通信」とは近代的な意味での国交にあたり、「通商」とは国交を含まない商業貿易のみの関係である。このような関係は、一九世紀前半に西欧諸国との接触が次第に現実の問題となってきたことに伴って、はつきりと意識され、「祖法」つまり動かし難い昔からの定めとして、幕府だけではなく、すべての領主階級において理解されるようになっていた。

したがって幕府が、ペリーの要求に屈して国書を受け取ったことは、「祖法」が崩れ始めたことを意味する。阿部を中心とする幕閣は、それが幕府と諸大名とでつくりあげている国家の体制にどのような影響を及ぼすかを的確に認識していた。そうした事態への対応を考えようとすれば、幕府だけの判断で済むことではない。御三家をはじめ諸大名の意見を求めることは、その限りでは必然なのであった。

しかし意見を求められた諸大名や幕臣たちにしたところで、直ちに有効な対策を示せたわけではない。諸大名の回答の大部分は、大きくいって戦争になることを避けたいというものであり、とりあえずは穏やかな対応策を採るべきことを唱えていた。幕府内部では、寺社・町・勘定の三奉行が期限付きで貿易を許可すべきであるという論を主張し、海防掛り目付は断固として拒絶すべきことを唱えるという対立がみられた。いずれにしても確かな見通しに立ったものとはいえないのが実情である。

また一部の下級幕臣の中には勝海舟に代表されるように、積極貿易論を唱える者もあったが、その貿易に

ついでに認識には限界があった。簡単にいえば自国産の余った品物を輸出し、外国産で日本にない品物を輸入するというものである。だが列強側の考えている貿易は、そのような単純なものではない。結局のところ、無限の市場拡大を要求する資本制生産の原理に根ざした列強の意図を、正しく理解できなかったということであり、それだけに場合によっては、中国の事例を念頭に領土侵略などに対する危機感ばかりが現実以上に膨れあがることにもつながるのである。

十一月十日、幕府は翌年のペリー再来航に向けた方針を表明した。しかし、それはアメリカ側の要求に対する回答は保留したまま、できるだけ穏やかに対処するという、極めてあいまいなものにすぎなかった。「祖法」が崩れつつあることは認識しながらも、それに代わるべき新たな対外関係は、ようやく模索され始めたばかりだったのである。

和親条約 翌安政元年（一八五四）一月十六日、ペリーは約束通り七隻の軍艦を率いて再び浦賀沖に現れた。

の締結

幕府は大学頭林煒・江戸町奉行井戸覚弘らを委員として、横浜で応接に当たらせた。ペリーはむろん貿易の開始を要求し、福井藩の記録「昨夢紀事」によれば、貿易を許可しなければ開戦するという勢いを示したという。林らからこの情勢を聞いた幕閣は貿易許可論に傾いたが、海防参与徳川齊昭は強硬に反対し、結局老中阿部は二月六日にたって貿易拒否の決断を下した。これは場合によっては開戦との決意をしたことになるが、実際には三〇五年後の貿易開始を約束した譲歩案をひそかに用意していたという。

二月十日正式交渉が行われ、林は前年の国書が求めていた条項のうち、寄港船に対する石炭・食糧の供給、難破船漂流民の救助は認めるが、貿易は拒絶することを述べた。寄港船・難破船に対する処置は人道問題で

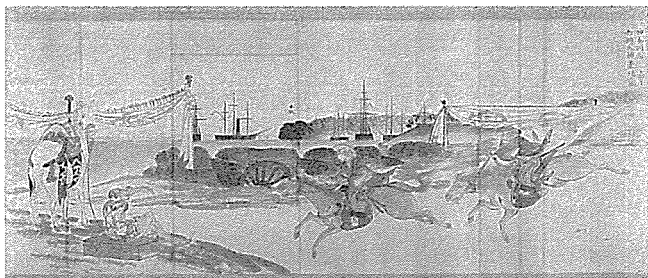


写真 176 神奈川宿はずれ明石藩松平兵部大輔台場の図

あるが、貿易はそれとは別問題だという論法である。ペリーは案外たやすくこれに同意した。ペリーにしてみれば、最終的なアメリカ側の目的が貿易開始にあるにせよ、そのための手掛かりを得たことでひとまず満足したのであろう。

この合意の線に沿って、その後二月三十日まで計四回にわたる会談が行われ、三月三日、日米和親条約が調印された。それには、下田・箱館両港を寄港地として開くこと、そこでの薪木・石炭・食料の供給、さらに漂流民の救助などが定められていた。貿易に関する規定は含まれていないが、領事駐在の条項があり、アメリカ側にとってそれは後に通商条約締結交渉に入るための布石をなすものであった。すなわちアメリカ側からみれば、この和親条約は通商条約の前段階にあたるものと位置付けられていたのである。

一方幕府からみれば「和親」は、それまでの「通信」とも「通商」とも異なる、いうなれば人道的なレベルに限定した対外関係の在り方の一つとして、永久に保たれるべきものであった。「祖法」はわずかの修正を経ながらも維持されるかにみえた。幕府が続いて、安政二年末までにイギリス・ロシア・オランダとの間に、同様の和親条約を結んだのは、そうした見通しに立ったものと考えられる。

ハリスの来日と

通商条約の締結

しかし事態は幕府の思惑をこえて進んでいった。その第一歩は、駐日アメリカ総領事としてタウンゼント・ハリスが来日したことである。その目的はいうまでもなく、和親条約の改定であり、つまり通商条約の締結であった。

安政三年七月二十一日ハリスが下田に着いた時、幕府は、その来日をまったく予想もしていなかった。たしかに和親条約には領事駐在の条項があるが、幕府側の解釈では、それは両国が必要と認め、合意した時に限られるはずのものであった。しかしアメリカ側は一方の国が必要と認めれば駐在できるとしていた。ハリスが上陸しようとした時、応対にあたった下田奉行は、領事駐在の必要を認めないとして帰国を求めたが、ハリスはむろんこれを拒否した。結局幕府はハリスの強硬姿勢に押し切られた形で、その下田駐在を認めることになったのである。

下田郊外の玉泉寺を領事館としたハリスは、九月になって幕閣にあて、江戸に出府し幕府当局者と会見したいと申し入れた。幕府はそれを認めなかっただけでなく、条約改定交渉については態度をはっきりさせずにいた。

しかしハリスの粘り強い要求にあって、幕府はやや対応の姿勢を変え、交渉について下田奉行に一定の自由裁量権を認めた。その結果、安政四年五月二十六日付で下田協定が結ばれ、アメリカ人の下田・箱館における永久居住権、領事裁判権、総領事の国内旅行権などが新たに認められることになった。

ハリスはその結果に満足することなく、その後も出府の許可を要求し続けた。同年七月アメリカ軍艦が下田に入港すると、ハリスは出府を許可しないならこれに乗って江戸に行くという強硬な態度を示した。

もともと幕府内部では、出府許可論と拒否論とが対立していたが、このハリスの強硬態度に直面して、ついに出府を許可し、将軍が謁見することを決した。許可論者の中心は、海防掛り目付の岩瀬忠震だったといわれる。いずれにしても幕府は、もはや人道的なレベルの「和親」ではなく、貿易を前提とする新たな関係を欧米列強との間に結ばざるを得ないとする立場に傾いていったといえるだろう。

十月七日下田を出発したハリスは、十四日江戸に入った。ついで二十一日、江戸城中で将軍徳川家定による謁見の儀式が行われた。江戸幕府の将軍が、近代欧米諸国の使節を公式に謁見するのは、これが初めてのことである。

こえて二十六日ハリスは首席老中堀田正睦と会見し、通商条約締結交渉に入るための申し入れを行った。席上ハリスは、まず西欧諸国における産業や航海技術の発達を説き、今や海外各国と貿易を行うことは世界の大勢であると演説した。さらにイギリスやロシアが日本の領土を侵略する機会をうかがっているが、アメリカはそのような野心を持たないから、あらかじめアメリカと条約を結んでおくことは日本の安全に役立つと強調した。

堀田はハリスとの会見内容を幕府内部に示し、さらに諸大名に公開して意見を求めた。大名の回答では容認論が半数を超えていた。そのうえで幕府は条約締結の基本方針を決定し、十二月二日その旨をハリスに伝えた。翌三日、井上清直・岩瀬忠震の二名が全権に任ぜられ、本格的な締結交渉が始まることになった。

交渉は翌安政五年一月に妥結するまで、十数回にわたって行われる。その過程で最大の問題となったのは、開港場・開市場の規定を含む条約第三条の検討であった。

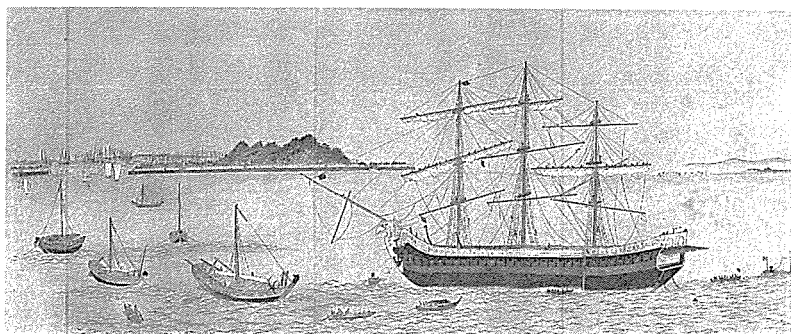


写真 177 ロシア軍艦の大阪湾進入

ハリスは開港場として江戸・大坂を希望した。江戸は日本最大の消費都市であり、大坂は流通の中心地である。条約締結の目的が貿易にある以上、両都市の開港を望むのは当然であろう。しかし幕府側はそれを拒否し、江戸の代わりに神奈川を、大坂の代わりに兵庫を開港することを主張した。江戸については品川沖が遠浅で大型船の入港停泊に不向きであることが、その理由である。また大坂については、京都に近く朝廷の反対が予想されることに加え、蔵屋敷を持つ多くの諸藩が貿易に参加して、幕府からみれば貿易の利益を独占し難くなることを恐れたためという。

結局ハリスは、江戸・大坂は開港場ではなく、開市場とすることで幕府の主張に同意した。開市場とは、外国商人が商取引のため一時的な滞在を認められる場所のことである。だが、ここで定められた兵庫開港が、のちの国内政争において一つの焦点となっていくのである。

こうしてハリスとの間で交渉を進めた幕府は、それが煮詰まった安政四年十二月末、江戸城に諸大名を集め、条約締結にいたった事情を説明した。その場での大きな混乱はなかったようだが、徳川斉昭などは強い不満を示した。この斉昭に代表されるような一部大名の反対を

押えるため、堀田は条約の調印を延期し、やがて朝廷の勅許を求めて上京することになるのである。

將軍継嗣問題と

条約勅許申請

ところで条約調印という対外問題からんで、幕閣と一部大名との間に対立が表面化するの、その背景に対外政策決定の在り方をめぐって対立があったからで、それはさらに將軍継嗣問題という形をとってあらわれていた。

時の將軍家定は生まれつき虚弱な体質で、政權担当の能力がないばかりか、短命が予想されるうえ、後継ぎに恵まれる可能性もなかった。そのため家定が十三代將軍となった嘉永六年十月ころには、すでに次代將軍の人选がささやかれていた。

その候補と目されていたのは、御三家の一つ紀伊徳川家の少年当主慶福（のち家茂）と、もう一人は水戸徳川家斉昭の子で一橋家を継いでいた慶喜であった。慶福を推すのは譜代大名であり、その代表が譜代大名筆頭の彦根藩主井伊直弼である。これに対し、年長で人望もある慶喜こそ將軍にふさわしいとするのは、徳川斉昭・福井藩主松平慶永・薩摩藩主島津斉彬・宇和島藩主伊達宗城・土佐藩主山内容堂らであった。

前者のいわゆる南紀派は、それまでの幕府政治を担ってきた幕府体制の基盤をなす勢力である。後者の一橋派は、親藩（徳川將軍家の親戚）または外様の大藩で、いずれも幕政から除かれていた大名であった。つまり將軍継嗣問題という形をとってあらわれた両派の対立は、幕政から除かれていた大名勢力が、対外関係という国家の成り立ちのもっとも広い枠組が変化しようとするときに、国家を構成している一員として直接その政策決定に参加できるよう要求したところに生じた対立なのである。

さらにいえば一橋派の動きは、対外的危機の予想されるもとで、徳川將軍家と譜代大名の利害を最優先さ

せてきたそれまでの「幕政」に替わるものとして、すべての領主階級の利害を第一義とする「国政」の成立を要求したものといえる。それだけに幕府にしてみれば、その要求を完全に認めることは、みずからを否定することにほかならない。譜代大名勢力が南紀派に結集して鋭く反発した所以である。幕末における幕府と諸大名との政治対立の基本的構造はこの点にあった。

このように条約調印をめぐる幕府と諸大名との対立は、將軍継嗣問題と表裏一体の関係にあったのだが、幕府はその解決策を朝廷の勅許に求めようとした。朝廷は近世を通じて、形式的には徳川將軍家をこえる權威を持つとされていた。そもそも征夷大將軍という職自体が、朝廷から任命されるものである。その意味からすれば、朝廷による勅許はだれをも屈服させられるはずであった。

安政五年一月二十一日、老中堀田は江戸を立て上京の途についた。堀田は当初、勅許を得ることについてかなり樂觀していたようである。実際には、朝廷内部では開港・開市場に兵庫・大坂という畿内の地が含まれていることが、大きな問題となっていた。一月半ばかり下旬にかけ、孝明天皇は主な廷臣に対し、条約勅許に関する諮問を行っているが、これに答えた上書で大納言久我建通は、畿内において開港・開市を認めることは絶対にできないと強く反発している。また、孝明天皇自身も関白九条尚忠にあてた一月二十六日付けの書簡で、開港・開市のことは畿内はもちろんのこと、いくら老中が上京してきても絶対に許可しないようにと述べていた。

しかし、朝廷にしても最初から頭ごなしに勅許を拒否したわけではない。三月二十日堀田に下された勅書の内容は、三家以下諸大名へ將軍から命令を下し、くり返し衆議を尽くしたうえ、改めて言上せよというも

のであった。すなわち、幕府だけの要請では認められないというのである。

朝廷がこうした反応を示した背景には、一橋派による政治工作の影響があった。すなわち、堀田の上京に前後して松平慶永は、腹心の橋本左内を京都に送り込み、將軍繼嗣として事実上慶喜を指名する意味の勅書が出されるよう、朝廷側に働きかけていた。南紀派のほうも井伊直弼の謀臣長野主膳が、左内の意図をくじこうと盛んに活動し、將軍繼嗣問題に関しては一橋派の工作を失敗に終わらせた。

このような京都での両派の抗争は、それまで政治の圏外に置かれていた朝廷を、政治の表舞台に引き出す結果となった。そしてこれ以後、天皇や公家が政治の場で大きな発言力をふるうようになることに、すべての領主階級が総結集して「国政」に当たるべきだとする観念が、先の三月二十日の勅書にみられるような朝廷の意向を契機として、次第に定着してゆくのである。

井伊の大老就

任と条約調印

勅許を得ることに失敗した堀田は、四月二十日江戸に帰り着いた。その三日後の二十三日、突然井伊直弼が大老に任ぜられ、五月一日には將軍家定から大老・老中に対し、紀伊慶福を継嗣とする旨が告げられた。この井伊の大老就任と継嗣決定は、親藩・外様による「国政」成立要求に対し、それまでの幕府の体制を守り抜こうとする譜代大名側の巻き返しが、ひとまず勝利したことを意味していた。

堀田を押えて幕閣の実権を握った井伊は、条約調印についてはあくまでも朝廷の勅許が必要とする方針をとり、ハリスに対し、四月二十七日から起算して三カ月間の調印延期を了承させた。ところが六月十三日、アメリカ軍艦からの情報によって、アロー号事件で中国と戦っていたイギリス・フランス軍が勝利したとい

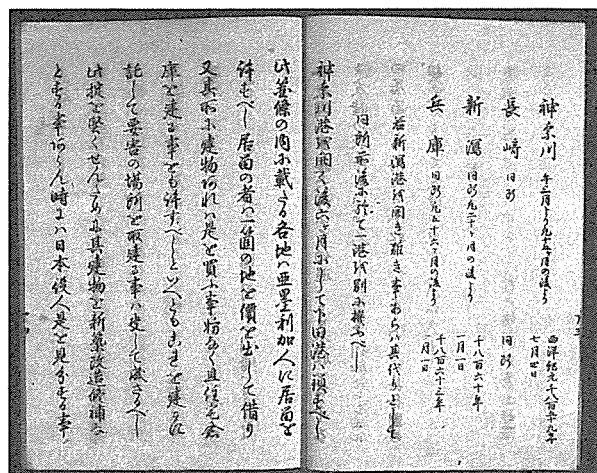


写真 178 『重墨利加国条約並税則 全』(部分)

うことを知ったハリスは、この機会を利用し、もし日本がアメリカとの条約調印を引き延ばすようなら、戦勝の余勢をかったイギリス・フランス軍が押し寄せ、軍事的な圧力のもとで屈辱的な条約を結ばせられることになるだろうと幕府に脅しをかけたのである。

六月十九日江戸城中で幕府の評議が開かれた。大多数の意見は直ちに調印すべしとするものであったが、井伊はほとんどただ一人勅許を得るまで調印延期を主張した。だが、大勢に押された井伊は、全権井上清直・岩瀬忠震に、やむを得ない場合は調印に応じて仕方がないとの言質を与えた。その日の午後直ちにハリスのもとに赴いた井上・岩瀬は、ためらうことなく条約に調印したのである。

こうして結ばれた日米修好通商条約では、翌年六月から箱館・神奈川・長崎の三港を貿易港として開港すること、兵庫・新潟開港および江戸・大坂開市は、その半年ないし四年後までに順次行われるべきこと、貿易の方法は官憲の手を介さない自由貿易であることなどが定められていた。その後、同内容の通商条約が、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとの間にも結ばれることになる。

幕府は六月二十二日、諸大名に総登城を命じ、条約調印を公表した。一橋派側がこれに反発したことはない。二十四日徳川斉昭・水戸藩主慶篤・尾張藩主徳川慶恕（のち慶勝）の三人は、定例の登城日でないにもかかわらず江戸城にのぼり、大老たちを詰問し、あわせて松平慶永を大老にするよう要求した。しかし、井伊による反撃は素早く、七月五日斉昭は謹慎、慶恕・慶永は隠居謹慎、慶篤そして一橋慶喜には登城停止という処分が下された。

一方条約調印の報告を受けた朝廷は、八月八日幕府および水戸藩に勅諭を下し、調印を軽率の取り計らいと責め、大老・老中ほか外様・譜代のすべての大名が評議して国家の長久を図れと命じた。この勅諭の下付は、水戸・薩摩などをはじめとする諸藩士や、それにつながる浪士たちが、朝廷を擁して幕府に対抗する動きを強める新たなきっかけとなっていた。

このような情勢をみた幕府は、大名・公家・藩士・浪士を問わず、あらゆる反対勢力に対し、徹底的な弾圧を加え始めた。いわゆる安政の大獄であり、福井藩士橋本左内・浪士頼三樹三郎ら死刑になった者を含め、その処分者は膨大な数に上る。

こうした幕府の強圧的な姿勢は、大きな反動を呼び起こさずにはいなかった。憤激した水戸藩士らは井伊を付けねらい、万延元年（一八六〇）三月三日、脱藩したその一部は桜田門外に登城の行列を襲って、ついに井伊を暗殺した。

この桜田門外の変は、もはや幕府が譜代大名を基盤とする体制を、そのままでは保持し得なくなったことを満天下に示すものであった。ペリー来航をきっかけとする外圧への対応は、国内体制の現実的な変化をも

たらし始めたのである。

2 攘夷運動と対外問題

久世・安藤政権と 井伊の暗殺後、国内には攘夷の風潮が広まり、兵庫開港の延期 が盛んになった。それはむしろ、条約調印を

中心とする幕府の政策方針に対する国内各層からの批判であった。井伊なきあとの幕閣を引き継いだ老中の久世広周と安藤信正は、井伊の路線を修正し、こうした動きを押える必要に迫られた。

そのため久世・安藤は、朝廷との関係を修復し、幕府に反対する勢力の名分を奪おうと、天皇の妹にあたる和宮を、十四代将軍家茂の正室に迎えようとした。この和宮降嫁は、翌文久元年（一八六二）十月に実現するが、あまりにもその場限りの対策であり、事実ほとんど効果を上げることはできなかった。

また条約内容の履行についても、文久二年十一月に予定されていた兵庫開港に反対する朝廷の意向をふまえ、文久元年末竹内保徳を全権とする使節団をヨーロッパに派遣し、開港・開市期日の

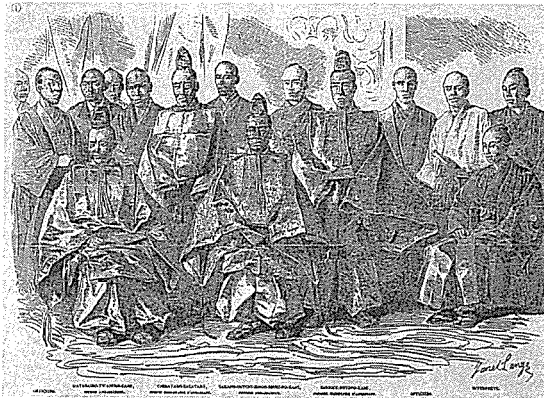


写真 179 竹内使節の一行（『イラストレーション』）

「夷人斬り」などに象徴される攘夷運動

延期交渉に当たらせた。その結果、翌年五月イギリスとの間に結んだロンドン覚書をはじめとする各国との覚書交換によって、兵庫・新潟開港、江戸・大坂開市の期日は、すべて一八六八年一月一日（慶応三年十二月七日）まで延期されることになった。

航海遠略

策の提起

このように久世・安藤政権の政策は、朝廷ないし攘夷派に対し、妥協的な面を持っていたが、肝心の国内体制のあり方には大局的な見通しを立てられずにいた。その状況に波紋を投げかけることになったのは、長井雅楽の唱える航海遠略策に基づく長州藩の周旋活動である。

航海遠略策の内容は、長井が文久元年五月に朝廷あてに差し出した上書によれば、次のようなものである。すなわち、鎖国といってもたかだか三百年来の掟にすぎず、日本古来の法というわけではない。したがってこの際、朝廷にしても鎖国の考えを改めて、むしろ皇威を海外に振るい、西欧各国が日本に朝貢して来るようにさせるべきである。そのためには急速に航海を開き、武威を海外に振るうようにせよとの勅書を幕府に下せば、幕府はそれを実行するであろう。そうなれば国は遠略は朝廷より出て、幕府がそれを実行する体制が整い、たちまち国内一致して、やがて日本は海外諸国を圧倒することになるであろう。

長州藩では、この長井の方策を文久元年三月以来、藩論としていた。藩主の命を受けた長井は、その年の五月京都に上り、つてをたどって公家たちの間を説いて回り、議奏正親町三条実愛を通じて、天皇のもとに先のような上書を差し出すことに成功した。六月二日正親町三条から長井に伝えられたところによると、この上書を熟読した天皇は深く感じ入り、胸の中の霧が初めて晴れた心地がするといったという。こうして朝廷側の了解を取りつけた長井は、さらに江戸に下り、幕閣を説きつけることになった。

それまで攘夷を主張していたはずの天皇や公家が、航海遠略策に賛成するのは一見奇妙にみえるかもしれない。だが攘夷論も、欧米諸国との関係をまったく拒否しようという論ではない。

たとえば安政の大獄で処刑された、代表的攘夷論者の一人である吉田松陰は、安政五年（一八五八）五月、朝廷あての建白において、遠回しの言い方ながら朝廷の態度を鎖国にこだわるものと批判し、万国に航海し、富国強兵の大策を立てるべきであると述べている。また条約勅許問題にかかわって朝廷内部で頭角を現しつつあった岩倉具視も、同じころの意見書で、いずれ十分に武備を整えた後は、こちらから進んで交易を開き、西欧諸国へも使節を派遣するよう建策していた。

つまり問題は、あくまでも関係の結び方なのである。幕府によって現実に進められつつある関係は、武力による威圧に屈し、日本の独立を損ないかねない屈辱的なものと一般に受け止められていた。攘夷論とは、そうしたあり方に対する批判として、日本側が主体性と主導権を持ち、西欧列強を圧倒できるような関係を結ぶことを主張した論であった。長井の航海遠略策も、広くはその範疇に入る議論であり、そのような関係を実現させるための方策を提起したものといえる。朝廷側が賛成するのはむしろ当然なのである。

江戸に下った長井は、七月から久世・安藤に会って、幕府側の対応を要請した。大局的な政策に窮していた久世らは、長井の献策を喜んで受け入れ、具体化については長州藩の周旋にゆだねるとした。翌文久二年二月、幕府は長井を江戸城中に招き、公式に長州藩主毛利慶親に周旋を依頼する旨を告げた。長井は三月、京都に入り、いよいよ最終的な活動に取りかかった。

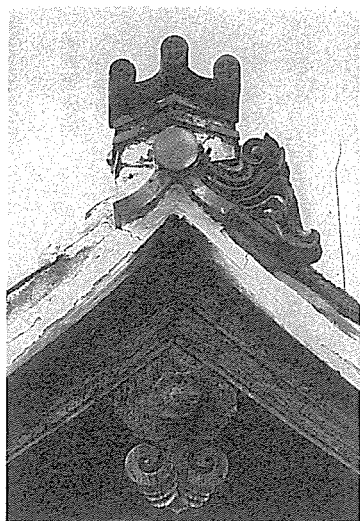


写真 180 薩摩藩本陣の門

島津久光の政局が長州藩の主導で進むかにみえた、ちょうどその頃文久二年三月十六日、島津久光は千幕政改革人余りの藩兵を率いて上京の途についた。安政五年七月に急死した斉彬の弟久光は、少年藩主茂久の実父として藩政の実権を握っていたが、無位無官の身である。そのような人物が兵を率いて上京するということは、まさに前代未聞のことであった。

久光上京の目的は朝廷を擁して、幕府に対し、次のような改革要求を突きつけることであった。すなわち、安政の大獄以来まだ解かれていない公家・大名らの処分を解くこと、松平慶永を大老に、一橋慶喜を将軍後見職にそれぞれ就けること、対外問題については天下の公論をもって決定すること、などである。

四月十六日、近衛忠房らに謁した久光は、上京の理由を説明し、朝廷の許可を求めた。朝廷はこれをいれ、六月七日勅使大原重徳は久光一行とともに江戸に入り、兵力を背景として改革を強硬に要求した。すでに朝廷の命を拒む力を失っていた幕府は、七月一日になってやむなくこれを認め、一橋慶喜が将軍後見職に、松平慶永が新設の政事總裁職に任ぜられることになった。こうして久光の目的はとりあえず達せられた。これは、もともと亡兄斉彬の遺志を継ぐことを掲げていた久光自身による「幕政」への介入であり、その結果慶喜らが後見職などに任ぜられたことによって、かつて斉彬らがめざした体制がまがりなりにも実現し始めた。

ようにみえた。

破約攘夷論

への転換

このように薩摩藩の力で政局が一気にリードされはじめると、それまでもてはやされていた長州藩の航海遠略策は、逆にたちまち影が薄くなった。兵力を伴わない周旋活動は、しょせん影響力が弱いのである。

この情勢をみた久坂玄瑞・桂小五郎らを中心とする長州藩内の攘夷派は、長井雅楽を「奸物」として激しく攻撃するようになった。久坂らによれば、開国策を論ずる前に、国内体制をそれに耐え得るよう強固にしておかなければ、幕府のやり方に迎合することになるばかりか、最後は外国に乗ぜられる結果になるだろうというのである。

七月六日、京都長州藩邸において世子毛利定広以下、在京の家老・重臣らによる大会議が開かれた。その結果、航海遠略策を一転して投げ捨て、条約を破ってでも攘夷を決行するという破約攘夷論に藩論を大転換させたのである。こうして長井はやがて切腹を命ぜられることになる。

その後長州藩は朝廷に対して、少壮公家の三条実美らを通じて猛烈な働きかけを行い、朝廷をも破約攘夷論で統一させ、ついで閏八月二十七日、藩主毛利慶親に対して、攘夷実行に向け、幕府と交渉に当たれという勅語が発せられた。さらに九月二十一日、三条実美・姉小路公知の二名が勅使として江戸に下り、幕府に攘夷実行を督促することが決定された。

この間の閏八月七日、大原重徳とともに京都に戻っていた島津久光は、破約攘夷に反対したが、朝廷に深く食い込んだ長州藩の力に対抗できず、同月二十一日不満を抱きながら鹿児島に帰っていった。こうして長

州藩は、政局の主導権を薩摩藩から奪い返すことにも成功したのである。

ここで長州藩が決定させた破約攘夷論は、西欧列強を圧倒できるような関係を打ち立てるためには、これまで幕府が結んだ条約を、いったんはすべて取り消そうとするところにその特徴がある。そのためには列強との戦争も辞さず、むしろ戦争になればそれをきっかけとして、すべての領主階級が結集できるような国内体制を作る展望が急速に開けるに違いないというのである。こうした考えは、現実には無謀ともいえるが、列強に対するなれば本能的な恐怖感とあいまって、公家や武士はもちろん、国内各層の人々の心を広くとらえるものであった。

將軍上洛と攘夷衛衛問題

勅使三条実美・姉小路公知は、十月二十七日江戸に着き、十一月二十七日江戸城大広間で將軍家茂に攘夷督促の勅書を授けた。家茂は十二月五日、勅書の趣をかしこみ詳細については上京のうえ改めて答える旨を回答した。

あけて文久三年二月十三日、將軍家茂は老中水野忠精・板倉勝静らを従え、三千の兵力を率いて江戸城を立ち、三月五日入京した。將軍上洛は寛永年間の三代家光以来、実に二三〇年ぶりのことである。これに前後し、朝廷からの命令に応じて諸大名が続々と入京しつつあった。今や朝廷は政治の中心となっていたのである。

この点にかかわって幕府が恐れていたのは、將軍の上洛を機会に、朝廷が諸大名に直接命令を下す事態が、ますます拡大するのではないかということであった。そのため將軍よりひと足早く、三月五日参内した後見職一橋慶喜は、攘夷実行と引き換えにこれまで通り將軍に政務を委任するとの勅書を取りつけた。

そのうえで家茂は同七日に参内し、政務委任の礼を述べるとともに、攘夷の実行つまり国交断絶の実施を誓った。朝廷はさらにその実行期日を確定するよう求め、幕府はようやく四月二十日にいたって、それを五月十日と答え、その旨を諸大名にも達した。

ついで家茂は同二十二日、江戸に残っていた幕府老中にあて攘夷実行の具体化として、条約すべて取り消しの方針を命じた。朝廷の命により貿易を中止するから、箱館・横浜・長崎三港に在留中の外国商人らもすべて帰国させるように、各国公使と交渉せよというのである。この命を受けた江戸の幕閣は騒然となった。それが事実上不可能であるのは、わかりきったことなのである。

そこへ五月八日一橋慶喜が戻ってきた。慶喜は京都の情勢を伝え、貿易中止のやむを得ないことを力説した。仕方なく九日に老中格小笠原長行が横浜に行き、各国公使らに三港閉鎖・貿易中止を通告した。公使らはむろんそれを承知せず、在留外国人の強制退去を図るようなら、実力をもって自衛行動に出ると答えた。幕府の方針は、たちまち行き詰まってしまったのである。六月にはようやく家茂が江戸に帰ってきたが、それで事態が好転するわけもなかった。

情勢がこのように進んだことは、長州藩からみれば思惑通りであった。期日の五月十日長州藩はたまたま関門海峡を通りかかった外国船に砲撃を浴びせ、その後数次にわたる攘夷戦争の火ぶたを切るのである。

ところで破約攘夷の決定に伴って、急に浮かび上がってきたのが畿内の防備すなわち摂海（大阪湾）の防衛問題である。畿内は古代以来、朝廷の基盤となってきた地域であり、外夷に侵害されることがあってはならないという論である。

この問題については、すでに安政元年九月ロシア軍艦が大坂沖に現れたとき以来、幕府も留意し、同十一月以降は彦根藩以下九藩に命じて、京都および摂海沿岸の警備に当たらせていた。この時明石藩は、明石に砲台を築くよう命ぜられている。さらに幕府は、勘定奉行石河政平ら一行を、現地調査のため翌年一月から三月にかけて、伊勢湾ならびに摂海に派遣し、砲台築造計画などを検討させている。

この調査団の一員に、海舟勝麟太郎がいた。海舟は最新の海防知識を買われて、その直前に海防関係担当の下級役人に登用されたばかりであった。海舟は三月に知人に出した手紙のなかで、とくに砲台を設ける場所については自分の見解が大幅に採用される見込みであると、いささか得意そうに書いている。

やがて文久二年閏八月、朝廷が破約攘夷を決しようという情勢のもとで、軍艦奉行並にあげられた海舟は、その立場を利して、摂海防衛を手掛かりに独自の構想に基づく海軍の建設を目指すのである。

神戸海軍操
練所の創設

文久二年十二月、將軍上洛に先立ち軍艦順動丸（鉄製外輪船）で大坂に向かった海舟は、摂海防衛の具体策をたて、新たに兵庫和田岬・湊川口・西宮などの要地に砲台の築造が進められることになった。その一方、海舟は幕府と朝廷双方の中枢に自身の海軍論を植え付けようとした。



写真 181 舞子砲台

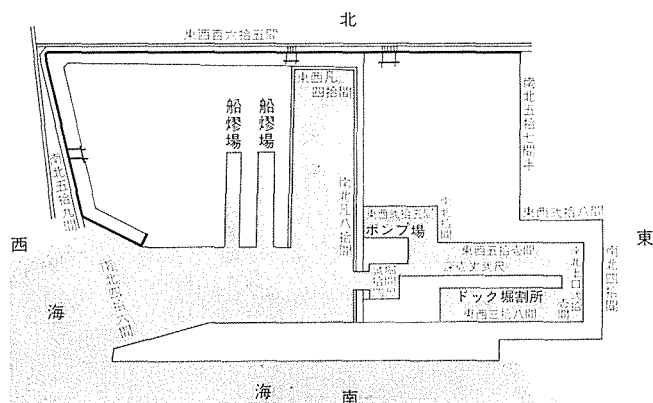


図 62 海軍操練所略図

翌文久三年四月二十三日、將軍家茂は順動丸に乗り、みずから摂海を巡視した。海舟は船上で、海防は海軍によるしかないと家茂を説き、以前から構想していた神戸に海軍操練所を置く件について、將軍から直々の許可を取りつけることに成功した。さらに二十五日には、さきに攘夷督促の勅使をつとめた姉小路公知を、大坂から兵庫まで順動丸に乗せ、同じように海軍の必要性と、攘夷の不可能を説いた。

海舟はむろん破約攘夷を空論と考えていた。しかし列強と対等の関係に立つためには、場合によっては戦争を覚悟しなければならぬとする点では、攘夷論とも通ずるところがあった。ただし、そのためにはまず何よりも海軍を充実する必要がある、さらにそれは幕府だけのものではなく、日本全体のための海軍でなければならないというのが、海舟の構想であった。

海舟は、こうした観点から長州藩攘夷派とも接触し、彼らの理解と協力を得ていた。長州藩はそれまで幕府から命ぜられて兵庫の警衛に当たっていたが、攘夷実行に際してその任が免除された直後の四月半ば、朝廷に差し出した建議書の中で、兵庫港に「海軍局」を建て、海岸防禦の策を検討するように命ぜられたという項目を掲げていた。ここにその一端が示されているように、

海舟の行動は、攘夷派の圧力を巧みに利用したものであったのである。

こうして兵庫港のやや東、神戸村の船塀場（船たて場）を含む海岸に海軍操練所が設置されることになった。建物や付属の設備が完成し、運営が開始されるのは翌元治元年（一八六四）五月であり、近畿地方に住む旗本・御家人の子弟はもちろん、西日本の諸藩士からも修行の希望者が募られた。薩摩・土佐・紀州などをはじめ諸藩士数十名も入所し、専属の練習船を用いて訓練が開始された。海舟の門下となっていた土佐の坂本龍馬も、その中の一人である。

海舟の計画では、ゆくゆくは運営の費用も諸大名の共同負担となるべきもので、海舟の後のことばによれば、それは「一大共有之海局」なのである。この構想が完全に実現し、さらに発展してゆけば、やがては国家体制の転換につながるかも知れなかった。しかし、実現の第一歩が歩み出されるかにみえた時、すでに背後の政局は大きく変化し始めていた。

八月十八　すでにみたように、朝廷は文久三年四月幕府に強要し、攘夷期日を五月十日と答えさせていた。

日の政変

しかし朝廷をそのように誘導していたのは、実は長州藩攘夷派と、それにつながる三条実美ら急進派の公家であり、孝明天皇自身は直ちに攘夷を実行することに必ずしも賛成ではなかった。むしろ天皇は、三条ら急進派の行動によって朝廷内の秩序が乱されている状況の方を、危険なこととみて重視していた。それに個人的には、京都守護職の会津藩主松平容保を厚く信任してもいた。京都守護職は前年閏八月、京都の治安維持の目的で幕府が新設した機関だが、一面では朝廷直属に近い性格を持っていたとされる。

これに対し長州藩攘夷派は、天皇に攘夷実行の既成事実をつくらせるため、大和行幸を計画した。天皇が

大和国の神武天皇陵に参拝して攘夷の成功を祈願し、あわせて攘夷親征のため軍議を開くというものである。事態は八月十三日にいたって、その詔が出されるところまで進んだ。

この時になっても、天皇は大和行幸に乗り気ではなかった。天皇はもっとも信頼する朝彦親王（中川宮）に、一橋慶喜や松平容保がいうように、軍備が十分でないのに外国と戦争するのは時期が早いようである、よって親征もしばらく延期したい、そなたは私の考えを体してよきように事を図れ、と伝えたという。

一方攘夷派に対して反撃の機会をうかがっていた京都守護職の会津藩は、大和行幸の詔が出されたことをきっかけに、薩摩藩と提携して長州藩の追放を計画した。こうして天皇・朝彦親王と会津・薩摩両藩の狙いは一致し、互いに連絡をとり合って大がかりなクーデター計画が進められた。

文久三年八月十八日未明、会津藩・薩摩藩を主力とする幕府側兵力が突然御所に入り、その各門を固めて許可者以外の通行を差し止めた。まもなく開かれた長州系公卿を除く朝議で、三条実美ら急進派の参朝禁止が決定された。ついで長州藩に対しても、すべての兵力を藩地に引きあげるよう命ぜられた。

長州藩側はクーデター計画をまったく察することができず、完全に敗北した。二六〇〇人にのぼる長州藩勢は十九日、三条ら七人の公卿とともに、降りしきる雨の中を長州めざして落ちていった。大和行幸は中止され、さらに二十六日、天皇は松平容保以下在京諸大名を呼び、「これまではかれこれ真偽不分明の儀これあり候えども、さる十八日以後申しいで候儀は真実朕の存意」であると宣言した。

参与会議と

その解体

表面上は安定を取り戻したかにみえる京都では、薩摩藩が一挙に勢力を盛り返した。朝廷からの命令に接した島津久光は、直ちに一万人以上に及ぶ兵力を率いて、十月三日京都に入っ

た。久光はこの機会に有力大名を京都に集め、国政を合議する体制をつくりあげようとした。それは、先に久光が幕府に要求して実現させた改革の内容をさらに発展させたものといえる。久光は、かつての一橋派にあたる福井藩松平慶永・土佐藩山内容堂・宇和島藩伊達宗城（いずれも前藩主に呼びかけ、それに一橋慶喜、さらに將軍家茂をも再び京都に呼び寄せようとした）。

こうした薩摩藩の工作の結果、十二月三十日、慶喜・慶永・容堂・宗城および松平容保が朝廷から参与という職に任ぜられた（久光は翌年一月十三日任命）。いわば天皇の諮問機関である。この参与会議は攘夷は到底不可能とする点で、おおむね一致していた。

ところが、翌元治元年一月十五日家茂が上京してきた頃から、一橋慶喜が意見を変え、横浜鎖港を主張するようになった。すでに前年九月以来、老中水野忠精・板倉勝静ら幕閣の主流は、三港の閉鎖にかえて横浜のみを閉鎖することで、朝廷の意向との間に妥協点を見出そうとする方針を採っていた。朝廷は、直ちに戦争になるような形での攘夷実行こそあきらめたが、三港閉鎖・貿易中止の要求はあい変わらず続いていたのである。それに政局の主導権を取り戻すためには、薩摩藩のリードにばかり任せるわけにはいかないという思惑もある。後見職慶喜も幕府の一員として、幕閣の方針に従ったのであろう。

この横浜鎖港をめぐる、慶喜とほかの参与が対立した結果、二月上旬から三月半ばにかけ参与会議は分裂し、あっけなく解体してしまった。それは政治運動において、大名個人レベルの合議という形式が持つ限界を示したものであった。その結果として、これ以降、薩摩藩の西郷隆盛や大久保利通を典型とするような家臣レベルの動きが、その大名家全体を代表する形で政局の表面にあらわれてくるのである。

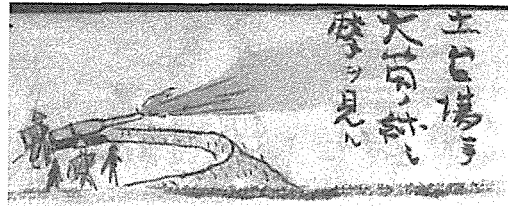


写真 182 土台場での大砲試射(「記憶之友」)

破約攘夷

論の破綻

その頃いったん藩地に追い落とされていた長州藩攘夷派は、勢力挽回の機会をうかがっていた。藩内では前年以來の攘夷戦争に際し、正規軍の兵力を補うため、武士だけではなく農商をも隊員とする奇兵隊・遊撃隊などの、いわゆる諸隊が編成されていた。とくにこれら諸隊が中心となって、兵力をもって京都に攻め上ろうという進発論が、盛んに唱えられるようになった。

桂小五郎・久坂玄瑞・高杉晋作らの指導部は、そうした進発論を時期が適當でないとして、かろうじて押さえ込んでいた。ところが元治元年六月五日、京都の旅館池田屋でひそかに会合を開いていた長州藩士・長州系浪士が、新選組を主力とする幕府方に襲われて全滅するという事件が起きた。

この報をうけた長州藩内では進発論が一気に沸騰し、朝廷に対する嘆願を名目として、ついに家老国司信濃らが兵を率いて上京を開始した。真の目的は、会津藩・薩摩藩を退けて、京都での勢力を回復しようというものである。

七月十八日夜半、待ちかまえていた会津・薩摩両藩をはじめとする幕府側との間に、戦端が開かれた。御所の近辺で激しい戦闘が行われたすえ、十九日には長州勢の敗北がはっきりした。敗北を悟った久坂は、燃えあがる鷹司邸の庭で寺島忠三郎と刺し違えて死んだ。いわゆる禁門の変である。

率兵上京が完全な失敗に終わった長州藩を、さらに新たな衝撃が襲った。攘夷行動に対するイギリス・フランス・アメリカ・オランダ四カ国連合艦隊の下関報復攻撃である。八月五〜六日に戦われたこの戦闘も、

長州側の完敗に終わり、四カ国側との間に下関海峡通過保障などの条項を含む講和協定が結ばれた。その後、長州藩はむしろイギリスと密接な関係をもつようになる。その点は前年七月、鹿児島湾でイギリス艦隊と戦った薩摩藩も同様であった。

こうして長州藩は、対内・対外の戦いにも敗れた。このことは、長州藩が主導してきた破約攘夷論の最終的な破綻を意味し、その後の政局は、別の原理を軸として、新たな展開を示すことになる。

3 幕府の倒壊と兵庫開港

幕権強化の動き

と第一次征長

参与会議の解体と長州藩攘夷派の壊滅によって、幕府は大老井伊の暗殺以来押される一方だった体勢をやや持ち直すことができた。それとともに幕府内部では、この機会に幕府の権力を再び強化し、あくまでも徳川家を中心とする新たな国家体制を築きあげようとする動きが次第に明らかになってくる。

その動きを代表するのは、一方では一橋慶喜であり、また他方では勘定奉行小栗忠順らである。慶喜は参与会議ののち、将軍後見職を辞任し、朝廷から禁裏守衛総督兼摂海防禦指揮という職に任ぜられていた。つまり慶喜は、事実上朝廷の臣下に近い立場となったのであり、以前にもまして朝廷内部の意思決定に強い力を発揮するようになる。また小栗は、フランス公使レオン・ロッシュと結んで、横須賀製鉄所（造船所）の建設など軍勢力の強化を通じて幕権の回復を目指そうとする親仏派の中心人物であった。ロッシュは元治元年

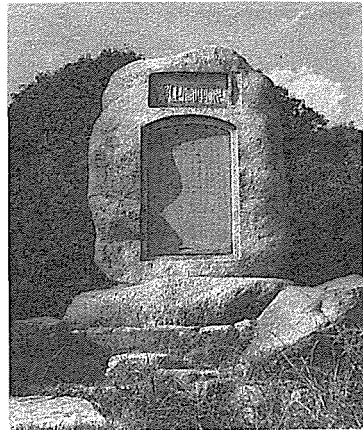


写真 183 海軍營の碑(勝海舟撰文)

(一八六四)三月に着任して以来、薩長両藩に接近を図るイギリスに対抗して、対日外交の主導権を握るため、幕府に協力する方針を採っていた。

こうした幕権強化派が幕府内部で力を持ちはじめると、さきの勝海舟にみられた「一大共有之海局」のような構想が飲迎されなくなるのは当然である。海舟は禁門の変の四カ月後の元治元年十一月、急に江戸に呼び戻され、軍艦奉行の役を召しあげられたうえ謹慎させられ、まもなく神戸海軍操練所

も廃止されてしまうのである。

禁門の変の直後、朝廷は長州藩を「朝敵」とし、長州藩主父子の官位を奪い、幕府にその討伐を命じた。幕府は西国二一藩に出兵を命じ、ここに第一次征長が開始されることになった。

この征長軍にあって大きな影響力をふるったのは、征長総督府の参謀となった薩摩藩の西郷隆盛である。

西郷は当初、本気で長州藩を壊滅させることを考えていた。ところが、九月十一日、失脚寸前の勝海舟と会見した西郷はその考えを改めた。海舟は幕府の内情を洗いざらい西郷に打ち明け、改めて「共和政治」（諸大名合議）の必要を説いたのである。西郷は、海舟の構想の深さに感銘をうけ、「いつまでも共和政治をやり通し申さずには相済み申すまじく」と大久保にあてて書いている。そうとすれば、長州藩をつぶすことは幕府を助けることになり、「共和政治」の実現にとってはマイナスにしかない。

西郷はその後、征長を妥協的に終わらせようと事を運んだ。長州藩側は、禁門の変の責任者として三人の家老を切腹させ、征長軍巡見使の領内巡見を受け入れて、これに応じた。元治元年十二月二十七日、征長総督徳川慶勝（もと尾張藩主）は長州藩の降伏を見届けたとして、従軍諸藩に兵を引き上げるように命じた。こうして今回の征長は、戦火を交えることなくひとまず終わったのである。

その後長州藩内では、幕府に対処する方針をめぐって、諸隊を基盤とする政派と藩政府をよりどころとする政派との間で抗争が繰り広げられた。しかし翌慶応元年（一八六五）三月には、それもひととおり決着がつき、武備を整えて待機するという「武備恭順」の方針が確定した。五月には、禁門の変以来藩外に潜んでいた桂小五郎が帰藩して事実上の指導者の地位につき、さらに藩内を固めていった。

將軍進発

征長がこうした形で終わり、長州藩がその後も対抗の姿勢を強めていたことは、幕府にとって望ましい事態ではなかった。もともと幕藩体制下では、大名の領地を増減したり、所替えをしたり、あるいは改易したりすることは幕府の主要な権限の一つであった。したがって長州藩についても、どのような処分に付するかは、幕府が自由に決定できるはずであった。

ところが「共和政治」をめざす薩摩藩などは、その長州処分を諸大名の合議で決定させようとしたのである。これが実現すれば、幕府は主要な権限を失って、ただの一大名徳川家に近くなり、「共和政治」進展の第一歩になるだろう。対外問題への対処に端を発した体制変革の動きは、長州処分をてことして、具体的な国内体制の問題に及び始めた。

幕府にしてみれば、こうした薩摩藩などの動きを許すことはできなかった。対抗の方法として考えられる

のは、現実の政治の中心地となっている京都に、とにかく將軍・老中以下の幕府中枢が、兵力を率いて乗り込むことである。幕府はその名目を作るため、長州藩に「容易ならざる企て」があるとして、慶応元年四月長州再征のため將軍みずから進発することを触れ出した。

そして閏五月將軍家茂は三度目の上洛をはたし、ついで大坂城に入り、ここを征長の前進基地とした。しかし、このような幕府の動きは、再征の名分が明らかでないとする諸大名側の反発を呼んだ。幕権強化派の小栗らは、この長州征討を手はじめに、いずれは薩摩以下の諸大名をも滅ぼし、徳川家を中心とする中央集権体制を樹立するという構想さえもっていたという。公然たる名分が立たないのは、当然なのである。

長州問題にかかわる幕府と薩摩藩との攻防は、まず長州再征の勅許をめぐって展開された。西郷・大久保らは、名分のない再征に勅許を下すべきではないと朝廷側に働きかけた。九月二十一日、幕府が一橋慶喜の活躍で勅許を得ることに成功すると、激怒した大久保は朝彦親王に向かって、「朝廷もこれかぎり」と言い放ち、また西郷にあてた手紙で、このような「非義の勅命」は勅命とはいえないから、従う必要はないと書き送った。彼らの間では、すでに朝廷の命令とはいっても、必ずしも絶対のものではないとする論理が生まれているのである。

条約勅許

幕府が長州再征の勅許を得る前後、もう一つの新たな事態が生じていた。九月十六日、イギリス公使ハリパーキス、フランス公使ロッシュはじめアメリカ・オランダを含む四カ国代表が、九隻の軍艦をつらねて兵庫沖に現れたのである。その目的は、將軍が大坂に滞在する機会に、京都にも軍事的な圧力を加えて、懸案の条約勅許を一挙に実現させようというものであった。

外国艦隊に兵庫沖まで侵入されたことは、朝廷に計り知れないほどの恐怖を与えた。十月一日將軍家茂は、今開戦となつてはとても勝利はおぼつかないとし、速やかに勅許を下されるように願ひ出た。四日から一橋慶喜・松平容保・小笠原長行らの幕府方、それに招集された在京諸藩代表を交えて朝議が開かれた。

この時も薩摩藩の大久保らは、現在の条約は幕府が勝手に結んだものであり、公議にのつとつたものでない以上勅許されるべきではないと主張した。しかし慶喜は関白二条斉敬ら朝廷側に対し、戦争になつて敗れた場合の責任が取れるのかと迫つた。五日夜孝明天皇はついに条約勅許を決断した。ただし、この勅許に際しても、兵庫開港だけは依然として差し止められたままであつた。

こうして幕府は長州再征に続き、安政五年（一八五八）以来悩まされ続けてきた条約の勅許をも手に入れることができた。將軍進発すなわち幕府中枢の京都移転も、それなりに成果をあげたといえるだろう。しかし朝廷の命とはいっても必ずしも絶対ではないとする薩摩藩をはじめ、諸大名勢力はもう引き下がることはなかった。とくに薩摩藩は、以後幕府と対決する姿勢をますます明らかにしていくのである。

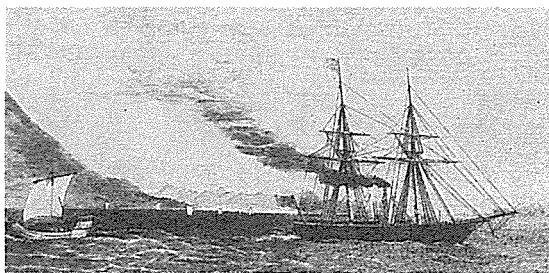


写真 184 鹿児島沖の外国軍艦(『イラストレイテッド・ロンドン・ニュース』)

薩長盟約と

薩摩藩にとってそれは、反面で長州藩との提携を図ることであった。慶応元年十一月頃から、

第二次征長

幕府がようやく長州処分決定にむけて動きだしたことは、そのための都合のよいきっかけとなった。幕府の方針によれば、長州の処分は、藩主の蟄居隠居・世子の蟄居・領地のうち十萬石没収という内容で、長州藩がその処分を受け入れなければ、それを理由に再征の軍を向けようというのである。

この情勢をみて西郷らは、長州藩の中心人物と京都で直接会談することを計画した。十二月、薩摩藩の使者として黒田清隆が山口に赴き、代表の上京を求めた。長州藩内は紛糾した。薩摩藩は会津藩とともに、文久三年（一八六三）以来、長州を痛めつけてきた当の相手である。しかし、前年後半には薩摩藩も土佐浪士坂本龍馬・中岡慎太郎の仲介を通じて、長州藩が外国製の軍艦や小銃を買い入れるための便宜を図っていた。

この切所で薩摩側を信じた木戸孝允（桂小五郎）は、みずから上京を決意したのである。

木戸はあけて慶応二年一月八日、京都薩摩藩邸に着き、西郷らと交渉に入った。西郷は木戸に対し、幕府による処分をいったんは受け入れるように求めた。西郷は、征長戦争が始まれば、全国的な内乱に発展しかねないとみて、できることなら開戦を避けようとしたのである。しかし、木戸はその要求を断わった。長州藩では、すでに「武備恭順」の方針を確定しており、幕府が攻めてくるなら戦う覚悟を決めていた。結局西郷は木戸の言い分を認め、長州藩のために、「朝敵」が取り消されて中央政局に復帰できるよう、尽力することを約束した。これがいわゆる薩長盟約の内容である。

一方幕府は、処分を長州藩に伝えたが応じないとして、すでに配置に着いていた従軍諸大名に開戦を命じ、六月七日から長州藩境で戦闘が始まった。しかし一部の譜代大名を除いては、諸大名勢は進んで戦闘に加わ

ろうとはせず、薩摩藩や広島藩のように出兵命令に応じない大名も多かった。このため幕府軍は各戦線で次々と敗れさった。加えて七月二十日將軍家茂が大坂城で病死した。

徳川慶喜政

権の成立

次代の將軍には、一橋慶喜以外に考えられる人物はいなかった。慶喜はこの時、征長戦争を停戦させ、八月二十日には徳川宗家を相続したが、將軍職につくことは断わり続けたのである。その背景には、將軍死去を機会とした福井藩・薩摩藩を中心とする体制変革への動きが考えられる。すなわち上京中の福井藩松平慶永は、薩摩藩の同調を得て、將軍の選任・長州処分・兵庫開港などの重要問題について諸大名の合議で決定することを慶喜に提案していたのである。この慶永の構想は、幕府を廃止し、朝廷を頭部に据え、そのもとにすべての領主階級を結集しようとするものであった。

慶喜は、慶永の提案を逆に利用し、大名会議で自分が將軍に選任される形をつくりあげることにより、慶永らの狙いをかわそうとしていたのである。十一月七、八日わずか七名の大名らによる形式的な会議を開き、さらに朝廷工作を進めて、孝明天皇からも、慶喜を將軍に就けよというはっきりとした意思表示を取り付けた。そして十二月五日には慶喜に將軍宣下が下され、徳川幕府第十五代將軍に就任するのである。

こうして成立した徳川慶喜政権の特徴は、慶喜個人のそれまでの経歴や孝明天皇との関係からいって、朝廷内部との強いつながりを保っていたことである。それはもはや以前の幕府ではなく、朝廷と幕府を一体にしたような構造を持っていたといっただけであろう。そのうえで慶喜は、ロッシュをつうじたフランスの援助を受けて、軍制改革をはじめとする幕府の建て直しを急ピッチで進めていった。孝明天皇とロッシュに背後から支えられた慶喜は、薩摩藩などにとっては、以前にもまして強力な相手となっていた。

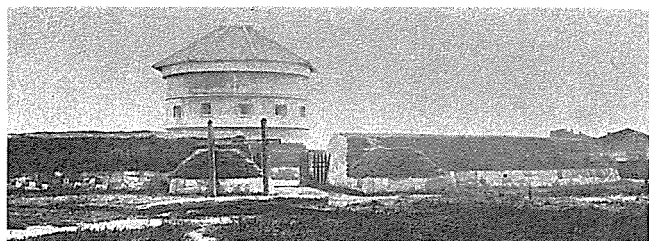


写真 185 明治期の川崎砲台(『ファー・イースト』)

その意味で十二月二十五日、孝明天皇が急死したことは薩摩藩に反撃の機会を与えた。あとを継いだ明治天皇はまだ幼く、自身の政治判断を下せる年齢ではなかった。西郷・大久保は、これを好機とみて、島津久光の上京を決定し、さらに福井藩松平慶永・土佐藩山内容堂・宇和島藩伊達宗城の三人に上京を働きかけた。慶応三年四月から五月初めにかけて、あいついで京に入った四人は時局対策の会議を重ねた。いわゆる四侯会議である。

この会議を企てた西郷・大久保は、四侯を通して幕府に対し、棚上げにされたままの長州処分と兵庫開港勅許という二大問題の解決を迫ることによって、最終的には外交権を軸とした政策決定権を幕府から奪い取ろうとしたのである。こうした狙いを持つ四侯会議には、長州藩も大きな期待を寄せた。これによって、処分が軽く済むことになれば、長州藩はそれを受け入れて公然と政局に復帰できるのである。

兵庫開港の勅許 四侯側と幕府側慶喜との対抗は、慶喜が孝明天皇なきあとの朝廷から兵庫開港の勅許を獲得できるかどうかには勝敗の鍵があった。

兵庫開港の期日は、ロンドン覚書などによってこの年の十二月七日と定まっていたし、その期日の六カ月前すなわち六月七日には、開港が公に布告されなければならないことになっていた。つまり、その日までに勅許が下りなければ、慶喜の負けなのである。ここに焦点を定めた攻撃が、西郷・大久保に残された最後の切

り札であった。

慶喜は執ように勅許を求め、西郷・大久保はあらゆる手段を用いて、勅許が下されるのを妨害しようとした。しかし五月二十三日から二十四日にかけて、徹夜で行われた朝議で慶喜は奮闘し、ついに兵庫開港勅許を獲得した。同時に長州処分についての勅許も下されたが、それにはただ寛大に処置せよとあるだけで、実質上は幕府に任せるというもので、四侯側の敗北は明らかであった。

西郷・大久保は、慶喜がどれほど深く朝廷に食い入っているかを改めて思い知らされた。六月半ば大久保は、藩地鹿児島にあて「ついに幕府、朝廷を掌握」と書き送り、長州藩内でも広沢真臣が前原一誠にあてた手紙で、「恐れながら朝権もことごとく皆、彼（慶喜）が手中にこれある勢い」と述べている。この状況を打開し、体制の転換を目指そうとすれば、それはもはや武力によるしかないであろう。ここに至って、薩長両藩による武力挙兵が急速に具体化されてゆくのである。

兵庫商社と貿易構想 このように兵庫開港は幕府の主導で進められたが、幕府は開港後の貿易においても貿易商人の統制を通じて、兵庫港貿易の利益を独占しようという構想を立てていた。

すなわち慶応三年四月、幕府勘定奉行は老中にあて「兵庫御開港に付き商社取建方并に御用途金見込之儀申上候書付」と題する建言書を提出している。それによれば、これまで横浜・長崎両港で行われていた貿易のやり方では、日本商人の資金力が弱く、外国商人に対抗できないため、日本側の損失になるばかりであったとし、日本側商人の資金力を結集するための方策として、大坂町人のうち有力な者を二〇人ほど選んで「商社」を結成させ、独占的に貿易に当たらせるとともに、この「商社」に居留地の造成費をはじめとする

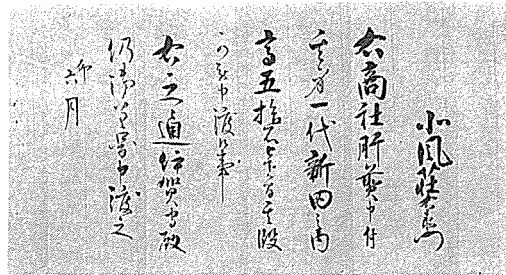


写真 186 北風荘右衛門へ兵庫商社肝煎申渡し書

開港に必要な費用を、一時立替えさせようというのである。

幕府はこの建言にそって、六月五日、鴻池屋善右衛門・加賀屋久右衛門・加島屋作兵衛ら二〇名の大坂の豪商を京都に呼び寄せ、商社の結成を命じた。こうして、いわゆる兵庫商社が大坂中之島に設立された。のち商社員には灘の酒造家嘉納治兵衛・木村喜兵衛・雀部市郎右衛門らや、兵庫の北風荘右衛門・神田兵右衛門・塩屋安兵衛なども加えられた。

だが、こうした幕府の方針は、この面でも諸大名の反発を呼び、対立の姿勢を強めさせる要素となった。たとえば薩摩藩では、大坂商人の金で国々の物品を引き出させ、幕府が一手で外人に直渡しするような悪どい方策であり、諸藩の苦しみは必然の至りととらえていた。つまり、幕府はあいかわらず自身利益しか考えていないというのである。

結局のところ、この兵庫商社は、貿易が始まる前に幕府が倒れたため、ほとんど何もいまま自然消滅してしまった。しかしそこで示された、いわゆる「国産会所」方式による貿易統制構想は、やがて形を変えながらも新政府の政策に受け継がれていくのであり、その意味からすれば、兵庫商社は体系立った貿易政策の端緒として位置付けられるだろう。

兵庫(神戸) ところで、兵庫開港について、条約にその地名ははっきり「兵庫」と記され、また政治の場
開港の準備 でもつねに「兵庫開港」と呼ばれていた。しかし、のちに実際の貿易港となったのは厳密な

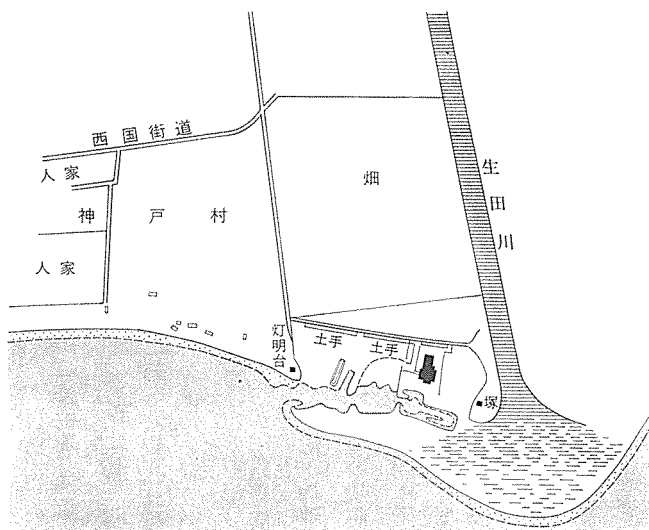


図 63 居留地関係図

意味での兵庫港（和田岬と湊川先の間）ではなく、その東側の神戸村の海岸であった。この違いはどのようにして生じたのであろうか。しばらくこの点について触れておこう。

通商条約の締結後、外国側で最初に兵庫を訪問したのは、初代駐日イギリス公使ラザフォード・オールコックであった。文久元年五月、所用で出張していた香港から横浜に戻る途中、兵庫に立ち寄って港の近辺を視察したオールコックは、当然その港が開港されるものと考えていた。また居留地の場所についても兵庫市内か、和田岬付近の海岸を想定しており、付添いの幕府側役人もそれに同意していたとみられる。

ところが慶応元年九月、外国公使団が条約勅許を求めて兵庫沖に来た頃から、むしろ兵庫港より神戸村の海岸の方が適地として注目されるようになったようである。その後、勅許が下りるのを待たず、幕府は兵庫開港に向けて具体的な準備に取りかかるが、その手はじめが、兵庫と大坂に設けられる予定の居留地の場所を定めることであった。

その結果、慶応三年四月十三日、外国公使団との間で、「兵庫港及び大坂へ外国人居留地の儀に付き」取決めが結ばれた。それには「兵庫に居留地を神戸町と生田川との間に取りきめ（中略）海岸より次第に高く、水はけのよろしきように築き立て、海岸に長さ四百間余の石垣を設け、なお以後決定のうえ、往来筋を開き、下水を掘るべし」とある。ここにみえるように兵庫居留地は、兵庫ではなく神戸に設けられることが確実となっている。

その理由は史料的には明らかでないが、兵庫港近辺は人家が多く、適当な土地が得難いのひきかえ、神戸なら土地に余裕があるうえ、かつての海軍操練所の跡地や付属の船着き場などの施設を利用できたためと考えられる。最終的にはこの時点で、旧来の兵庫港であるなしにこだわらず、居留地前の海岸を港として利用することについても、幕府と外国側との間に了解が成立したとみてよいであろう。その海岸は和田岬によって西風から遮られ、水深もあって、港としての好適な条件を備えていた。

ついで期日当日の十二月七日付けで定められた開港関係規則によると、大坂で貿易取引を行う場合でも、大坂港への外国船の入港は禁止され、輸出入品はすべて「兵庫運上所」で改めを受け、関税を納めることとされている。この兵庫運上所（後の神戸税関）は、居留地前の海岸の一角に設けられたものであるから、明らかにその海岸を事実上の「兵庫港」として、そこで輸出入品を積み降ろすことが定められているのである。

このように「兵庫開港」は、旧来の兵庫港そのものを開くのではなく、その東側の海岸に新たに海外貿易港を開設するという結果をみたのであり、その区域が神戸港と呼ばれることになるのである。なお、その後明治二十五年（一八九二）に至り、貿易量の増大に伴って神戸港の港域が拡大され、兵庫港もその内に含まれ

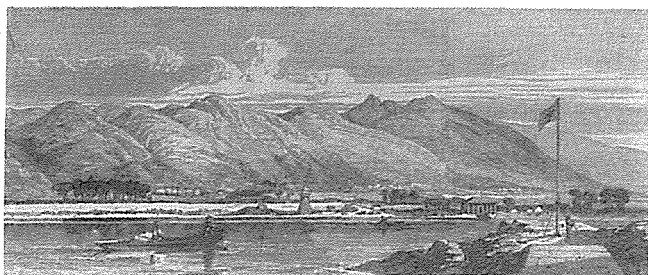


写真 187 開港神戸の風景(『イラストレイテッド・ロンドン・ニュース』)

るようになった。

実際的な開港準備については、開港勅許が下りる直前の慶応三年五月十三日、外国奉行柴田剛中が大坂町奉行兼任となり「兵庫并に大坂表外国人居留地御用取扱」を命ぜられて、事に当たった(七月再設の兵庫奉行も兼任)。六月に入って柴田が立てた計画では、開港に伴って通行量の増加が予想されるため、神戸付近の西国往還道筋を付け替えること、運上所・波止場荷改所・貸し倉庫・関門番所など諸建物の建設、旅籠屋の設置、外国人の食料を確保するための屠牛場や慰安施設としての遊女屋の開設、開港場取締り体制の整備などが挙げられていた。

ついで八月末には、居留地造成請負の入札が三口に分けて行われ、神戸村庄屋生島四郎太夫が海岸石垣築立金八二〇〇両、波止場築出金九〇〇〇両、地平均金六万九八五〇両、総額八万七〇五〇両で三口とも落札した。造成はその後直ちに開始されたが、開港期日までには完成しなかった。結局、柴田の立てた計画のうち実現したのは、運上所および番所の建設と西国往還付替え道の一部(いわゆる徳川道)程度だったようである。

それでも期日の十二月七日(一八六八年一月一日)、造成途中の居留地脇にようやく完成したばかりの運上所で、兵庫奉行柴田ら幕府側当局者をはじめ、外国代表も列席して開港式典が行われた。仮の領事館にあてられた

建物には各国旗が翻り、沖に整然と並んで停泊する一八隻のイギリス・アメリカ軍艦から祝砲が放たれた。その一見華やかな光景は、貿易の盛んな前途を暗示しているかのようみえた。だがその頃、幕府はすでに倒壊寸前であった。兵庫港ならぬ神戸港での本格的な貿易の開始は、新政府の成立とそもとの新たな政策を待たねばならなかった。

大政奉還論

と国家構想

薩長両藩が武力挙兵の決意を固めつつあるころ、慶応三年六月十三日、土佐藩の後藤象二郎が大政奉還論を携えて上京してきた。大政すなわち幕府の政治的権限が、朝廷から將軍に委任されたものだとする観念は、寛政期にみられ始めるが、近くは文久三年の最初の將軍上洛の際、攘夷実行と引換えに「政務委任」の勅書が出されて以来、一般化していた。土佐藩の大政奉還論は、この観念をよりどころとし、將軍から朝廷に大政を自発的に返還させることによって、平和的に体制の変革を実現させようというものであった。

後藤は、山内容堂にこれを建言しようと上京してきたのだが、容堂は入れ違いに高知に帰った後であった。後藤は西郷を説き、薩摩藩を味方に引き入れた。これに広島（芸州）藩も加わり、七月初めには薩土芸三藩盟約が成立し、長州藩もそれを承認した。薩長側には、將軍慶喜が大政奉還に応ずるはずがなく、奉還を拒否すれば、それを名分に挙兵しやすくなるという判断があったし、土佐藩にしても、武力挙兵を計画のうちに含んでいた。

後藤はそのあと高知にとって返し、容堂に建言した。容堂はこれを名案として受け入れたが、武力を背景に奉還を迫ることは認めなかった。十月三日、土佐藩は山内容堂の名で慶喜に対し、大政奉還を勧める建白

書を提出した。そこには「天下の大政を議定する権限は、朝廷にあり」としたうえで、国政を運営する制度として、上下の「議政所」（議會）を設け、その「議事官」は公卿から一般の武士・庶民にいたるまで「公明純良の士を選挙すべし」とうたわれていた。それは安政期以来の国家構想を集大成したものといえるだろう。武力挙兵を決意していた薩長が、土佐藩の構想を否定しなかったのは、実現の手段はともあれ、その内容において互いに矛盾するところがあったためである。

最後の激突

この建白を受けた慶喜はおおかたの予想を裏切って、十月十四日朝廷にあて大政奉還の上表を提出した。慶喜の判断はさすがに鋭かった。薩長が共同して挙兵準備を進めていることを察知し、その名分を奪うため、あえて先手を打ったのである。朝廷は翌十五日これを聞き届け、ついで今後の対策を協議するため、全大名の上京を命じた。慶喜の見通しは、いずれ開催されるはずの大名会議で主導権をとり、再び政権の座に着こうというものであった。

もくろみはずされた薩長側では、西郷・大久保が朝廷内の岩倉具視らと結んで、朝廷を乗っ取るクーデターを計画した。慶喜の見通しを朝廷側の立場から打ち砕こうとしたのである。十二月九日、薩摩・広島・土佐・尾張・福井五藩の勢力によって王政復古クーデターが決行され、王政復古の宣言とともに、摂政・関白など朝廷内の旧制度および幕府の正式廃絶、総裁・議定・参与の三職の新設が明らかにされた。しかし薩摩以外の四藩は、政治的な影響力を失わないため、うわべだけ薩摩藩に同調していたものであり、とくに福井藩の松平慶永は事前に慶喜と連絡をとっていたほどである。

その夜、小御所において、天皇を前にした会議が開かれた。席上、岩倉・大久保は、徳川家領地をすべて

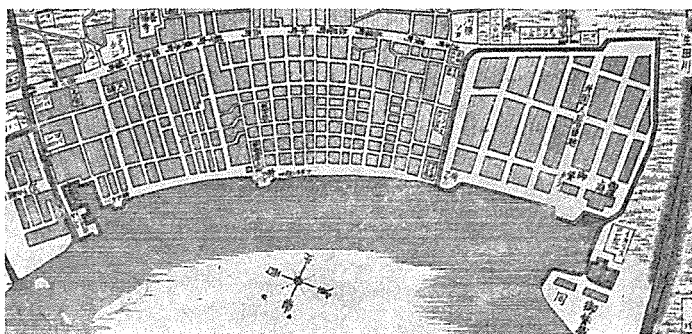


写真 188 明治初期の居留地付近図

返上するように慶喜に対して命ずるべきと主張した。慶喜に無理難題を突きつけることによって、その反発を呼び起こし、あくまでも挙兵のきっかけをつかもうとしたのである。しかし山内容堂・松平慶永の反対にあつて、結局、領地返上は慶喜の方から願ひ出るよう、慶永と尾張藩の徳川慶勝を通じて周旋させることになった。

こうなつては岩倉・大久保の失敗である。事実、翌日から周旋が進められるうちに、徳川家による領地返上はみるうちに骨抜きにされ、やがて全大名が石高に応じて朝廷の費用を献上するという話にすり替わってしまった。それどころか年末には岩倉までが態度を軟化させ、慶喜を議定に登用することが内定しかるまでになった。

この間に、十二月八日の朝議でようやく「朝敵」を許され、入京を許可されていた長州藩は、すでに西宮に藩兵を上陸させていた。追いつめられた薩長側は、西郷の策略で江戸で浪士たちに乱暴を働かせるという、なりふりかまわぬ挑発に出た。この挑発にたまりかねた徳川方は、ついに「討薩」を掲げて、大坂から京都に向け軍勢を出発させた。さすがの慶喜も、家臣たちの突き上げを押さえきれなかったのである。

薩長軍と徳川軍は、明治元年一月三日、京都郊外の鳥羽・伏見で激突した。この戦いにおける薩長側の勝

利は、慶喜の政権奪回の望みを絶ち切るとともに、朝廷を頭部とする新たな政治体制の樹立を最終的に決定づけたのであった。